

平成 2 7 年

第 3 回西原村定例会会議録

平成 2 7 年 9 月 1 1 日

平成 2 7 年 9 月 1 8 日

熊本県阿蘇郡西原村議会

平成 27 年第 3 回定例会会期日程表

| 月 日 | 曜 | 区 分 | 日 程 | 備 考 |
|-----------|---|-----|---|-----|
| 9 月 1 1 日 | 金 | 本会議 | <ul style="list-style-type: none"> ・開会 ・会期の決定 ・諸般の報告 ・村長提案理由説明 ・休会の件について ・全員協議会 ・常任委員会 | |
| 9 月 1 2 日 | 土 | 休 会 | | |
| 9 月 1 3 日 | 日 | 休 会 | | |
| 9 月 1 4 日 | 月 | 休 会 | 常任委員会 | |
| 9 月 1 5 日 | 火 | 休 会 | | |
| 9 月 1 6 日 | 水 | 本会議 | <ul style="list-style-type: none"> ・一般質問（4名） | |
| 9 月 1 7 日 | 木 | 本会議 | <ul style="list-style-type: none"> ・議案審議 （認定第1号～第6号、報告第4号、議案第47号～第49号） | |
| 9 月 1 8 日 | 金 | 本会議 | <ul style="list-style-type: none"> ・議案審議 （議案第50号～第54号、同意第3号） ・委員会審査報告 ・発議第2号 ・西原村選挙管理委員及び補充員の選挙について ・組合議会報告 ・委員会報告 ・委員会の閉会中の継続調査申出について | |

提出議案等

(平成27年9月11日提出)

(村長提出議案)

- 認定第 1号 平成26年度西原村一般会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 2号 平成26年度西原村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 3号 平成26年度西原村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 4号 平成26年度西原村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 5号 平成26年度西原村中央簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 6号 平成26年度西原村工業用水道事業会計決算の認定について
- 報告第 4号 平成26年度西原村健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 議案第47号 西原村個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第48号 西原村手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第49号 村道の路線認定について
- 議案第50号 平成27年度西原村一般会計補正予算(第3号)について
- 議案第51号 平成27年度西原村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について
- 議案第52号 平成27年度西原村介護保険特別会計補正予算(第1号)について
- 議案第53号 平成27年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について

議案第 54 号 平成 27 年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
について

同意第 3 号 西原村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めること
について

（平成 27 年 9 月 16 日提出）

（一般質問）

1 番 坂本隆文君 2 番 西口義充君 3 番 林田直行君 4 番 田島敬一君

目 次

第1号（9月11日）

| | |
|---|----|
| 議事日程第1号 | 1 |
| 応招議員氏名 | 2 |
| 出席議員氏名 | 3 |
| 事務局職員出席者 | 3 |
| 説明のため出席した者の職氏名 | 4 |
| 開会・開議 | 5 |
| 日程第 1 会議録署名議員の指名 | 5 |
| 日程第 2 会期の決定について | 5 |
| 日程第 3 諸般の報告 | 5 |
| 日程第 4 村長提案理由説明（認定第1号～第6号・報告第4号・議案第47号～第54号・同意第3号） | 5 |
| 日程第 5 休会の件について | 13 |
| 散 会 | 14 |

第2号（9月16日）

| | |
|-----------------------------|----|
| 議事日程第2号 | 15 |
| 応招議員氏名 | 16 |
| 出席議員氏名 | 17 |
| 事務局職員出席者 | 17 |
| 説明のため出席した者の職氏名 | 18 |
| 開 議 | 19 |
| 日程第 1 一般質問 | 19 |
| (坂本隆文) | 19 |
| ・西原村のホームページにフェイスブックを活用してみては | |
| ・西原村のマップを製作しては | |
| ・村民の方のアイデアを募集してみては | |
| (西口義充) | 25 |
| ・不妊治療に対する補助について | |
| (林田直行) | 29 |
| ・日置村政について | |
| (田島敬一) | 39 |
| ・マイナンバー制度について | |
| ・ネオニコチノイド農薬について | |
| 散 会 | 47 |

第3号（9月17日）

| | |
|---|-----|
| 議事日程第3号 | 49 |
| 応招議員氏名 | 50 |
| 出席議員氏名 | 51 |
| 事務局職員出席者 | 51 |
| 説明のため出席した者の職氏名 | 52 |
| 開議 | 53 |
| 日程第1 認定第1号 平成26年度西原村一般会計歳入歳出決算の認定について | 53 |
| 日程第2 認定第2号 平成26年度西原村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について | 90 |
| 日程第3 認定第3号 平成26年度西原村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について | 91 |
| 日程第4 認定第4号 平成26年度西原村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について | 91 |
| 日程第5 認定第5号 平成26年度西原村中央簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について | 92 |
| 日程第6 認定第6号 平成26年度西原村工業用水道事業会計決算の認定について | 97 |
| 日程第7 報告第4号 平成26年度西原村健全化判断比率及び資金不足比率の報告について | 99 |
| 日程第8 議案第47号 西原村個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について | 102 |
| 日程第9 議案第48号 西原村手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について | 106 |
| 日程第10 議案第49号 村道の路線認定について | 108 |
| 散会 | 109 |

第4号（9月18日）

| | |
|----------------|-----|
| 議事日程第4号 | 111 |
| 応招議員氏名 | 112 |
| 出席議員氏名 | 113 |
| 事務局職員出席者 | 113 |
| 説明のため出席した者の職氏名 | 114 |
| 開議 | 115 |

| | | | |
|---------|-----------------------|--|-------|
| 日程第 1 | 議案第 5 0 号 | 平成 2 7 年度西原村一般会計補正予算 (第 3 号) について …… | 1 1 5 |
| 日程第 2 | 議案第 5 1 号 | 平成 2 7 年度西原村国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号) について …… | 1 3 1 |
| 日程第 3 | 議案第 5 2 号 | 平成 2 7 年度西原村介護保険特別会計補正予算 (第 1 号) について …… | 1 3 3 |
| 日程第 4 | 議案第 5 3 号 | 平成 2 7 年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号) について …… | 1 3 4 |
| 日程第 5 | 議案第 5 4 号 | 平成 2 7 年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算 (第 1 号) について …… | 1 3 5 |
| 日程第 6 | 同意第 3 号 | 西原村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて …… | 1 3 6 |
| 日程第 7 | 委員会審査報告 | …… | 1 3 7 |
| 日程第 8 | 発議第 2 号 | 西原村議会会議規則第 1 2 9 条に伴う議員派遣について …… | 1 3 9 |
| 日程第 9 | 西原村選挙管理委員及び補充員の選挙について | …… | 1 3 9 |
| 日程第 1 0 | 組合議会報告 | …… | 1 4 0 |
| 日程第 1 1 | 委員会報告 | …… | 1 4 4 |
| 日程第 1 2 | 委員会の閉会中の継続調査申し出について | …… | 1 4 4 |
| 閉 会 | …… | …… | 1 4 5 |
| 署 名 | …… | …… | 1 4 7 |

第 1 号 (9 月 1 1 日)

平成27年第3回西原村議会定例会会議録

平成27年9月11日、平成27年第3回西原村議会定例会が西原村役場に招集された。

平成27年9月11日（金曜日） 議事日程第1号

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 村長提案理由説明（認定第1号～第6号・報告第4号・議案第47号～第54号・同意第3号）
- 日程第 5 休会の件について

1、応招議員 (10名)

| | |
|------|-----------|
| 1 番 | 坂 本 隆 文 君 |
| 2 番 | 中 西 義 信 君 |
| 3 番 | 村 上 貞 廣 君 |
| 4 番 | 西 口 義 充 君 |
| 5 番 | 上 野 正 博 君 |
| 6 番 | 山 下 一 義 君 |
| 7 番 | 林 田 直 行 君 |
| 8 番 | 坂 梨 公 介 君 |
| 9 番 | 宮 田 勝 則 君 |
| 10 番 | 田 島 敬 一 君 |

2、不応招議員 (なし)

3、出席議員 (10名)

| | |
|------|-----------|
| 1 番 | 坂 本 隆 文 君 |
| 2 番 | 中 西 義 信 君 |
| 3 番 | 村 上 貞 廣 君 |
| 4 番 | 西 口 義 充 君 |
| 5 番 | 上 野 正 博 君 |
| 6 番 | 山 下 一 義 君 |
| 7 番 | 林 田 直 行 君 |
| 8 番 | 坂 梨 公 介 君 |
| 9 番 | 宮 田 勝 則 君 |
| 10 番 | 田 島 敬 一 君 |

4、欠席議員 (なし)

5、職務のため出席した職員は次のとおりである。

| | |
|---------|-------------|
| 議会事務局長 | 中 村 義 光 君 |
| 議会事務局書記 | 槇 原 加 奈 子 君 |

6、地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名は次のとおりである。

| | |
|--------|--------|
| 村長 | 日置和彦君 |
| 副村長 | 内田安弘君 |
| 教育長 | 曾我敏秀君 |
| 総務課長 | 泉田元宏君 |
| 企画商工課長 | 高本孝嗣君 |
| 教育課長 | 塚元利文君 |
| 会計管理者 | 片島信幸君 |
| 税務課長 | 佐藤光弘君 |
| 産業課長 | 海東義朗君 |
| 住民課長 | 西山春作君 |
| 保育園長 | 園田久美代君 |

○議長（坂梨公介君）おはようございます。

本日は全員出席であります。第3回の定例会が招集されましたところ、定足数に達しておりますので、平成27年第3回西原村議会定例会を開会します。

ただいまから本日の会議を開きます。本日の会議は、お手元に配付の議事日程第1号のとおり行います。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、10番議員、田島敬一君、1番議員、坂本隆文君を指名します。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、9月3日に行われました議会運営委員会で、本日11日より18日までの8日と決定しておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（坂梨公介君）異議なしと認め、よって会期は、本日11日より18日までの8日間と決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

諸報告として議長から、会議規則第129条のただし書きの規定により、議員の派遣について報告します。

去る8月4日に、町村議会正副議長研修会が熊本県市町村自治会館で開催され、新潟県立大学国際地域学部准教授、田口一博氏による「これからの町村議会～町村議会実態調査結果の分析から地方創生を考える～」についての講演が行われました。全国町村議会の実態と議会は地方創生にどのように取り組むのかについての説明を受けました。

また、8月25日に、町村議会常任委員長・議会運営委員長研修会がグランメッセ熊本コンベンションホールで開催される予定でしたが、台風15号の接近に伴い中止となりました。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4、村長に提案理由の説明を求めます。

（村長 日置和彦君 登壇 説明）

○村長（日置和彦君）おはようございます。

平成27年第3回西原村議会定例会の招集をお願いしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともに大変ご多忙の中、全員のご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

ことは例年になく長い梅雨でありましたが、梅雨明けと同時に記録的な猛暑が続きました。その暑い夏も終わりを告げ、駆け足で秋の訪れを感じる

ころとなりました。しかし、台風シーズンはこれからで、まだまだ気を抜けないところであります。

8月25日に台風15号が16年ぶりに熊本県に上陸し、猛威を振るい、大きな爪跡を残しました。村内におきましても、牛舎の倒壊で牛がけがをしたり、栗の実の落下、風倒木による道路の一部通行止め等が発生をいたしました。

また、一昨日からの北関東から東日本を中心に台風17号、18号の影響による記録的な豪雨により、甚大な被害が発生しております。特に栃木県、茨城県、宮城県、福島県におきましては、堤防の決壊等により家屋の流失、倒壊、土砂崩れ、浸水等で被害が拡大し、死者・行方不明者も発生しております。被害状況もまだ確認できない状況ではありますが、一日も早い復旧・復興を願うとともに、被災された方に心よりお見舞いを申し上げたいというふうに思います。

8月30日に実施しました熊本県・阿蘇地域総合防災訓練におきましては、大津警察署、阿蘇地域振興局、自衛隊、熊本市消防局や消防団、社協及び全職員と村民約2,100名の協力で、緊迫感の中、実のある訓練を実施することが出来ました。

特に、中学校においては、ブローカー車、起震車、煙体験ハウスの展示・体験とあわせ、倒壊家屋捜索救助訓練におきましては、約400名の参加をいただき、JAF、九州救助犬協会の協力で実践的な救出訓練を実施することが出来ました。このことは布田川活断層を有する村として、今後の予期せぬ全ての災害に生かされると感じたところであります。

総合体育館等建設も用地の取得を終え、現在、実施設計中ではありますが、一日も早く完成させ、全ての災害に対処できるよう、防災の拠点として災害発生時の避難場所、避難者の心のケアを含め、健康維持や体力づくり等、もしもの緊急事態に備えて早い完成を目指してまいりたいと考えています。今後ともご指導とご理解をよろしくお願いいたします。

さて、今定例会は平成26年度の決算認定が主な議題であります。河上代表監査委員、上野監査委員、両監査委員さんにおかれましては、7月15日から8月3日までの19日間、猛暑続く中、慎重に監査をしていただき、大変ご苦勞をおかけいたしました。ご報告の中で全会計とも特別な指摘事項もなく、議員各位のご指導と職員の努力を高く評価していただきました。今後ともその言葉を励みに限られた財源で最大限の成果を出せるよう、さらに精進してまいりたいと考えておりますので、議員各位のご指導をよろしくお願いいたします。

平成26年度一般会計におきましては、実質収支で2億8,820万円の黒字を計上し、前年度より646万9,000円の増で、過去にない黒字決算となっております。単年度収支も前年度に続き黒字となっており、また、実質単年度収支におきましては、前年度より1億413万円減少しておりますが、7,871万円の

黒字を維持しているところであります。

一方、地方債残高は22億7,371万円で、基金現在高は22億2,201万円となり借金、貯金ともに現在高がそれぞれ22億円台となり、若干身の軽さを感じているところであります。このことは、議員各位のご指導はもとより、職員の努力の結果とあわせ、私をサポートしていただいている全ての方々に感謝をするところであります。

今後も事業を展開する中で、いかに交付金、補助金を獲得、確保し、利活用できるか、さらに各界とのネットワークを密なものにして拡大していくか、今後の大きな課題と捉えています。何十年に一度と思われる大きな事業も控えています。経費削減の心得は変わることなく、議員各位のご指導とご理解をいただき、将来に向け健全な財政運営と村の発展に努めてまいりますので、よろしく願いをいたします。

さて、ことしも9月を迎え、議員の皆さんも私も今期残すところ1年間となりました。3年間、いろんな問題、難題がありました。宗教問題も大きな事件でありましたが、現在のところ矛先は御船町に向いており、西原村では落ちつきを感じております。しかし、13ヘクタールの土地は開氏の名義のまま残っており、いつどこで動きがあるかわからないものであります。危機感を忘れることなく常に注視してまいりたいと考えております。

私も議員さんも村民の代表として、また代弁者として村の発展と活性化を求め、住民の方々が幸せを実感できるように日々精進努力しなければならないと強く思っているところであります。

議員各位の活躍と職員が安心して仕事ができるためにも、村の発展を阻害するような動きに対し、常に毅然たる態度で働きやすい環境づくりにも心を強くして進めてまいりたいと考えています。今期残された1年間、議員の皆様とともに村民主役の村政運営に傾注してまいりたいと思いますので、今後ともご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明をさせていただきます。

認定第1号、平成26年度西原村一般会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

平成26年度の決算につきましては、住民の皆さんのご理解とご協力、また議員各位の強力なご指導、そして職員の懸命の努力が実り、財政的には申し分のない決算を行うことができました。最低限の予算で最大の効果を上げるべく、効率的でめり張りの効いた予算執行、行財政運営に努め、財政の健全化を進めた結果によるものと確信しております。

長期にわたる景気低迷の中、国の社会資本整備総合交付金や農山村漁村活性化プロジェクト支援交付金、県の補助事業等を活用しながら予算執行を図ってきたところであります。

平成26年度末の積立基金残高は22億2,201万円で、前年度と比較しますと

1億1,530万円の増となっております。地方債発行額は1億7,710万円で、前年度と比較しますと1億910万円の減となり、発行額を公債費の元金償還額以下に抑制した結果、ピーク時の平成15年度末には49億8,902万円の残高が、今年度末には22億7,371万円、ピーク時の45.6%となりました。

平成26年度の一般会計歳入歳出決算額は、歳入で37億3,264万8,293円、歳出では33億7,235万1,134円、歳入歳出差し引き額3億6,029万7,159円で、翌年度へ繰越すべき財源を控除した実質収支額は、2億8,820万559円となりました。

歳入の34.6%を占める地方交付税は12億9,005万円で、前年度と比べますと9,230万円の減で、基準財政需要額の減及び基準財政収入額の増によるものです。そのほか22.4%を占める村税は8億3,652万円で、前年度と比較しますと4.9%の増となっております。

歳出の主なものとしたしましては、人件費6億9,250万円で対前年度比4.1%、2,714万円の増となっております。主な要因としたしましては、職員給、非常勤職員報酬、退職組合負担金等の増によるものです。

扶助費としたしましては4億5,748万円で、対前年度比8.5%、3,587万円の増で、主な要因としたしましては、私立保育園運営費負担金、臨時福祉給付金の増等によるものです。

公債費は3億4,827万円、対前年度比12.2%の減となっております。

物件費では3億3,075万円で、対前年度比5.4%、1,681万円の増となっております。

普通建設事業費におきましては、国の補助金等を活用し、公営住宅新築・改良事業、道路改良事業、小学校体育館天井改修事業等を実施させていただきましたが、5億2,582万円で対前年度比45.1%のマイナス、4億3,161万円の減となっております。うち補助事業等につきましては、2億3,331万円で対前年度比マイナス61%、3億6,464万円の減となっております。

決算につきましては、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定を必要としますので、ご提案させていただきました。

詳細につきましては会計管理者よりご説明いたします。

認定第2号、平成26年度西原村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

歳入総額9億2,787万1,711円に対し、歳出総額8億9,781万6,381円で、歳入歳出差し引き額3,005万5,330円でございます。

歳入におきましては、保険税調定額2億3,993万8,948円に対し、収入済額1億9,371万6,395円で、収納率は現年度95.5%、滞納繰越分25.6%、全体で80.7%であり、収納率の前年度比は現年度で1.8%、滞納繰越分で0.9%の増となっております。

歳入の主なものは、国庫支出金2億7,952万6,015円、療養給付費等交付金

3,369万6,000円、前期高齢者交付金1億646万6,704円、県支出金5,864万9,284円、共同事業交付金1億3,211万4,777円の交付があり、歳入総額の65.8%を占めております。また、基金からの繰入金1,158万2,000円、一般会計からの繰入金4,486万825円、繰越金5,898万4,137円となっております。

歳出の主なものは、保険給付費5億8,010万1,381円で、歳出全体の64.6%を占めております。後期高齢者支援金につきましては1億728万7,749円と前年度比2%の増、介護納付金につきましては5,175万9,427円で、前年度対比5.2%減、共同事業拠出金につきましては1億2,524万4,842円で、前年度対比8.9%増の支出となっております。

詳細につきましては会計管理者よりご説明いたします。

認定第3号、平成26年度西原村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

歳入総額6億1,135万9,749円に対し、歳出総額5億7,202万8,799円で、歳入歳出差し引き額3,933万950円でございます。

平成26年度末の人口7,072人に対し、65歳以上の人口は1,893人、高齢化率は26.8%という状況にあります。平成27年3月末現在で318人が介護認定を受け、そのうち265人が介護サービスを受けられております。内訳としましては、居宅介護サービス176人、地域密着型サービス31人、施設介護サービス58人で、居宅介護サービスの利用率は、地域密着型サービスを含め78.1%となっております。

歳入の主なものは、国庫支出金1億4,930万5,345円、支払基金交付金1億6,134万7,897円、県支出金8,194万2,614円で、歳入総額の64.0%を占め、一般会計からの繰入金が8,048万4,430円で、13.2%を占めております。

歳出の主なものは、保険給付費5億4,572万1,712円で、歳出総額の95.4%を占めております。

詳細につきましては会計管理者よりご説明いたします。

認定第4号、平成26年度西原村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

歳入総額1億5,140万3,754円に対し、歳出総額1億4,855万4,191円で、歳入歳出差し引き額284万9,563円でございます。

平成26年度末の人口7,072人に対し、被保険者は1,047人でございます。歳入につきましては、保険料現年度調定額3,772万2,700円に対し、収入済額3,729万200円であり、公的年金からの特別徴収対象者が全体の約80%を占めており、現年度収納率は99.9%となっております。

その他の歳入の主なものとして、一般会計繰入金として1億1,080万2,994円、内訳は、事務費繰入金521万6,000円、保険基盤安定繰入金が2,353万7,637円、療養給付費繰入金8,204万9,357円で、保険料収納額とあわせ歳入総額の97.8%を占めております。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金 1 億4,727万9,294円、内訳として、保険料負担金3,729万2,300円、保険基盤安定負担金2,353万7,637円、広域連合事務費負担金440万円、療養給付費負担金8,204万9,357円で、歳出全体の99.1%を占めております。また、後期高齢者の療養給付費につきましても、一般会計より繰り入れて拠出してしております。

詳細につきましては会計管理者よりご説明いたします。

認定第5号、平成26年度西原村中央簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

歳入総額7,494万1,806円に対し、歳出総額5,448万989円となり、歳入歳出差し引き額は2,046万817円となり、翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額は1,766万817円でございます。

主な内容としまして、歳入では、水道事業収益の営業収益6,189万4,313円、繰越金1,279万5,360円、財産収入7万5,936円、歳出におきましては、人件費834万26円、電気料等光熱水費747万6,262円、委託料133万7,140円、企業債償還金1,686万1,638円となっております。

平成26年度末の給水人口は村人口の55.3%の3,932人となっており、年々増加傾向にあります。

なお、水道料金の収入状況は、平成26年度決算時点で収納率99.9%となっておりますが、現在は100%でございます。

詳細につきましては会計管理者よりご説明いたします。

認定第6号、平成26年度西原村工業用水道事業特別会計決算の認定についてご説明申し上げます。

収益的収支におきましては、工業用水道事業収益1,956万9,136円で、前年度に比べ227万7,465円の増収となりました。

工業用水道事業費用におきましては1,315万43円となり、前年度に比べ145万8,178円の増額となりました。

なお、剰余金につきましては1,464万8,395円となっております。

当年度純利益は641万9,093円でございます。

詳細につきましては産業課長よりご説明申し上げます。

報告第4号、平成26年度西原村健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてご説明申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律が平成19年6月に公布され、この法律に基づき健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の審査に付した上で議会に報告するとともに、村民に対し公表することが義務づけられております。

公表するのは、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの健全化判断比率と公営企業の資金不足比率となっております。健全化判断比率のうちで、1つでも早期健全化基準以上になった場合は

財政健全化計画を定め、また、資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合は、公営企業ごとに経営健全化計画を定め、財政または経営の健全化を図らなければならないと定めてあります。

詳細につきましては総務課長から報告いたします

議案第47号、西原村個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

本案は、西原村が保有する特定個人情報について、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が平成27年10月5日から施行されることに伴い、同法第31条において、地方公共団体等が保有する特定個人情報について、その適正な取り扱いの確保などのために必要な措置を講ずるよう規定されているため、西原村個人情報保護条例について所要の改正をするものであります。

詳細につきましては企画商工課長よりご説明申し上げます。

議案第48号、西原村手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）に規定する通知カードの再交付等に伴う手数料を新設する等のため、所要の改正を行う必要があるため、西原村手数料徴収条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては住民課長よりご説明申し上げます。

議案第49号、村道の路線認定についてご説明いたします。

今回上程いたしました路線につきましては、平成27年3月定例議会におきまして、議案第24号にて路線廃止いたしました鳥子団地5号線のつけかえ、改良工事が完了いたしましたので、新たに認定するものでございます。

詳細につきましては産業課長よりご説明いたします。

議案第50号、平成27年度西原村一般会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億9,093万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億4,526万5,000円とするものでございます。

歳入の主なものを申し上げますと、地方交付税3,957万7,000円、国庫支出金622万3,000円、県支出金1,744万5,000円、財産売払収入1,500万5,000円、繰越金2億820万円、雑入592万7,000円の増額補正、村債610万円の減額補正でございます。

歳出につきましては、総務費の総務管理の中で、基金費として地方財政法第7条の規定により、繰越金のうち純剰余金の2分の1の1億4,500万円を財政調整基金に積み立てるために支出をいたします。また、電子計算費で1,660万8,000円の増額補正をお願いしております。

土木費の道路橋梁費では、道路維持費4,020万円、道路新設改良費に1,100万円の増額補正、災害復旧費では、現年度農地等災害復旧費に1,669万7,000円を増額補正いたしております。

予備費に3,720万8,000円の増額補正をお願いし、補正後の額としましては4,440万2,000円となっております。

詳細につきましては総務課長よりご説明いたします。

議案第51号、平成27年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,215万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億371万7,000円と定めるものでございます。

主な内容を申し上げますと、歳入につきましては平成26年度決算に伴う繰越金3,005万4,000円、国民健康保険税条例の一部改正に伴う保険税1,000万円の増額補正でございます。

歳出につきましては、諸支出金に1,595万7,000円の増額補正、予備費に2,671万1,000円の増額補正でございます。

詳細につきましては住民課長よりご説明申し上げます。

議案第52号、平成27年度西原村介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,311万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億5,190万3,000円と定めるものでございます。

主な内容を申し上げますと、歳入におきましては国庫支出金58万6,000円の増額補正、県支出金39万8,000円の減額補正、繰入金の23万4,000円の減額補正、平成26年度決算に伴う繰越金3,433万円の増額補正でございます。

歳出につきましては、総務費に42万2,000円の増額補正、地域支援事業費に203万9,000円の減額補正、諸支出金に518万7,000円の増額補正、予備費に2,954万2,000円の増額補正でございます。

詳細につきましては、住民課長よりご説明いたします。

議案第53号、平成27年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ284万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,799万5,000円と定めるものでございます。

主な内容を申し上げますと、歳入におきましては、平成26年度決算に伴う繰越金240万8,000円の増額補正でございます。

歳出におきましては、諸支出金8万4,000円の増額補正、予備費に276万4,000円の増額補正でございます。

詳細につきましては住民課長よりご説明いたします。

議案第54号、平成27年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回の補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ981万9,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を8,026万円と定めるものでございます。

主な内容について申し上げますと、歳入につきましては、一般会計繰入金115万9,000円及び、繰越金866万円の増額補正となっております。

歳出につきましては、営業費用業務費721万4,000円、予備費260万5,000円の増額補正を行っております。

詳細につきましては、産業課長よりご説明申し上げます。

同意第3号、西原村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてご説明申し上げます。

現委員の森永和紀氏が12月22日で任期満了となりますので、引き続き委員をお願いしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

詳細につきましては、総務課長よりご説明申し上げます。

以上、認定6件、報告1件、議案8件、同意1件、合計16件でございます。

議員各位におかれましては、全案件とも慎重審議をしていただき、何とぞご議決を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わらせていただきます。大変お世話になります。

○議長（坂梨公介君）以上で、村長の提案理由の説明は終わりました。

日程第5、休会の件についてを議題とします。

お諮りします。明日12日から15日まで本会議を休会にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（坂梨公介君）異議なしと認め、明日12日から15日まで休会とすることに決定しました。

村長。

○村長（日置和彦君）今、説明の中で1件だけ間違っておりましたということで、整理をさせていただきます。

議案第52号です。上から2行目、国庫支出金58万6,000円の減額補正でございますけれども、説明した中では増額補正と言ったようでございますので、訂正をさせていただきます。

あと1件ございます。同じページの下から3行目、繰越金を284万8,000円と言ったつもりでございますけれども、248万と言ったようであるというふうな指摘を受けましたので、ここらあたりも間違っていたならばそのように訂正をいたします。

以上です。

○議長（坂梨公介君）以上で、本日の議事日程は全部終了しました。
本日はこれをもって散会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（坂梨公介君）異議なしと認め、次の会議は9月16日午前10時より議事日程第2号のとおり行います。

本日はこれをもって散会します。

午前10時38分 散 会

第 2 号 (9 月 1 6 日)

平成27年第3回西原村議会定例会会議録

平成27年9月16日、平成27年第3回西原村議会定例会が西原村役場に招集された。

平成27年9月16日（水曜日） 議事日程第2号

日程第 1 一般質問

1、応招議員 (10名)

| | |
|------|-----------|
| 1 番 | 坂 本 隆 文 君 |
| 2 番 | 中 西 義 信 君 |
| 3 番 | 村 上 貞 廣 君 |
| 4 番 | 西 口 義 充 君 |
| 5 番 | 上 野 正 博 君 |
| 6 番 | 山 下 一 義 君 |
| 7 番 | 林 田 直 行 君 |
| 8 番 | 坂 梨 公 介 君 |
| 9 番 | 宮 田 勝 則 君 |
| 10 番 | 田 島 敬 一 君 |

2、不応招議員 (なし)

3、出席議員 (10名)

| | |
|------|-----------|
| 1 番 | 坂 本 隆 文 君 |
| 2 番 | 中 西 義 信 君 |
| 3 番 | 村 上 貞 廣 君 |
| 4 番 | 西 口 義 充 君 |
| 5 番 | 上 野 正 博 君 |
| 6 番 | 山 下 一 義 君 |
| 7 番 | 林 田 直 行 君 |
| 8 番 | 坂 梨 公 介 君 |
| 9 番 | 宮 田 勝 則 君 |
| 10 番 | 田 島 敬 一 君 |

4、欠席議員 (なし)

5、職務のため出席した職員は次のとおりである。

| | |
|---------|-------------|
| 議会事務局長 | 中 村 義 光 君 |
| 議会事務局書記 | 槇 原 加 奈 子 君 |

6、地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名は次のとおりである。

| | |
|--------|--------|
| 村長 | 日置和彦君 |
| 副村長 | 内田安弘君 |
| 教育長 | 曾我敏秀君 |
| 総務課長 | 泉田元宏君 |
| 企画商工課長 | 高本孝嗣君 |
| 教育課長 | 塚元利文君 |
| 会計管理者 | 片島信幸君 |
| 税務課長 | 佐藤光弘君 |
| 産業課長 | 海東義朗君 |
| 住民課長 | 西山春作君 |
| 保育園長 | 園田久美代君 |

○議長（坂梨公介君）おはようございます。

本日は全員出席であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の議事日程第2号のとおり行います。

日程第1、一般質問を行います。

一般質問については、9月3日に行われました議会運営委員会の中で、発言時間はおのおの40分以内と決定しておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（坂梨公介君）異議なしと認め、40分以内と決定します。

受領番号1番、1番議員、坂本隆文君。件数3件、発言を許します。

（1番議員 坂本隆文君 登壇 質問）

○1番議員（坂本隆文君）おはようございます。1番議員、坂本です。

通告書に記載されました3つの質問をさせていただきます。

先日、記録的な豪雨に見舞われました関東・東北地方で、甚大なる被害と数名の方の尊い命を落とされたと報道されております。お見舞いとご冥福をお祈りいたします。

ただ、この豪雨のときの行政の対応が遅れたと取り沙汰されております。ここ近年、日本はさまざまな災害を体験し、それを教訓とし、国はもとより県、そして全国の市町村までが避難訓練や防災ハザードマップ等を作成し、対策をとられてきましたが、なぜあのような豪雨の中、避難勧告が出されていなかったのかと疑問視もされています。

また、それとは逆に、テレビの生中継で、救助に向かった自衛隊へりが、濁流の中、電柱にしがみついた男性よりも住宅に取り残された人を先に救出するというシーンがございました。このとき、テレビ番組などでは、外にいる男性よりも安全そうな家にいる人を優先したのはなぜと、自衛隊の救出順位について疑問を投げかける人が多かったようです。しかし、驚いたことに、先に救出された人がいた住宅が、数分後、濁流に流され、住人は九死に一生を得られました。このときの自衛隊の判断が正しかったことがわかり、テレビやネットでは、自衛隊の判断がすばらしいなどと称賛する声が上がっております。

救出に当たる際に優先順位などはどのように決定されたのかとの質問がありまして、自衛隊側は、優先順位のような救出の決まりやマニュアルは一切ない。基本的には状況に応じて現場の指揮官がその場で判断していくという説明でした。今回の被害状況を見て、臨機応変に救出した結果だったということになります。現場において、濁流の強さや住宅の1階部分の損壊状況な

ど総合的に判断されたので、このような状態になったというふうに思います。

何にせよ、この緊急時にすばらしい状況判断だったことに間違いありません。私たちも西原村の運営を任されている一員です。この自衛隊のような的確な判断が出来るようにならねばと思っております。日置村長におかれましても、ぜひ的確な判断で今回の一般質問のご回答のほどよろしく願いいたします。

それでは、質問させていただきます。

1番目の質問です。西原村のホームページにフェイスブックを活用してはどうかという質問です。

ここにおられる方で何名の方がフェイスブックの内容をご存じなのかわかりませんので、簡単に説明いたしますと、日記だと思っていただくとよいと思います。フェイスブックは、実名で登録し、写真を載せた日記で、世界で10億人以上の方が利用されています。多くの方が、スマートフォン等で写真を撮り、その場で文章を書き、すぐに公開することができます。すると、フォロワーという自分の仲間に公開し、パソコンや携帯でタイムリーに見ることが出来ます。また、イベント告知など掲載もでき、多くの人に知ってもらうことにより、集客にも役立ち、このフェイスブックには多くの企業が参加し、有名企業がページを持ち、自分たちの顧客に対して宣伝、メッセージを送るなど、最大限にフェイスブックを利用されています。私もフェイスブックを使って夏祭りの告知や婚活イベントなどの参加者募集に活用しており、それを見た人が、また自分の仲間たちに広げ、多くの方に告知することができます。

このようなことを踏まえて、西原村のホームページにフェイスブックを取り入れ、タイムリーにイベント等の告知をすれば、携帯でも見られますので、集客などにつながるとは思います。いかがでしょうか。

○議長（坂梨公介君）村長。

（村長 日置和彦君 登壇 答弁）

○村長（日置和彦君）前段で的確にお答えくださいということでありましたが、今日後はろのほうには多くの方がおいでであります。ということで、出来るだけわかり易く、丁寧に、出来ることは前向きにお答えをさせていただきたいというふうに思います。

まず、1問目の西原村のホームページにフェイスブックを入れ、イベント等の告知をしてはどうかということでございます。

ご質問の件ですが、まずフェイスブックとは何であろうかということで、私なりに理解する必要があると思ひ、フェイスブックについて調べさせていただきました。その中で、フェイスブックとは、ソーシャル・ネットワーキング・サービス、通称SNSと呼ばれるインターネット上のコミュニティサイトの一つであります。日記や考察、つぶやきのような個人的な投稿から、

企業の公式ニュースリリースのような投稿まで、世界中に幅広く利用されていると記載されております。また、このフェイスブックに投稿された情報については、投稿者側で制限しない限り、誰でも自由に閲覧でき、またその情報を多くの方と共有することができます。

その他のソーシャル・ネットワーキング・サービスとして、無料で好きなだけ通話やメールが楽しめるLINEや140文字以内の短文の投稿を共有するツイッターに比べると、1つ当たりの投稿で入力できる文字数が圧倒的に多く、またブログのような使い方をすることも可能なため、フェイスブックを使うと友達や同僚、同級生、仲間たちとより深いつながりを持つことができます。坂本議員が言われるように、携帯電話、スマートフォンからもアクセスができます。調べれば調べるほど、フェイスブックとは便利なものであり、確かに限られた人にイベント等の告知が簡単に出来ることもわかってまいりました。

しかし、一方では、調べるうちに、いろんな犯罪が起きることも知ることが出来ました。例を挙げますと、公開された写真が、知らない人の写真に使われている事件があったり、友達と一緒に写った写真が投稿されていたり、ストーカー事件、殺害事件等まで発展した事例もございます。

冒頭に申し上げましたとおり、このフェイスブックに投稿された情報については、投稿者側で制限をしない限り、誰でも自由に閲覧、多くの人との情報の共有が出来ますが、投稿された情報についての管理上の問題も生じてくるのではないかと思います。個人としての利用される分としては、何ら個人の責任における管理であるので、問題はないと思いますが、西原村のホームページとなりますと、現時点では、セキュリティ問題、投稿されるであろう情報の管理等について、担当課と十分検討を重ねる必要があるというふうに思っております。

また、今回ホームページについては、本年度の当初予算でも計上しておりますように、リニューアルと申しますか、変更する方向でございましたが、まち・ひと・しごと創生総合戦略の中で事業として取り組み可能であるならば、その事業においてホームページのリニューアルとして計画をしております。

そういったことでありますので、フェイスブックの活用、掲載等については、その後、精査し、検討させていただきたいというふうに思います。以上です。

○1番議員（坂本隆文君）ありがとうございます。

確かにフェイスブックは写真等を載せられるのがメインと言ってもいいと思います。私もフェイスブックを使って西原村のイベントなどは告知もしますし、その後に状況をその場で写真を撮ったりとかもしております。そのときに、アプリというダウンロード出来るようなものがありまして、その中で写真の加工とかもできるように、今簡単になっております。例えば顔のとこ

ろだけモザイクをしたり、ちょっと誰かがわからないようにして、雰囲気を壊さずに、そういうことで誰か判断出来ないということも出来ますので、村としても難しいところだとは思いますが、日置村長もスマートフォンをお持ちですので、フェイスブックに登録されて、いろんな情報を見られてみたらいかがかなと、まずは思っておりますので、どうかその辺も踏まえてお考え下さい。よろしく申し上げます。

じゃ、2番目の質問をさせていただきます。

西原村のマップを製作してみたいかという質問です。こちらは、お店が掲載されているマップや施設等が載っているマップのことです。西原村には幾つかのマップがありますが、今現在まともに使えるマップがないと実感しております。西原村が独自に作ったマップは、ここ最近見たことはないと思っております。

阿蘇デザインセンターと協力して作成された今でも使われている西原村のゆるっとマップは、こちらは私も製作に携わったことがあります。これも五、六年ぐらい前に作られたものだと思います。その間、いろいろなお店がなくなったり、また新たにお店がオープンしたりしておりますので、マップとしての価値がいま一つであると感じております。

また、観光推進協議会が発行されているマップは、お店からお金を払ってもらって作成されております。お金を払っていないお店は掲載されておられませんので、このようなマップですと誰のために製作されたマップなのかと疑問に思っておりました。

このようなことを考えますと、行政が中に入り、公平な、そして西原村に来ていただくお客様に対して優しいマップづくりが必要であると感じておりました。また、商工業に関しては、西原村商工会と西原村観光推進協議会とありますが、行く行くは一つになり、協力され、そこに企画商工課が全面協力するのが、これからの西原村商工会の発展へとつながるんではないかと思っております。まずは西原村のお店が全部載った地図を製作していただけないでしょうか。いかがでしょうか。よろしく申し上げます。

○議長（坂梨公介君） 村長。

○村長（日置和彦君） 西原村のマップを製作してはということで、幾つかの団体が西原村のお店が載っているマップを作られておりますが、お金を払っていない等のお店が載っていない。それでは見る人に対して親切ではないという内容の質問でございます。

今回の質問の件ですが、幾つかの団体が西原村内のお店が載っているマップを製作されておりますが、今ご指摘がありましたように、古いマップであったり、お金を払っていない等のお店が載っていない等の問題があるというご意見のため、現在、役場に置いておりますマップをちょっと調べてみました。

地図を重点にしたマップは5点ほどございました。お店が載っているマップとなりますと2点のマップがあり、ご質問にありましたそれぞれの団体のマップがございました。

まず、阿蘇デザインセンターが阿蘇郡を一体化した観光事業の一つとして計画し、西原村分としての本村の観光スポットを中心に作成したマップ、今言われましたように阿蘇西原村ゆるっとマップがありました。これは萌の里及び阿蘇ミルク牧場周辺を中心にお店等を掲載した地図であります。大きさは、これでございます、A3の横判で2枚折りのマップでございます。

もう一つが、阿蘇西原村ぐり〜っとマップということでございます。こちらのほうでございまして、西原村観光推進協議会で発行なされております。大きさは、今見せたようにA2サイズで8つ折りで、先ほどのゆるっとマップの約2倍ほどの広さになります。

マップの中身については、ゆるっとマップのほうは、先ほど申し上げましたように萌の里とミルク牧場周辺に限られており、また、ぐり〜っとマップについては、お店の掲載が推進協議会の会員のみであるのではと認識をしております。坂本議員のご指摘のとおり、見る人に対しては親切ではないというふうに思ったところでございます。

また、今、さっきお話がありましたように、西原村には観光協会的団体として西原村商工会と西原村観光推進協議会という2つの団体が存在しております。現在、西原村商工会の観光部会は、西原村観光協会の役目も担っております。西原村の観光イベント等を積極的に行っているほか、南阿蘇観光協会連絡協議会の会員ともなっております。一方、西原村観光推進協議会は、個々のお店を紹介するマップを作成され、村内外の方々へ本村の観光の推進に資する情報を積極的に提供していただいております。

お互いの団体が現在行っておられます活動は、村の観光の推進及び商工業の発展につながるのではないかと考えており、村といたしましても、それぞれの団体が協力し合い、一つの団体にまとまるよう願っているところでもございます。また、そういうことになれば協力していきたいというふうに思っております。

そのような状況の中、現在、西原村といたしましては、先ほどホームページの話をしていただきましたが、マップ製作については、まち・ひと・しごと創生総合戦略の中で新たな事業として取り組みを計画しておりますので、その事業のもとにおいて西原村の新しいマップの作成を考えたいというふうに思っております。作成内容については、西原村商工会あるいは西原村観光推進協議会、それぞれの団体等と協議をし、見る人に親切なマップを作成したいというふうに考えております。以上でございます。

○1番議員（坂本隆文君）ありがとうございます。

製作していただけるということで、大変うれしく思います。ぜひ他の団体

の方々とお話をさせていただき、全部のお店が掲載されますよう、そして訪れる方々に親切に見えるようなマップづくりをよろしく願いいたします。

続きまして、3つ目の質問をさせていただきます。

村民の方のアイデアを募集してみてもという質問でございます。これは、ちょっと大ざっぱな質問でしたが、内容的には、人が何人か集まったりすると、論議をされる場面がよくあります。その中で、西原村のことを話されて、こうすればもっとよくなるとか、いろいろなアイデアを出されておられますが、結局はその場だけで話が途絶えて、もったいないと思うことも多々あります。また、個人の方でも、頭の中でアイデアをとめているだけではなく、人に伝えたりとかそういうことをする人がなかなかおられません。せっかくですので、そういうアイデアを引き出すにはどうすればいいかと考えて、質問いたしました。

例えば、実例でいいますと、西原村の夏祭りです。ことしで10回目を迎えました。だんだんと人が増え、今でも大盛況で、西原村でも大きなイベントの一つになりました。前にも言ったかと思いますが、これは10年ほど前、小学校3年生の子どもたちからのアイデアです。西原村で夏祭りや花火を見たいと子どもたちからの要望がありました。その子どもたちの夢を何とか現実のものにできないかと、西原村商工会の青年部が動き、また役場にご協力をいただき、始まったものであります。

子どもたちのアイデアから人が動き、また村が動き、そして現実になることもある。小さな子どもさんからお年寄りまで、いろいろなアイデアをいただき、西原村がもっともっと住み良くなるようなアイデアを募集してみてもいかがでしょうか。

○議長（坂梨公介君） 村長。

○村長（日置和彦君） 村民の方々のアイデアを募集してはということで、村民の方々には、西原村のためになる良いアイデアを持っている人もいると思う。募集してはどうかという質問でございます。

今、議員が申されましたように実例として、夏祭りとして、今、西原村の商工会を中心とした大きなイベントでございます。それが子どもさんのアイデアであったということでもあります。アイデアというものは大人も子どもも変わらない。大人が目線と子どもの目線といろんなアイデアがあるというふうに思っております。

その中で、やはり村のためになるよいアイデアの基準とは一体どういうことなのかということで考えてみました。

まずは思いつきましたのが、現在役場ロビーに議会が設置しております目安箱のことでありました。この目安箱の設置は、西原村のために良いアイデアは自由なものとして価値あるものだなと。1つはそのようなことも考えられるなというふうに思っております。

ご提案がありましたよいアイデアの募集については、やはり住民参加という視点からも重要であるという認識をしております。実施をすることについては前向きに検討したいというふうに思っております。その中で、アイデア募集の方法については、メールによる募集や直接手紙等による手渡し受付等、幾つかあると思います。また考えられますが、募集に際し、募集期間や実名による応募等、募集にまつわるような事柄について、そういったことも検討をさせていただきたいというふうに考えております。

当然ながら、アイデア募集を行いますと、応募されたアイデアの中身の精査や、そのアイデアの公表等の課題、またアイデアを採用した場合等の予算の問題等、課題も多く出てくるというふうに考えられます。今後そういったことで設置に向けた方向で役場内で協議をし、できるだけ早いうちにアイデア募集の実現化を図るならばというふうに思っております。以上です。

○1番議員（坂本隆文君）ありがとうございます。

とても前向きなご回答をいただきまして、ありがとうございます。お金もかかることもあるかと思いますが、西原村民、ここで暮らしの良い生活ができるように、いろんな方々からのアイデアを募集して、それを現実のものに出来たらと思っております。

以上、3つ質問させていただきました。これで一般質問を終わりたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（坂梨公介君）受領番号2番、4番議員、西口義充君。件数1件、発言を許します。

（4番議員 西口義充君 登壇 質問）

○4番議員（西口義充君）4番議員、西口です。1問だけ質問をさせていただきます。

さて、今回の台風15号で西原村もたくさんの方々が被害を受けられたこと、心よりお見舞いを申し上げます。また、東日本におきましても、特に茨城地方の方、河川決壊によりまして大きな災害に見舞われ、亡くなられた方もおられます。本当に心よりお見舞いをさせていただきます。

さて、今回の質問については、不妊治療に対する補助について質問をさせていただきます。少子化対策、子どもの出生率の低下に伴い、当行政でも早く取り組むべき問題であると思い、質問をさせていただきます。

その前に、8月23日に西原村構造改善センターにおきまして、元熊本市長の幸山政史氏の講演を聞く機会を得ました。生涯元気な西原村づくりと題しての講演でございました。その中で、地方創生へのいきさつ、流れ等のお話をされたと思っております。

今後の問題として、やはり一番に出生率の増加、子どもの出生率の低下等の対策をしなければいけないというようなお話をされておりました。2番目に、今後の地域のまちづくり、この中でも定住促進、空き家バンクの登録と、

そういう補助のあり方等についてもお話をされておりました。また、西原村は交流人口に恵まれ、各地域の憩いの場、安らぎの場の提供による経済対策と、そして教育改革についてお話をされていたとっております。いずれこの教育改革についてはまた質問する予定でございますので、そのときはまたよろしくお話をいたします。

さて、国の統計によりますと、2040年までに全国の1,800市町村の半分の存続が難しくなるとの予測をまとめておられます。また、896の自治体が消滅の危機にさらされてくるのではないとも言われておりますし、その中で20歳から39歳の女性が今よりも5割以上減るとの予測もあるようでございます。2040年となりますと、あと25年後のこととなりますが、我々も生きていくかわかりませんが、今、西原村の高齢化率26.8%、大幅な人口減になるものと思っております。

当村は、阿蘇郡の中でも比較的恵まれた村でありますし、この恵まれた環境を守っていくには、やはり人口増加の機運を高めていく必要があるわけですね。当西原村、商工会等で昨年から取り組んでおられます婚活活動ももっともっと力を入れてほしい事業であると思っております。内容をお聞きした中でもとても厳しい状況ですが、必ずその婚活活動、成功への道はあると思っておりますので、続けていただきたいと切に思っております。

全国的に今の若者の結婚適齢期が遅くなっている状態です。また、結婚が遅くなっている分、子どもの出生率が下がってきているように思っております。子どもの出生等の資料を読みますと、女性の適齢年齢等が書かれております。そういう機会も逃しているところもあると思っております。また、現代の男性、若者ですけれども、草食系の男性が多くなりまして、精子が少なくなっているとの事実もあると考えられます。我々の時代と比べると、今の若者の結婚の時期は大幅に遅くなってきていますので、出生適齢期も逃してしまいがちではなかろうかと考えられます。

子どもは誰でも欲しいものです。しかし、年を重ねるごとに出生も厳しくなります。そうすると次第に治療が必要となってきました。しかし、治療となると、不妊治療の場合、高額な治療費が必要となります。体外受精や顕微授精によっては、1回当たりの費用が最低でも30万円ほどかかるのが普通だと言われております。2012年度の体外受精の件数が載っておりましたけれども、36万8,000件、その中で出生されたのが1割、4万人ぐらいと言われております。1回の治療でなく、回数を重ねてくると非常に高額な治療になるわけで、そう簡単に治療に進めない人も少なくないと考えられます。

時代の流れかもしれませんが、子どもの出生を望むご夫婦に大いに支援する問題ではなかろうかと、切実に思っております。西原村でもやるべき事業と考えています。県はもちろんのこと、一部の市町村でも不妊治療助成事業が行われています。いろんな条件もありますが、村として取り組むことは出

来るか、出来るとすれば、どの範囲まで助成出来るのか。また、西原村として今後も子育てしやすい環境にしていくにはどうしたら最も良いのか。村長のお考えをいただきたい。よろしくお願いします。

○議長（坂梨公介君）村長。

（村長 日置和彦君 登壇 答弁）

○村長（日置和彦君）西口議員の質問にお答えをさせていただきます。

不妊治療に対する補助についてということでございます。内容が、不妊治療は高額な検査や治療になる。患者の経済的負担も多く、子どもを持つことを諦める夫婦も少なくない。村として支援していく必要があるのではないかとということで申されました。そして、村の人口動向等を申されまして、確かに2040年、全国的な数字は今申されましたけれども、県下35万人が減少するというところでございます。

その中で、県下にあって4市町村だけは人口が増えるであろうというデータは出ております。その4市町村のうちに西原村も入っておりますけれども、私は、それはどうしたものかなと。本当に2040年に西原村は人口増えているんだろうかな、また、増え続けているんだろうかなというふうに思っております。

西原村は、今申されましたように、交通の利便性も市内に近いということで、また自然があり、そしてまた市内への通勤距離の範囲内ということで、人口が増え続けてきました。昭和52年ごろに人口5,000人を切りましたけれども、今7,100人ということであります。しかし、今は足踏みというか、昨年度より人口が3月末で減少をしております。初めてというか、人口がふえなかったということは、もう大分久しい前でございます。

そういう中で、ご質問でございますけれども、我が国の平均の初婚年齢は確実に今上昇傾向が続いております。平成25年には、男性が30.9歳、女性が29.3歳となっております。これに伴い、出産時の女性の年齢につきましても当然ながら上昇しております。平成25年の第1子出産時の平均年齢は30.4歳となっております。また、婚姻率も減少傾向にあり、その理由としては、短期的には経済的な問題、そしてまた中長期的には男女間の価値観の移り変わりや対外環境の変化が影響しているのではないかとというふうに考えております。

子どもを産むのか、産まないのか、いつ産むのかというような判断は、これは夫婦自らの意思で行うものであります。妊娠、出産の実現を希望するご夫婦についても、私もご本人に対しても子どもを願う気持ちがあれば応援したいというふうに思っております。

不妊治療についてですが、今議員がいろいろ申されました、そしてまたご指摘されましたとおりでございます。今後の人口減少社会や人口問題の克服への対応の一助となることへの有効な手段の一つでもございます。また、

重要なことであると私も認識をしております。現在は、そのようなご相談があった場合は、熊本県が実施している特定不妊治療助成事業を紹介することを行っており、実際に数件のお尋ねもあっております。

不妊治療というと、体外受精などの高度生殖医療が思い浮かびますが、このほかにも治療法があり、人工授精は男性から採取した精液を女性の子宮内へ直接注入するというもので、精液の勢いが足りないなど男性側に問題があっても妊娠を成立させることができます。人工授精を試しても結果が出なかった場合は、高度生殖医療を試すこととなります。これには、卵子と精子を培養室で受精して子宮に戻す体外受精と、先ほど言われましたように顕微鏡下で卵子の中に精子を直接注入させる顕微授精の2種類がありますが、この高度生殖医療の費用が高額で、医療機関により異なりますが、議員が先ほど申されましたように、1回平均30万円から高い方は50万円ほどと言われていたようでございます。そして、これは保険適用とはなりませんので、お金が続かないという理由で治療を断念するご夫婦も少なくないというふうに思っております。

熊本県では、経済負担が大きいことから、十分な治療を受けることができず、子どもを持つことを諦めざるを得ないという実態を踏まえ、不妊治療に要する費用の一部を助成する特定不妊治療費助成事業として、体外受精及び顕微授精を受けられるご夫婦に対して、経済的な負担の軽減を図るため、治療費の一部を助成しております。対象は、熊本市を除く県内にお住まいで、指定された医療機関で体外受精または顕微授精以外の方法によっては妊娠の見込みがないか、または極めて少ないと医師に診断された夫婦となっております。また、夫婦の所得が合計730万円未満であることとなっております。助成額は、1回の治療に対する上限額として15万円まで、1年度当たり2回まで、通算10回までとなっているようでございます。助成金額や給付の条件は違いますが、県内市町村で不妊治療として事業を実施しているのは県下の約4分の1の4市4町4村となっております。そのうち、阿蘇郡では3町村で郡内半数の町村が実施をしております。

現在、西原村で妊娠を望んでおられてもお子様には恵まれない方の人数は把握はしておりませんが、熊本県の特定不妊治療費助成事業の助成の対象となられた方は、先ほど全国的な数字を申されましたけれども、県下では平成24年度815名、平成25年度が857名、そして平成26年度974名とのことでございます。このうち阿蘇郡市は、平成24年度は47名、平成25年度31名、そして平成26年度62名という状況でございます。そしてまた、そのうち西原村の対象の方は、平成24年度6名、平成25年度2名、そして平成26年度3名という今の状況でございます。

この不妊治療の助成事業は、住民に身近な施策であり、若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえ、西原村で結婚から子育てまでできる切れ目の

ない環境づくりを進めるという、国と地方における人口ビジョン・総合戦略の考え方にも合致し得ることになると考えております。この取り組みを通じ、子どもの出生率の上昇や出生率の増加により、少子高齢化に有効と考えておりますので、不妊治療費助成事業を実施している他町村の実施内容や動向を考慮しながら検討してまいりたいと考えております。また、このことが安心の村づくりにつながっていくものと考えております。以上でございます。

○4番議員（西口義充君）村長の前向きな答弁、ありがとうございます。

不妊治療に対しての村としての情報発信も大分おこなっているのではないかと考えております。平成24年に6人、平成25年2人、平成26年3名というようなことでございますけれども、余りにもいろいろお聞きしますと結構な方がおられるような状況でございます。やはりそういう情報等も広報、新聞とかそういうものにも載せていただいて、皆様に知っていただくのは大事じゃないかと思っております。

村長におかれましては、本当に7年目でございますけれども、厳しい財政の中でも村の立て直しをやってこられました。その成果も私たちは認めております。出費は多いと思えますけれども、人口等を増やしていくには、こういう助成のあり方も必要ではないかと思っておりますので、ぜひ、早速ですが、予算をつけて取り組んでいただきたいと思っております。

本当にちょっとこのことの経費のことですけれども、ここはやはり県の補助をいただいた残りの分、個人の負担を少なくするために市が補助も出しておりますので、やはり個人負担はなるべく少なくして子どもが産みやすい環境にしていくというのも大事ではなかろうかと思っております。そういうことで、私の質問は終わらせていただきます。

○議長（坂梨公介君）暫時休憩します。

（午前10時46分）

（午前11時00分）

○議長（坂梨公介君）休憩前に引き続き会議を再開します。

受領番号3番、7番議員、林田直行君。件数1件、発言を許します。

（7番議員 林田直行君 登壇 質問）

○7番議員（林田直行君）7番議員、林田です。通告しておりましたように1件についてご質問いたします。

質問内容として、日置村政についてということでございますが、日置村長におかれましては、今日まで約7年間、村長として手腕を発揮され、着実に実績を上げられておられます。一部を挙げますと、皆さんもご承知とは思いますが、道路の新設・改良はもとより、小中学校及び公共住宅、公共施設などの新設、大規模改修などもやっておられます。また、消防の広域化による西原出張所の開設と、それに伴いまして24時間体制の確立なども行われ、ま

た光ブロードバンドの整備をされております。また、児童福祉では、子ども医療費補助を中学3年生まで、また待機児童問題解決のためには、民間保育園の開設、また学童クラブなどについての充実も図られております。高齢者におきましては、福祉タクシーの料金補助など、今までハード面、またソフト面で数多くの事業を活用されながら、これまで実施されてきたところでございます。

そうした努力で、村の財政運営においても改善をされまして、公債費としまして平成19年度で39億8,360万円借銭があったのが、平成26年度は22億7,371万円と減少しております。また、基金としまして、これは貯金と考えてもらっていいんですが、平成19年度の金額が9億9,563万円でしたが、平成26年度には22億2,201万円と増加しており、ますますの村政の発展につながっていると思っております。また、先般来でございますが、宗教法人進出問題では、住民の先頭に立たれ、進出阻止運動に全力を注がれ、より良い住民生活と経済や社会活動の活性化を図られてこられております。

しかし、インターネットのあるサイトに西原村の疑惑として村行政などに批判的とも受け取られる書き込みが平成26年9月2日に投稿されております。そして、ことしの8月22日にビラとして、こういうようなものですが、村内に配布されております。このビラを見まして、こういうサイトがあるということを知ったわけでございますが、この内容を見まして思ったのですが、書き出しに、熊本県阿蘇郡西原村に関するただならぬ疑惑があるというようなことを書いてありまして、11項目に連なりまして、いろいろと疑惑ということで書いてあります。

内容は、一体このビラの内容が誰なのか、どこの企業なのか、どこなのかとは、はっきり、疑惑ということで明記されてはおられませんし、何々らしい、何々等のうわさ、何々と思われるなどの表現であり、これらのさまざま西原村の疑惑を払拭することが大事だと考えると最後には締められておりますが、こういうふうには何かはっきりしない意味不明な文章ではございますが、これは誰が何を意図してやっておるのかはわかりませんが、私たち村民に不信感を抱かせるものではあるかと思えます。

そういうことで、村長、執行部、その真意はどうかということをご説明をお願いしたいと思えます。

○議長（坂梨公介君）村長。

（村長 日置和彦君 登壇 答弁）

○村長（日置和彦君）お答えをさせていただきます。

まずは、冒頭に大変なお褒めをいただきまして、厚くお礼申し上げます。

日置村政についての質問で、要旨といたしましては、インターネットにあるサイトに本行政に批判的な書き込みがある。また、それを印刷して配布しているようである。村民に不信感を抱かせるものである。真意はどうか

説明を求めるといってお尋ねでございます。

私もその西原村の疑惑ということで配布された印刷物を見せていただきました。今議員が見せられたこれでございます。内容につきましては、今議員が申されましたとおりでございますが、果たして誰が投稿したのか、誰が印刷したのか、そして誰が何のために配布したのか、全く正体不明で、意図もわからず、内容についても何を根拠にされたのか、無責任極まる卑劣な行動と困惑しているところであります。しかも、今議員が申されましたように、文面を見てみますと、なかなか知能的で、断言することなく、文章の語尾には必ず「模様である」、「らしい」とか「うわさである」「思われる」など、断言することなく、無責任にも他人が言っているような言い回しでございます。私も発信元がわかるならば、その人に説明し、また反論をしますけれども、相手がわからず、無視せざるを得ないというところでございます。また反論にも値しない内容が多くございます。

今回の疑惑とされる印刷物には、私に対してのものが多くありますが、議決した案件もあり、議員さんや村行政に対しての内容もでございます。今回の一般質問も大変心配されての質問と捉えております。村民に対しての不信感の払拭と発信者不明の相手に対しての反論として、この場で発信することによって、答弁することによって、議会だより「ゆうすい」にも掲載することとなり、公表することができ、ありがたい質問と感謝を申し上げます。

答弁は11項目ございますので、順を追って私及び担当課長から説明をいたしますが、許される範囲内でできるだけ詳しく説明をさせていただきます。

西原村の疑惑、投稿日は2014年9月2日となっております。1年前に投稿されたのが今にわかにかに村民に配布されるのは、何を目的として、何を物語っているのかわかりませんが、さらに今月の6日にも2件の投稿があつているようであります。

1件ずつ番号順に、まずは私から1番、3番、4番、6番について説明をさせていただきます。

1の選挙公約において退職金の中から400万円をカットすることを約束したが、実行されていない模様であるについてお答えいたします。

実は、退職金400万円カット、確かに選挙のとき申しました。よって、当選後どうしたらいいか、給料をどのぐらい減額すればいいのか、担当職員において試算、検討をいたしました。400万円カットと給料減が重なり、また市町村総合事務組合の退職手当条例と照らし合わせたところ、ただ単に退職金だけをカットすることができませんでした。当時の議員さんには、ここにも当時の議員さんは何名かおられますけれども、内容を説明した上で、公約として掲げた以上は何らかの形で公約の実行はすることだけは話しております。当時の議員さんは納得していただいております。選挙公約として掲げた約束事の実行は、時には一部はかなえられんこともあ

るかと思いますが、私は当然の責務と捉え、公約は守るためにあるものと考えております。よって、公約の実行は、責任持って実行いたしますと再度ここで申し上げておきます。

3番目でございます。村営住宅火災翌日、東京村人会出張、議員4名、企画課2名、計6名で出席したとのことらしい。本当のことであるならば、危機管理のなさ、税金の無駄遣いに一言言いたいところであるという内容でございます。

河原団地建物火災におけるその当日の対応等につきまして、時系列にご報告いたします。

平成26年2月1日土曜日であります。午後4時ごろ、私は俵山交流館の萌の里で行われている冬あかりに出席をしておりました。午後5時15分過ぎに私の携帯に建物火災発生との連絡があり、そして現場へ急行し、まずは建物火災の状況及び世帯の方々の安否等の確認を行いました。建物火災発生時は冬季であり、気温が低く、悪い環境でありましたが、火災に遭った建物に入居されていた21号室の田崎さんの家族、22号室の単身の寺本さんについては、早急に河原コミュニティセンターに避難していただくよう指示を出し、また毛布等をセンターへ搬入させ、総務課の村営住宅担当職員及び住民課の職員へ被災された方々への保護をするよう指示をしております。

なお、この建物火災において負傷された方がおられなかったことは不幸中の幸いでありました。また、一時避難所になった河原コミュニティセンターにおいて、被災された方々の一時避難に対する協議を親族も入れ実施し、その結果、田崎さんの家族は、ご家族のご親族の御船町へ、また寺本さんもご親族の益城町へ避難することとなりました。

午後6時29分にこの建物火災は鎮火いたしました。午後7時30分に消防団の地元分団以外は現地解散をさせました。翌日に火災原因を調査する現場検証が高遊原南消防本部、大津警察署により実施されることになり、村としてはその推移を見守ることしかできませんが、現場検証への総務課長、村営住宅担当職員、消防主任の現地立ち会いを指示し、その内容をすぐ報告することといたしました。そして、地元の消防団第5分団を除き、午後8時40分には団長、副団長、私を含め、役場消防担当の現地解散を行ったところであります。

そのようなことで、翌日は議会関係者の方々とともに関東西原会へ出席のため、私は上京をしております。なお、同行いたしましたのは、議長、副議長、常任委員長2名の合計4名です。議員さんも4名出席していただいております。村出身者の2年に一度の会議であり、大事な関東西原会と捉えております。その総会後は、銀座熊本館、電源開発への企業訪問をし、県産商品の動向や情報交換等を行っております。

危機管理に欠けたと申されますが、台風や大雨は何時間降り続くかなかな

か予測が立てづらいです。地震においては、余震もあり、被災者の救出や壊れた建物の片づけ等もしなければなりません。インフラが中断すれば、復旧など数日かけた対策を講じなければなりません。しかし、火災につきましては、被災者の安否と避難先の確保が主な善後策と考えられます。後は警察、消防による現場検証があり、後片づけだと思います。全ての段取り、後処理を副村長、総務課長、消防担当職員、それと住宅の管理の職員に指示し、関東西原会に出席しております。決して危機管理を怠っていたとは認識はしておりません。2年に一度の関東西原会によって、関東在住の村出身者の方々も楽しみにしておられ、企業訪問、これも村にとって大事な企業さんであります。

今回の建物火災に対しても、なすべきことをして、また必要な指示をした上で上京しております。仕事としてやったことを間違っていたとは思っておりません。出席された議員さんにおかれましても同じというふうに思っております。

次に、4番でございます。〇〇〇の館（ユニットケアハウス）の許可と引きかえに外構工事を請け負ったらしいとありますが、西原村には、〇〇〇の館とは、みどりの館であるかなというふうに思っておりますが、みどりの館で話をしているか戸惑いますが、先方に迷惑がかからない程度で説明をさせていただきます。

みどりの館、広域型特別養護老人ホームの増床の件だろうというふうに思います、20床増床しておりますので。これは平成22年度事業で村全体で計画を立てております。その村の計画にみどりの館さんが参加したということで、県知事に申請をなされております。その申請に基づき、平成23年度、県からの採択の報告があり、事業実施をされております。最終許可は平成24年3月、建築完成後、県知事からの許可となっております。村からの許可ではございません。村は県の指導で計画を立てただけで、建築等に補助金等もなく、村としては何らかかわることはあっておりません。よって、許可と引きかえに外構工事を請け負ったなどと、全く関係ないことであります。相手さんにとっても事実無根の話で迷惑をかけないかと心配しているところであります。

次に、6番目は村長の土地が無断で某建設会社の資材置き場として利用されているらしい。これは無断転用と言えることだと思われるとあります。

某建設会社とは、以前私が代表を務めた会社のことではないかと思えます。私の土地ではなく、正確には親の名義の土地であります。実際、私が耕作している土地であります。

経緯を少しだけ申し上げますと、あの一帯は全て県道より五、六m低い畑ばかりでございました。私の土地から西のほうは全部低い土地ばかりでございました。植えつけや収穫時は県道より担げて持ち上げたり下ろしたりと大変な苦勞をした畑でもございました。

そのような中、私の土地の西隣の土地が土砂等で埋め上げ工事を始められました。そうなれば、私の土地の東も高いところにありますので、県道もありますので、私の土地はすり鉢状になる。雨が降れば水のはけ口もままならない状態になります。そのようなときに、木山川災害の土捨て場として埋め上げさせてほしいと申し出があり、それではということで県道の高さまで捨て土の受け入れに承諾をしたところでありました。

しかし、畑であります。埋め上げた後は農地として再生をしなくてはなりません。畑とするならば表土の1 mぐらいは良質土で覆土しなければなりません。良質土を畑に戻すまでは、良い土がなかなか見つからず、年数を要したところでありました。県道から良い土を順序よく入れておりましたので、奥のほうは一時的に資材を置いたこともございます。しかし、現在は、植木用でありますけれども、樹木を植えており、畑として利用しているところでもあります。その間はもちろん雑種地として課税をしております。また畑として再生すれば農地でありますので、私はその土地の奥のほうに平成12年末、南側の山林であります。約2反購入し、現在、資材置き場として利用をしております。その山林も雑種地として課税をしております。ですから、この方は脱税をしているんじゃないかなという話もあったそうでございますけれども、課税は雑種地としてやっております。

そういうことで、その某建設会社とは、私は第一線を引き、現在は経営的にも何らかかわりはなく、私が関与することもありませんが、社長には、くれぐれもあの手前の畑には資材等は絶対置かないようお願いしているところでもあります。

私からは以上4点をお答えいたします。あとは総務課長、企画課長のほうから答弁をいたします。以上です。

○議長（坂梨公介君）総務課長。

（総務課長 泉田元宏君 登壇 答弁）

○総務課長（泉田元宏君）それでは、総務課関係のほうをご説明させていただきます。

まず、2番目でございます下あげ地区の原野を相談なく売買しているらしいというような疑惑についてでございますが、このことは大規模林道交差点のところの大野の原野を払い下げたものであると考えます。

この払い下げの経緯ですが、当時、泉田氏から、自分が請け負っている再春館パークの管理業務遂行のため、また機械等の盗難もあっており、車両、作業用機械等の収納庫を建設するため、この土地の払い下げを強く要請されました。この強い要請を村としても公益上必要であると認め、売買契約を平成23年6月23日付で泉田氏と締結し、所有権を移転したものでございます。その後、泉田氏は第三者へこの原野を転売されておられます。現在、顧問弁護士とも相談をしておりますが、村といたしましては、今後この土地に関す

る契約違反行為が発生した場合は、法的な措置を講じなければならないと考えております。

本件土地の売却につきまして、事前の説明が欠落していた点につきましては、反省すべきと強い認識を持っております。今後は十分に留意して対処してまいりたいと思っております。

続きまして、疑惑の9番目にございます平成22年西原村と駒城との契約に関して、実際は仮契約（地元説明会）であったのに本契約をしているらしいというような疑惑についてでございますが、こちらにつきましては、平成21年10月1日付契約が仮契約であったとされることについてですが、この契約は地元の同意を得て村議会で議決された正式な本契約でございます。

また、この疑惑に書かれていることと同じ内容で、平成26年3月14日に住民監査請求がっております。そのことについては、監査結果棄却となっております。この件の詳細については、平成26年6月号の広報西原及び議会だより「ゆうすい」に号外として掲載をして村民の方々に周知を行っているところでございます。また、草地更新については、畜産の生業として適正な草地利用をする上で必要なものであり、ここに書かれているような内容については理解ができません。

それから、疑惑の10番目にございます駒城が植えた大麦若葉のおかげで周囲の土地に大きな石が流れ込んでいる。また、手つかずのまま道も通れない状態とのことらしいということでございますが、平成25年3月の集中豪雨により、駒城による大麦の栽培を目的とした草地の全面耕起によりまして、土砂が村道及び河川等へ流出をしております。特に河川の下流の方々には大変ご迷惑をおかけいたしました。

このことを受けまして、村といたしましては、同月の19日に役場大会議室におきまして、各集落の代表者の方々にお集まりをいただいて、駒城、千興ファームからこの件に対してのてんまつ及び謝罪を行わせ、今後の適正な草地利用に対する説明及び検討を行っております。

なお、現在は原野における大麦の栽培は禁止としております。そのほかの草地利用については、事前協議の上、実施するというところで、現在まで同様の土砂流出を伴う事案は発生いたしておりません。

また、手つかずのままとされる道についてでございますが、流入した石につきましては、駒城及び西原村において、すぐに石の取り除きをいたしております。通告後から現在まで通行における問題は生じておりません。

最後に、疑惑の11番目といたしまして、草地を改良したために、浜の谷へドロがはびこっており、臭いも大変なものになるらしいということでございますが、この件につきましては、私も議員さん、あるいは役場の職員と、2回ほど現地を確認させていただきました。浜の谷の水質悪化の問題につきましては、単に近年の草地の改良による理由で起こったものとは考えにくい

と思っております。以上です。

○議長（坂梨公介君）企画課長。

（企画商工課長 高本孝嗣君 登壇 答弁）

○企画商工課長（高本孝嗣君）企画課長でございます。疑惑その5、7、8を私のほうから説明させていただきます。

疑惑その5、某企業の工場内で、大手建設業の下請水道工事に対して村の予算を組み、自分の会社で請け負っているとのうわさということでございますけれども、疑惑と言われております某企業の工場内で、大手建設業者の下請水道工事に対して村の予算を組み、自分の会社で請け負っているとのうわさについて調べてみました。

まず、「某企業の工場内で、大手建設業の下請水道工事に対して村の予算を組み」とありましたので、確認をいたしました。産業課の前担当者に聞いてみましたが、鳥子工業団地内の企業のことなのか、そのほかの企業なのか疑問も残りますが、ある大手建設業者が某企業から請負として工事を行った事実はありますが、ただ、村の予算を組んで工事をやったという事実はないとのことで、何のことも確認がとれませんでした。恐らく、後で説明いたしますけれども、疑惑その8ではないかなというふうに感じているところでございます。

また、「自分の会社で請け負っているとのうわさ」とありましたが、その前に「大手建設業の下請水道工事に対して村の予算を組み」と記載されております。先ほど申し上げましたように、予算を組んだこともないのに、何の意味かわかりませんが、特に村営水道工事に対しましては、水道工事業業者でないと工事が行えないということになっておりますので、工事を請け負った会社は水道工事業業者ではないかなというふうに考えております。以上でございます。

疑惑その7、某企業の用地買収に関し、930万円の手数料を村が支払っているらしいとのこと。黒い金が村長のもとへ渡っているのだろうかという疑惑でございますけれども、鳥子工業団地内の企業が、隣接しておりました企業から用地買収を行った際のことであろうと思います。このことは平成24年度予算において執行されておりますが、それぞれ大手企業同士の取引として、それぞれの企業が仲介する宅建業者を同一不動産会社に指名され、当村としては、その仲介業者となった不動産会社に対して手数料を支払ったものでございます。

宅地建物取引業法では、宅地業者が受け取ることのできる報酬の額は「国土交通大臣の定めるところによる」とされ、宅地建物取引業法第46条に基づいて報酬額が定められております。これに基づいて請求があり、平成24年4月に支払っております。

西原村においては、大手企業の取引の中で互いに負担すべき額として、こ

の手数料についても某企業の経費の中に加算をして販売しており、西原村の財源を使用しているものではなく、懐が痛んでいるものでもございません。また、このほかの経費といたしまして、解体費用、土壌検査費用等の経費も購入業者よりいただいておりますので、そこも申し上げておきます。

このことは、平成24年6月定例会において、議案第35号、村有財産の処分についての議決をいただいております、財産処分の内訳として当時の議員各位においても説明をしております。また、現議員さんにおかれましては平成25年9月の定例会において説明をいたしております。

ところで、「黒い金が村長のもとへ渡っているのだろうか」という記事でございませうけれども、どのように考えればそのようなことになるのか、全くの言語道断としか言いようのないことでありまして、西原村自体を愚弄するものではないかというふうに思っております。このことについては、西原村を直接誹謗中傷することよりまだ悪事ではないかというふうに思っております。

この「西原村の疑惑」をインターネット上のサイトに掲載したことより、この西原村の疑惑の内容そのものを情報源なしものを投稿した者、またそれを配布物として印刷した者、配布した者などを現在調査中でございます。明らかになれば、名誉棄損、業務妨害等で法的手段をとることも考えております。以上が7です。

8にいきます。疑惑その8、某企業の負担（205万円）に対して定例会では議会の質問に対してうその答弁と行っているとのうわさ。議会に対してうその答弁をさらにもう一回議会にかけてそのまま現在に至っているとのことらしいと。

疑惑その8については、「某企業の負担金（205万円）に対して定例会では議会の質問に対してうその答弁を行っているといううわさ」について、経緯の説明といたしますか、わかる範囲で私なりに調べております。それをお話しいたします。

平成23年12月16日、平成23年第4回村議会において、当時の総務課長より、補正について某企業への負担金補助としての説明があり、当時、質問もなく、そのまま補正予算として議決をいただいております。その前段として、産業教育委員会説明時における説明資料を見ますと、この205万円については、工業用水道を某企業へ配水する際、消火栓の設置を村からお願いした経緯もございませう。その工事費の2分の1を負担するという説明で行っております。この負担金は平成25年5月に支払われており、その年の8月の定例会において決算として当時の議会の認定も受けております。

うその答弁を行っているといううわさでございませうけれども、この件につきましては、平成24年9月に議員改選により現在の議員になられ、翌年の2回目の議会定例会になります平成25年3月の議事録を確認いたしました。先ほども申し上げましたとおり、前年の8月の決算報告を全議員さんの方に説

明をし、認定を受けておりましたが、再度、3月の議会において205万円の負担金の是非について新しい議員さんから当時の企画商工課長に質問を受けております。そのときに、突然のことでありましたので、当時の企画課長は、原材料費の負担として支払っておりますと申し上げておりました。後ほど、このことが勘違いであったとして、その当時、質問された2人の議員、議会運営委員の皆さん方に、原材料費の負担として説明しておりましたが、勘違いにより、工事費の2分の1でございましたと説明されております。このことにつきましては、うその答弁ではなく、勘違いの答弁であったと私は認識しております。

議員に対しましてそのような説明を行っており、何ら不正を行っていないことではないのでありまして、この内容については、議員さんのみ知るところであり、また議員さんのみ説明されている部分でもございます。先ほどと同じように、「らしい」「うわさ」などと前書きの内容ではありますが、この西原村の疑惑の掲載された内容確認からいたしますと、このサイトに対して投稿した者の確認調査が必要になってくるかもしれません。

私たち職員は、行政をつかさどる者として、この「西原村の疑惑」サイトに対して、投稿した者、また知り得た情報等の漏えいに対して、不信感を抱いているところでございます。以上でございます。

○7番議員（林田直行君） どうも詳しいご説明ありがとうございます。

ということで、私たちも先ほどの説明でありましたように当時議会議員としてやっておりまして、その都度説明を受けて納得をして承認していたということも事実でございますので、私たちもこのビラに対しては、少し何なんだろうかという疑問視があるところでございます。

最近、このサイトに、先ほど村長もお話がありましたように、また新たな書き込みがされているようです。内容は、村や個人に対するものではありませんが、これからもこういうようなサイトといたしますか、いろいろなことで書き込みがあることだろうと思っております。村行政もこれから大きな事業を行っていく上で何らかの支障を来すことにはなるかと思われまます。こういう文章ですが、今後こうした中傷めいたことに対して村はどういう対処をされるか、村長、ご説明いただけますか。

○議長（坂梨公介君） 村長。

○村長（日置和彦君） 今回の疑惑としてインターネットに投稿されておりますが、本当の疑惑は何なんだ、疑惑はどこに潜んでいるのか、なかなかわからないことであり、私は投稿された方に疑惑を感じているところであります。この関連か、今期の始まりから宗教問題に明け暮れ、議員の皆さんにも村を守るために知恵とお力を貸していただきました。個人的に宗教問題に対し問題提起をしていただいた方もおられます。役場職員もこの問題に振り回され、多分にも職務遂行に支障を来したのも事実でございます。

我々も河原地区や西原村の発展と活性化を阻害する行為に対し、良識ある村民の方々と一体となり、西原村を守る会とともに多くのエネルギーを費やして戦ってまいりました。その結果、全ての方々の力で西原村からの撤退という所期の目的は達しております。しかしながら、開発者開俊久氏の土地は残っており、いつ何時再び村を食い潰すような事態が発生するか、不安を払い切れないところもあります。

今回の件、村に対し、愚かなごく一部の人のしわざではないかと思われます。人にはそれぞれ間違い、勘違いはあると思われますが、みずから間違うと思って間違っている人は誰もいないというふうに思っております。今回の件、村の安定した発展を攪乱し阻害する声であり、法の下において現在どうするか相談をしております。起因についても、原因ですね、究明してまいりたいと考えております。

今後ともこういった書き込みに惑わされず、毅然たる態度で我々は村政運営に携わってまいりたいというふうに思っております。林田議員にもこうやって一般質問をしていただき、感謝を申し上げますとともに、今後ともご指導とご協力をよろしくお願いいたします。以上でございます。

○7番議員（林田直行君）もう時間が参っておりますので、次の2点目については、次回の一般質問にしたいと思っております。

先ほど村長が、毅然とした態度で向かっていくということで、安心しました。私たち議会のほうも、ぶれることなく毅然とした態度で、一体となつてやっていきたいと思っておりますので、皆様の力強い決意を持っていただくならと思っております。どうも、終わります。

○議長（坂梨公介君）暫時休憩します。

（午前11時42分）

（午後 1時00分）

○議長（坂梨公介君）休憩前に引き続き会議を再開します。

受領番号4番、10番議員、田島敬一君。件数2件、発言を許します。

（10番議員 田島敬一君 登壇 質問）

○10番議員（田島敬一君）こんにちは。田島敬一です。一般質問を行わせていただきます。

まず、マイナンバー制度についてでございますけれども、多くの不安の声がありながら見切り発車的に採択され、どんどん先に進んでいるというのが、このマイナンバー制度ではないかと思えます。国民総背番号制ということで、従来の住民基本台帳よりも、もっと進んだ、もっと緻密な、各個人が捉えられてしまうという制度でございます。そして、来月10月にはもう国民一人一人に12桁の個人番号を通知する紙製の通知が簡易書留で届くことになっていきます。さらには、希望者には住所、氏名、性別、生年月日、顔写真、そして

個人番号などが身分証明書として使える I C チップ内蔵の個人番号カードが発行されます。

私もこの制度について疑問がありましたので、インターネットだとか、さまざまな文献などを当たりまして調べていましたが、ますます懸念が広く痛感されてきました。

反住基ネット連絡会の白石孝氏によりますと、最大の懸念は不正アクセスや内部犯行による個人情報流出、いわゆるなりすましによる金銭被害ということです。それは、既に国民背番号制の先輩であります韓国とアメリカの状況を見ると、それがもうはっきりとわかり、めちゃくちゃな状況だということです。

韓国は1962年から制度を導入していますが、2007年から2015年、ことしの1月までの8年間でとってみますと、その中で二億数千万件もの不正アクセスと内部からの個人情報流出が発生しているそうでございます。そして、去年1月に流出した銀行口座関連の個人情報の中には、何と朴槿恵大統領のものと同様に推定されるデータまでも含まれていたそうでございます。

アメリカと申しますと、今度は少し歴史が早くて、1936年からでございますけれども、これが、パソコンが普及し始めました90年代の後半以降になりまして、急になりすまし犯罪が増えてきたそうでございます。そして、その累計は2006年から2008年の3年間をとっただけでも約1,170万件、被害総額は約1兆7,300億円に上ると言われています。

日本では、既に個人情報といいましたら、昨年、ベネッセという教育関連の会社の事件がありましたが、社員がお金欲しさに推定2,895万件的個人情報流出させたということがありました。

こういったことでございますけれども、どのようなことが今後考えられるかと申しますと、住民票を勝手に移転したり、——なりすましですね——勝手に婚姻届が出されていたりとか、アパートの契約がされていたり、また自分名義の車が犯罪に使われたり、知らないうちに外国人と結婚していたりということがあります。また、各企業にも、この資料にもありますように、マイナンバーを就職したら告知しなくちゃいけない。そして、その就職企業に至るまで、金庫かどこかで保管して管理する義務があり、従業員は本当に管理は大丈夫だろうかという疑問を感じてもどうしようもないと。

そういった中で、例えば、お金欲しさに個人情報を金に替えるとか、そういったことが考えられます。週刊誌にも特集が出ていました。今どういうふうな犯罪に利用しようかということで、いろいろと研究しているそうでございます。1つは還付金詐欺です。それから2つ目は、あなたのマイナンバーが流出していますとか言って、警察官のふりをして個人訪問して、すぐ止めますから、止めるためには、あなたの銀行の通帳と印鑑、暗証番号をお預けくださいとか、そういった手口が予想されるということです。そういうふ

うに、特にお年寄りとか、余りこの制度を理解していない人たちが絶好のカモとして、今、犯罪組織も研究をしているということです。

そういった中、西原村もこれに協力させられ、また村民に対して周知徹底するということが行われておりますけれども、このように穴だらけというマイナンバー制度自体の制度設計に無理があるということから、この際、この制度に反対を表明されてはどうか。お尋ねいたします。

○議長（坂梨公介君） 村長。

（村長 日置和彦君 登壇 答弁）

○村長（日置和彦君） 田島議員のマイナンバー制度についてということでご質問でございます。

質問の要旨として、個人情報の漏えいが頻発している。村の対応は。各事業所にも負担が多く、また情報管理が大変過ぎる。そもそも制度設計に無理があり、反対表明をしてはということでございます。

今、議員が申されましたように、アメリカ、韓国では、もう既に感じておるということで、韓国では8年間で不正アクセスとか情報漏えいとかいろいろなことが発生しておるということでございます。そして、お金欲しさに個人情報情報を漏えいしておる者がおるということでございます。このことについて犯罪組織ももう研究しておるといようなことでございます。

ご承知のとおり、この制度は国の施策による制度でありますので、村といたしましても、全国一律の国の制度に沿った形で今遂行しているところでございます。

マイナンバーとは、議員も今申されたように、ご承知のとおり、正式には個人番号といいまして、住民票を有する住民一人一人につけられる12桁の番号のことです。マイナンバー制度、社会保障・税番号制度ともいいます。このマイナンバーを使って、税務署などの国の機関や地方公共団体、健康保険組合などが持っている個人のさまざまな情報を同一人の情報かどうか確認する社会基盤として整備されようと今しております。

このマイナンバーを導入する基本的な考え方は、国の機関や地方公共団体などが、社会保障、税、災害対策の3分野で活用することにより、スムーズな申告・申請等が可能となり、住民サービスのより一層の向上につながるためと言われております。例えば、転職してもマイナンバーは変わらないため、年金納付期間の抜け落ちなどのリスクがなくなるなどのメリットがあります。

田島議員が質問されております個人情報の漏えいが頻発しているとのことですが、マイナンバー制度下において、個人情報の取り扱いについては、それぞれの機関が保有している情報を特定の機関に集約し、その集約した情報をそれぞれの機関が閲覧することのできる一元管理の方法はとられておりません。情報は、それぞれの機関が保有し、他の機関の情報を必要とする場合に、その都度情報のやりとりを行う分散管理の方法がとられておりま

す。そのため、もし万が一、マイナンバー、個人番号が他の人に知られても、そのマイナンバーにひもつくあらゆる情報が一度に漏えいするということはありません。

冒頭に申し上げましたとおり、全国一律に展開されている国の施策であり、その重要性も認識しておりますので、反対する意思はございません。以上です。

○10番議員（田島敬一君）犯罪組織の動向を探っているある週刊誌の特集を読ませていただきますと、犯罪組織は相当、詐欺でこのマイナンバー制度という大変おいしい制度を使って人をだますかということを感じて今訓練をしたり、ノウハウを蓄積しているそうです。今ちょうど、まだマイナンバー制度とはいかなるものかということがよく飲み込めていない、何か通知が来たら、これは何だろうというような、そういう層が特にやられるというようなことでもございまして、それで、さくら通り法律事務所の弁護士、清水勉氏が語られることには、どれだけこの制度にコストをかけて制度をつくっても、必ず人間が介在すると。企業にこれを管理させるならば、その管理者という人間が介在するわけでもございまして。その人間というのは、どのような金銭的なトラブルや、例えば弱みを握られたり、そういうことは十分にあり得るわけですから、そうなるかと扱っていた情報を提供するということは絶対に出てきますというふうに言われてございまして、裏社会に売買されると。その内容というのは、現在でも個人情報や裏社会で出回っております。大学卒業生名簿だとか、企業の名簿とかありますけれども、それよりももっと確かで価値のある情報が、このマイナンバー制度によってやりとりされるということは、本当に大変なことだと思います。

それから、また実は身内にだまされるというケースも多いということなんです。これはアメリカの事例で言われております。同じ家の家族というのは、本来ならば信頼できるのが当然であるというふうに思いますけれども、その同じ家族が、いろんなお互い同士のトラブルなどがあつたり、ちょっとしたお金欲しさなどもあります。アメリカの事例では、お金欲しさに子どもが親の番号を盗みましてクレジットカードをつくって借金を膨らませてしまったとか、こういうケースまで起きております。

このマイナンバー制度の何番ですよということで通知する。その中で、家に配達することになると思いますけれども、同じ家の中で、現在では本当に家族が崩壊していたり、夫と奥さんとが仲たがいを今にも離婚するとか、ドメスティックバイオレンスだとか、いろんなケースがあつて、一般的に家族だったら信頼できるというような状況ではないということがあつて、その家族、家庭に対して配達するということは、これ自体もまた大変危険なことではないでしょうか。その点でいかがでしょうか。

○議長（坂梨公介君）村長。

○村長（日置和彦君）マイナンバー制度ということで、このことは国や自治体が社会保障や納税関連の情報を効率的に管理できるようにする制度であります。個人資産を正確に把握し、年金や税金の給付負担を公平にする狙いがあります。

今議員が申されましたように、週刊誌の話であって、犯罪組織が相当研究しているとか、そしてまた、後で申されましたように家族をだましたり、身内がだましたりということで、家族の中での崩壊があると。そして借金をつくると。そういうことであればどうしようもないことでもありますけれども、そういった事例はこのマイナンバー制度以外にもいろんなことがあるかと思えます。そういったことで、そういったことは往々にある事例もあるかと思えます。

このマイナンバー制度、全国の市町村のアンケートでは、確かに6割の自治体が安全対策に不安を感じているとされておりますが、個人番号を管理するシステムをインターネットから遮断するなどの対策を講じることを市町村に今求められています。企業におきましてもメリットがないと言われておりますが、情報管理がし易くなるとか、業務の効率化につながるなどという意見もあっております。また、デメリットといたしましては、情報漏えい問題が多くあっているようでございます。

そのために、国の第三者機関の個人情報保護委員会は、情報漏れや不適切な利用はないかを監視するとされています。重要な個人情報となるマイナンバーは、故意に漏えいすると漏えいした本人や企業に懲役刑や罰金が科せられます。このように悪用を監視し、罰則強化等で個人番号が漏れる原因を払拭するとされております。

来月1日から運用が始まります。国の施策による制度であります。村といたしましても粛々と慎重に進めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○10番議員（田島敬一君）ありがとうございます。

この制度は、国の制度でありまして、西原村の村長さんが反対を表明されたからといってどうにもなることではないかもしれませんが、一般質問の中で、非常にこれは問題点があるということを問題提起しまして、次に移らせていただきたいと思えます。

ネオニコチノイド系の農薬、これについて警鐘乱打をしてはどうかという内容でございます。

EUでは、特にフランスとか、農業を非常に大切にする国々がありまして、どうもミツバチが急に減ってきたとかいう情報があり、そしてどうも疑問としてネオニコチノイド系の農薬が問題ではなかろうかという疑惑があった段階で、EU諸国、特にフランスなどは、その疑いの段階で規制するという原則があるそうでございます。ところが、日本では確かにこの農薬が原因で

あるということが科学的に証明された段階にならないと規制しないと。こういう対処方法の違い、考え方の違いがあるそうでございます。

ところが、ますますこのネオニコチノイドによると思われる蜂の急激な減少、こういった現象が続きますものですから、反対の運動が、世論が高まってきております。

これまでにわかってきた状況ということでは、昆虫や人の神経系で重要な役割を果たすアセチルコリンというものがあるそうでございますけれども、その正常な働きを阻害すると。そして、浸透性ということで、水溶性がありますので、作物に吸収されて、洗っても落とせないと。そして、残存性ということでは、地面の中に1年以上の長期にわたって残留すると。そして、家庭用でも殺虫剤やペットのノミ取り、シロアリ駆除、そして中には建材などにもシロアリの予防、そしてゴキブリ駆除スプレー、殺虫剤などということ、広範囲に使われるということでございます。無味無臭で広範囲に拡散するという特徴があり、昆虫を死に至らしめるということでは、神経のシナプスの部分の硬膜というところにあるアセチルコリン受容体に結合して、神経を興奮させ続けるというようなことでございます。こういったところまではわかっているようでございます。

そして、1990年代初めから、世界各地でミツバチの大量死、大量失踪が報告され、既に2007年春までに北半球から4分の1の蜂が消えたとされていると。このようなことでございます。

日本では、先ほど申しましたように、逆にこの5月に残留基準が緩和されたということで、人間の脳にも悪影響があるのではないかという心配がますます強くなっています。

そういった中で、一部の日本国内の自治体では、ネオニコチノイド系農薬の使用が自粛されてきているところも出てきていると。例えば、長崎県では、養蜂家と農業者が直接話し合って長崎県みつばち連絡協議会が立ち上げられたとか、また別のところでは、ネオニコチノイド農薬を使わないミツバチ認証制度というものをスタートさせて、そして、ここに出している野菜はそれを使っていないものですよというふうな形で、ほかの地域との差別化をして売り上げを伸ばそうとしているところもあるやに聞いております。

そういったところで、農薬はいろいろありますけれども、特にこのネオニコチノイド農薬というのは、昆虫ばかりでなく、人間の脳にも作用して、いろいろと発達障害などを起こすのではないかという説もあります。これに警鐘を村として乱打されてはいかがでしょうか。お尋ねします。

○議長（坂梨公介君） 村長。

○村長（日置和彦君） 2番目でございます。ネオニコチノイド農薬についてということでございます。

内容は、EUでは、蜂など昆虫に与える害が多く、原因ではないかと禁じ

られた。しかるに日本ではこの5月に残留基準が緩和された。人間の脳に作用してADHDなどになりやすくなるのではないかという説もあり、警鐘乱打してはという内容の質問でございます。

ネオニコチノイド系農薬とは、有害性が問題視されている有機リン系農薬にかわって1990年代に日本でも登場し、近年多用されている農薬、殺虫剤であります。たばこの有害成分ニコチンに似ているため、ネオニコチノイドという名前がつけられているとのことであります。

このネオニコチノイド系列の農薬は、これだけ数多くがございます。このネオニコチノイド系農薬は、カメムシの防除にすぐれた防除効果を持ち、他の殺虫剤に比べて人に対する毒性が弱いということと、水田で働く人の健康や米を食べる人の健康を考慮した場合、使いやすい農薬ということでございます。また、水生生物に対する毒性も弱いため、水田の下流に位置する河川や養魚池などへの影響を心配する必要もなく、我が国の米の生産現場において広く使われております。

最近では、住宅建築時に木材建材——合板でありますけれども——などの防虫剤として使用され、断熱材、床下のシロアリ駆除の目的で、土壌処理剤などにも多用されており、建材の表面に塗る接着剤にもまぜて使われています。

西原村内で使用されているネオニコチノイド系農薬は、JA阿蘇西原村中央支所に確認しましたところ、農作物全般には、商品名ということでアトマイヤーという殺虫剤が使用され、水稻の害虫対策としてスタークルという予防剤が広く使用されているようでございます。そして、最近、西原村で栽培する農家がふえていますホオズキには、商品名モスピランという殺虫剤が主に使用されているようでございます。アトマイヤーは、農業関係の殺虫剤のほかに家庭用の害虫駆除剤としても使用され、一般家庭を含め普及しております。なお、スタークルは、水稻苗、作付前の田んぼで使用されております。

このように、ネオニコチノイド系農薬は、主に殺虫剤と使用されており、このため、蜂を初めとした昆虫への影響は高いと考えられ、日本でもこれらの殺虫剤に対する関心が高まっています。

世界各国のミツバチの大量死については、今、田島議員が申されましたようでございますので、説明は省かせていただきます。

人体への影響もあるということでございますが、現時点で科学的に立証されておらず、ADHDの診察ができる医師も日本には少数ということでございます。

西原村でもネオニコチノイド系農薬が使用されているため、特に蜂を使う施設園芸品目に対しては、今後、県の振興局やJAの指導員の指導を受けながら対応したいというふうに考えております。

次に、自治体独自の自主規制についてですが、県へも確認いたしました

が、県内でネオニコチノイド系農薬の自主規制をしている自治体はないということでした。ネオニコチノイド系農薬については、さまざまな研究が行われていますが、人体や蜂の生態系への影響は科学的に立証されていないことから、県も科学的根拠がない中で規制や注意喚起はできないとのことでありました。なお、現時点でできるのは、農薬の適正な使用に関する指導や助言であり、今後、蜂や人体への影響が科学的に立証されれば、国も規制に動くだろうということでありました。

現在、ネオニコチノイド系農薬は、カメムシにすぐれた防虫効果を持ち、また人や水生生物に対する毒性が弱い特性があることで、多くの都道府県で使用されております。現在まで同程度の防除効果を持ちながらミツバチへの悪影響が全くない殺虫剤は開発されておらず、ミツバチへの被害を防止する観点を含め、カメムシ防除に使用する新たな殺虫剤の開発や殺虫剤の適正な使用方法を検討するため、情報の収集と解析が行われています。

農林水産省では、これらの情報をもとに、ネオニコチノイド系農薬やそれにかわる殺虫剤を用いることによる防除効果への影響、ミツバチへの影響、人や水生生物への影響などのバランスを考慮し、農薬の使用方法の変更が必要かどうかを検討しており、必要であれば変更されると思われま

す。本質問に関しましては、これまで述べましたとおり、まず国が取り組むべき課題であり、自治体での自主規制は難しく、代替農薬が見つかり、国がネオニコチノイド系農薬の使用を禁止すれば、おのずと使用されなくなるものと考えております。議員が先ほど申されましたように、一介の西原村の村長が言うことではなくして、西原村が警鐘を乱打してもどうにもならないことではなかろうかなというふうに思っております。以上です。

○10番議員（田島敬一君）村長が言われることはよくわかります。しかしながら、これは疑いがある以上は、私は議員としての立場から、特に子どもたちの成長発達を願う立場から、やっぱり虫だけではなくて人間にも影響があるのではないかということが、もうかなりな程度わかってきているのではないかと。

その中で、ことしの5月19日には、厚労省が食品残留基準をハウレンソウについては従来の13倍に緩和したというような逆な動きをしているということで、これは、農業のことばかりでなく、食品の問題でもある、子どもたちの発達の問題でもあるということから、大いに警鐘を乱打し、そして出来るならば、やはり村内だけでも、仮に使うとしても影響のないような使い方を研究していただきますように問題提起いたしまして、終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（坂梨公介君）以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（坂梨公介君）異議なしと認め、次の会議は17日午前10時より、議事日程第3号のとおり行います。

本日はこれをもって散会します。

午後 1時35分 散 会

第 3 号 (9 月 1 7 日)

平成27年第3回西原村議会定例会会議録

平成27年9月17日、平成27年第3回西原村議会定例会が西原村役場に招集された。

平成27年9月17日（木曜日） 議事日程第3号

- | | | |
|-------|--------|------------------------------------|
| 日程第 1 | 認定第 1号 | 平成26年度西原村一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 2 | 認定第 2号 | 平成26年度西原村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 3 | 認定第 3号 | 平成26年度西原村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 4 | 認定第 4号 | 平成26年度西原村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 5 | 認定第 5号 | 平成26年度西原村中央簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 6 | 認定第 6号 | 平成26年度西原村工業用水道事業会計決算の認定について |
| 日程第 7 | 報告第 4号 | 平成26年度西原村健全化判断比率及び資金不足比率の報告について |
| 日程第 8 | 議案第47号 | 西原村個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 9 | 議案第48号 | 西原村手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第10 | 議案第49号 | 村道の路線認定について |

1、応招議員 (10名)

| | |
|------|-----------|
| 1 番 | 坂 本 隆 文 君 |
| 2 番 | 中 西 義 信 君 |
| 3 番 | 村 上 貞 廣 君 |
| 4 番 | 西 口 義 充 君 |
| 5 番 | 上 野 正 博 君 |
| 6 番 | 山 下 一 義 君 |
| 7 番 | 林 田 直 行 君 |
| 8 番 | 坂 梨 公 介 君 |
| 9 番 | 宮 田 勝 則 君 |
| 10 番 | 田 島 敬 一 君 |

2、不応招議員 (なし)

3、出席議員 (10名)

| | |
|------|-----------|
| 1 番 | 坂 本 隆 文 君 |
| 2 番 | 中 西 義 信 君 |
| 3 番 | 村 上 貞 廣 君 |
| 4 番 | 西 口 義 充 君 |
| 5 番 | 上 野 正 博 君 |
| 6 番 | 山 下 一 義 君 |
| 7 番 | 林 田 直 行 君 |
| 8 番 | 坂 梨 公 介 君 |
| 9 番 | 宮 田 勝 則 君 |
| 10 番 | 田 島 敬 一 君 |

4、欠席議員 (なし)

5、職務のため出席した職員は次のとおりである。

| | |
|---------|-------------|
| 議会事務局長 | 中 村 義 光 君 |
| 議会事務局書記 | 槇 原 加 奈 子 君 |

6、地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名は次のとおりである。

| | |
|--------|--------|
| 村長 | 日置和彦君 |
| 副村長 | 内田安弘君 |
| 教育長 | 曾我敏秀君 |
| 総務課長 | 泉田元宏君 |
| 企画商工課長 | 高本孝嗣君 |
| 教育課長 | 塚元利文君 |
| 会計管理者 | 片島信幸君 |
| 税務課長 | 佐藤光弘君 |
| 産業課長 | 海東義朗君 |
| 住民課長 | 西山春作君 |
| 保育園長 | 園田久美代君 |

午前10時00分 開議

○議長（坂梨公介君）おはようございます。

本日は全員出席であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の議事日程第3号のとおり行います。

日程第1、認定第1号、平成26年度西原村一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

内容の説明を会計管理者に求めます。

（会計管理者 片島信幸君 登壇 説明）

○会計管理者（片島信幸君）おはようございます。

それでは、認定第1号につきましてご説明いたします。

認定第1号、平成26年度西原村一般会計歳入歳出決算書。

あけていただきまして、1ページの歳入からでございます。

款、予算現額、調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額の順で朗読いたします。

款1 村税、7億9,694万7,000円、9億599万6,717円、8億3,651万8,045円、742万6,253円、6,205万2,419円。

款2 地方譲与税、4,023万1,000円、4,023万1,000円、4,023万1,000円、0、0。

款3 利子割交付金、99万8,000円、99万8,000円、99万8,000円、0、0。

款4 配当割交付金、362万3,000円、362万3,000円、362万3,000円、0、0。

款5 株式等譲渡所得割交付金、363万6,000円、363万6,000円、363万6,000円、0、0。

款6 地方消費税交付金、8,778万3,000円、8,778万3,000円、8,778万3,000円、0、0。

あけていただきまして、次のページです。

款7 ゴルフ場利用税交付金、3,213万3,000円、3,213万3,690円、3,213万3,690円、0、0。

款8 自動車取得税交付金、359万1,000円、359万1,000円、359万1,000円、0、0。

款9 地方特例交付金、477万2,000円、477万2,000円、477万2,000円、0、0。

款10 地方交付税、12億9,004万8,000円、12億9,004万8,000円、12億9,004万8,000円、0、0。

款11 交通安全対策特別交付金、66万2,000円、66万2,000円、66万2,000円、0、0。

款12分担金及び負担金、6,486万9,000円、6,555万3,175円、6,533万7,675円、0、21万5,500円。

款13使用料及び手数料、713万9,000円、742万7,940円、742万7,940円、0、0。

款14国庫支出金、3億9,586万6,000円、3億3,132万649円、3億3,132万649円、0、0。

あけていただきまして、款15県支出金、2億8,238万3,000円、2億8,417万3,616円、2億8,417万3,616円、0、0。

款16財産収入、4,629万3,000円、5,082万4,449円、3,748万5,949円、0、1,333万8,500円。

款17寄附金、567万2,000円、765万円、765万円、0、0。

款18繰入金、7,263万7,000円、7,263万9,055円、7,263万9,055円、0、0。

款19繰越金、3億4,665万7,000円、3億4,665万7,857円、3億4,665万7,857円、0、0。

款20諸収入、1億2,103万8,000円、1億72万6,117円、9,885万9,817円、0、186万6,300円。

あけていただきまして、款21村債、1億7,840万円、1億7,710万円、1億7,710万円、0、0。

歳入合計、37億8,537万8,000円、38億1,754万7,265円、37億3,264万8,293円、742万6,253円、7,747万2,719円。

あけていただきまして、9ページの歳出でございます。

款、予算現額、支出済額、翌年度繰越額、不用額の順で朗読いたします。

款1議会費、6,760万4,000円、6,729万185円、0、31万3,815円。

款2総務費、7億9,013万8,000円、7億6,092万8,542円、1,342万7,000円、1,578万2,458円。

款3民生費、8億7,990万4,000円、8億7,066万4,917円、0、923万9,083円。

款4衛生費、3億727万1,000円、2億9,869万7,469円、0、857万3,531円。

款5農林水産業費、2億6,517万7,000円、2億5,800万6,312円、190万円、527万688円。

あけていただきまして、款6商工費、1億663万5,000円、5,642万5,592円、3,917万8,600円、1,103万808円。

款7土木費、3億6,153万9,000円、2億5,065万6,944円、1億720万円、368万2,056円。

款8消防費、1億7,062万6,000円、1億6,878万7,139円、20万円、163万8,861円。

款9教育費、3億486万5,000円、2億9,071万9,981円、0、1,414万5,019円。

款10災害復旧費、211万5,000円、190万5,854円、0、20万9,146円。

あけていただきまして、款11公債費、3億4,843万1,000円、3億4,826万8,199円、0、16万2,801円。

款12諸支出金、1,000円、0、0、1,000円。

款13予備費、1億8,107万2,000円、0、0、1億8,107万2,000円。

歳出合計、37億8,537万8,000円、33億7,235万1,134円、1億6,190万5,600円、2億5,112万1,264円。

あけていただきまして、歳入37億3,164万8,293円、歳出33億7,235万1,134円、歳入歳出差引残額3億6,029万7,159円、うち基金繰入額0、翌年度繰越額3億6,029万7,159円。

平成27年9月11日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

あとに、実質収支に関する調書、歳入歳出決算事項別明細書並びに財産に関する調書を添付しております。議員各位のご質問により、それぞれ担当課長より答弁させていただきます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（坂梨公介君）ただいま認定第1号の説明が終わりましたが、質疑に入ります前に、監査委員の上野正博君に、平成26年度の決算について審査報告を求めます。

（監査委員 上野正博君 登壇 説明）

○監査委員（上野正博君）おはようございます。

平成26年度決算審査報告。

監査委員の上野です。ご指名により、平成26年度の決算審査報告を、既にお配りしてあります西原村一般会計、特別会計、企業会計決算審査意見書をもとに報告させていただきます。

まず、資料をおあげいただきまして、地方自治法第233条第2項の規定により、平成27年7月14日付で審査を求められました平成26年度西原村一般会計、特別会計及び企業会計並びに運用基金の運用状況について、その審査を終え、平成27年8月11日付、西監発第22号により、日置村長に本意見書を提出させていただきました。

本意見書につきましては、全項目について、監査委員であります河上勝彦委員との2名合議の上、審査を進めたところであります。

次をおあげいただきますと、目次でございますが、事前配付済みでもう既に十分ごらんいただいていると思いますので、説明は簡潔に行いたいと思います。

1ページをおあげください。

審査についてでございます。

審査対象としまして、平成26年度西原村一般会計歳入歳出決算、同じく特別会計で、年度等は省略させていただきますが、国民健康保険特別会計、介

護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、中央簡易水道事業特別会計及び企業会計としまして工業用水道決算報告、その他実質収支に関する調書、財産に関する調書及び財産管理、目的基金の管理状況、以上9項目について審査させていただきました。

2でございますが、決算書の調整並びに提出時期につきましては、法定の期間内に提出されているところであります。

3、審査の期間でございますが、平成27年7月15日から8月3日までの19日間のうち、実日数7日でございます。

4、審査の方法であります。この決算審査に当たっては、監査基準によるほか、下記の7点について審査いたしました。特に、(4)につきましては、ほとんどの行政事務に収入・支出が絡みますが、法令や条例を遵守し、執行されているかどうか、特に注意したところであります。

次に、2ページをごらんください。

審査の結果でございます。

平成26年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算額は第1表のとおりで、各会計とも決算書、関係諸帳票、証拠書類を審査した結果、決算計数はいずれも符合し、正確であることを確認しました。

また、予算執行、収入支出事務の処理については適正に処理され、財産管理についても後の審査意見に述べているとおり、正確であることを認めました。

次に、3ページをお開きください。

この3ページから30ページまでは、一般会計についての決算の概要及び予算執行について審査意見を述べております。

歳入の主なものを申し上げますと、歳入総額37億3,300万円で、財源構成比として、地方交付税12億9,000万円、構成比34.6%、村税8億3,700万円、構成比22.4%、繰越金3億4,700万円、構成比9.3%、国庫支出金3億3,100万円、構成比8.9%、県支出金2億8,400万円、構成比7.6%、村債1億7,700万円、構成比4.7%などです。この財源構成比の中で、増減額の大きい費目を幾つか挙げてみますと、国庫支出金3億2,100万円、49.2%の減、主なものとして、地域の元気臨時交付金2億500万円の減、社会資本整備総合交付金1億2,500万円の減によるところです。

次に、村債1億900万円、38.1%の減、主なものとして、公共事業等債8,900万円の減によるところが大きく影響いたしております。また、地方交付税については9,200万円、6.7%の減となりますが、これは起債償還額の減によるところが大きいようです。

そして、自主財源の根幹をなす村税につきましては3,900万円、4.9%の増となっております。内容としては、市町村民税個人1,200万円、法人2,400万円、計3,600万円の増によるものが大きいようです。

なお、自主財源、依存財源については第3表のとおりで、自主財源は14億7,300万円で決算額の39.5%であり、前年度と比較し8.9%の増となっております。これは繰入金6,600万円等の増によるものです。依存財源は22億6,000万円で決算額の60.5%で、前年度と比べ18.8%の減であります。主なものとしては、国庫支出金3億2,100万円、49.2%の減、村債1億900万円、38.1%の減などであります。

歳入決算額の合計では、前年度と比べ4億300万円、9.8%の減となっております。

次に、13ページをお開きください。

歳出について主なものを申し上げます。歳出総額33億7,200万円で、構成比の高い順から目的別に列挙してみると、民生費8億7,100万円、構成比25.8%、総務費7億6,100万円、構成比22.6%、公債費3億4,800万円、構成比10.3%、衛生費2億9,900万円、構成比8.9%、教育費2億9,100万円、構成比8.6%、農林水産業費2億5,800万円、構成比7.7%などとなっております。

目的別で前年度との増減状況を見ると、増になっているのは、商工費3,800万円、205.2%、民生費7,800万円の9.9%の増です。増の要因としては、商工費が普通建設事業費3,800万円、民生費が、扶助費3,200万円、人件費1,300万円等の増によるものです。

次に、減少の大きいものは、土木費2億2,300万円、47%の減、総務費1億2,700万円、14.3%の減、農林水産業費6,100万円、19.1%の減及び教育費5,100万円、16.4%の減となっております。減の主な内容としては、総務費が基金積立金の減、土木費、農林水産業費、教育費においては、元氣臨時交付金、社会資本整備総合交付金等の普通建設事業に伴う減によるものです。

歳出決算額の合計では、前年度と比べ4億1,700万円、11.0%の減であります。また、性質別歳出の状況、第12表、第13表について集約して申し上げますと、義務的経費は14億9,800万円で構成比は44.4%を占め、前年度と比較し1.0%の増であります。内訳として、人件費は前年度対比4.1%の増、構成比20.5%、扶助費は前年度対比8.5%の増、構成比13.6%及び公債費は前年度対比12.2%の減、構成比10.3%であります。投資的経費は5億2,800万円で構成比15.6%で、前年度と比べて4億4,000万円、45.5%の減となっております。

その他の経費では、増加したものは補助費等5億2,600万円、9.4%の増、繰出金は2億6,600万円、5.6%の増となっております。

減少したのは、積立金6,900万円、27.2%の減であります。

次に、14ページのウ)の不用額についてでございますが、当該年度不用額は2億5,100万円で6,100万円増加いたしております。予備費を除いて実質不用額は7,000万円で、大部分が予算執行残や経費節減に伴うものと推察いた

しておりますが、その予算執行の額が把握されたら、速やかに減額補正をし、財源の有効活用に向け適切に処理されることを望んでるところです。

31ページから46ページまででございますが、4つの特別会計及び企業会計について審査意見を述べております。

31ページの国民健康保険特別会計であります。歳入総額は9億2,800万円で、予算に対する割合は101.6%、調定額に対する割合は95.3%、歳入決算額は前年度対比4.0%の増となっております。歳出は8億9,800万円、予算額に対する執行率は95.3%で、前年度対比7.7%の増であります。

歳入歳出差引額は3,000万円で、前年度実質収支額5,900万円を差し引いた単年度収支は2,900万円の赤字、さらに1,200万円の基金を全て取り崩したため、実質単年度の収支についても4,100万円の赤字となっております。今後は、財源不足を基金で補うことができない状況になっており、これまで以上に厳しい財政運営を強いられることが見込まれます。今後においては、初期段階での栄養士による食事指導、運動指導等による療養給付費等の削減が図られることを希望するものです。

次に、50ページ、審査のまとめに移らせていただきます。

平成26年度一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算並びに実質収支に関する調書及び基金運用状況の審査結果については、各会計決算並びに基金ともに計数に誤りはなく、よく整理され、会計経理は正確であることを認めました。

財政運営については、厳しい経済情勢の中、実質収支は各会計とも黒字をもって翌年度に引き継ぎを得たことは、財政収支の均衡保持に努めた結果と考えられます。

次行からの説明は省略させていただきます、51ページの下から10行目から朗読させていただきます。

特別会計決算については、医療費の高騰が継続する中、国民健康保険特別会計財政調整基金を全て取り崩し、平成27年度当初予算で一般会計から法定外繰り入れが計上されており、これまで以上に厳しい財政運営を強いられることが予想される。しかし、突発的な療養給付費等の増加に対応するためにも、決算余剰金はできる限り基金に積み上げる必要があると考え、今後の財政状況を見極めながら検討されたい。また、介護保険特別会計は単年度収支が668万円の赤字となっている。財政運営はますます厳しく、長期展望に立った健康維持活動対策や介護予防が必要と考えられる。

健康づくり推進について、食生活の改善や地域づくりへの参加等、枠を超えた関係者の積極的な指導助言により、医療費抑制に向けた新たな取り組みと関係する担当者の連携がさらに必要と思われる。

税収については、国民健康保険税は収納額158万円、前年度比0.8%増となっている。収納率は80.7%で、前年度78.9%、前年度対比1.8ポイントの増、

介護保険料収納率は95.0%で前年度と同率、後期高齢者医療保険料収納率98.9%、対前年度0.6ポイントの増となっている。

村税滞納については、一般会計も含めて収入未済額は調定額対比8.2%に対し、目的税である国民健康保険税は18.7%で合計収納未済額は4,446万7,671円である。それにより運営に支障を来し、税完納被保険者に多大な負担を強いている現状は、公平負担の原則に鑑み、早急な対応が求められる。

国民健康保険制度の特殊性により、その収納作業は困難であるが、税負担の公平性からも時効対策に留意し、収納向上を図り、財源確保にさらなる努力を望むものである。

次に、中央簡易水道事業特別会計については、現在の事業状況として、計画給水人口3,920人、配水量1日当たり2,226^m³に対し、現在、給水人口3,932人、1日最大配水量1,853^m³となっており、既に計画配水人口を超えている状況である。すぐに配水池の容量が足らなくなるということはないと思うが、今後の計画給水人口を勘案した対策を講じていく必要が生じている。また、秋田原水系における制御盤、配水管の老朽化も進んでおり、簡易水道事業特別会計において差し迫った課題と思われるので、全般にわたり検討いただきたいと思う。

政府の財政改革の中、税源移譲が推進され、地方税収納額は増加するが、収納には限界があり、財源確保は一段と苦しくなると予想されます。今後、財源の確保はさらに厳しくなると考えられるが、職員の創意工夫でさらなる財政運営が図られるよう期待いたしております。

最後に、村が管理する各種施設及びそれに附随する機械器具等の維持管理について、少し述べさせていただきます。

これらの施設で維持修繕が必要な箇所、あるいは耐用年数が過ぎ、更新時期が来ている機械器具類は把握されているでしょうか。壊れてからでは一度に多額の予算が必要になるかわかりません。ぜひ各施設について調査をし、計画的な更新が図られるよう要望いたしまして、決算審査報告を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（坂梨公介君）以上で、平成26年度決算についての審査報告が終わりました。

これより認定第1号の質疑に入りますが、認定第1号は歳入と歳出に分けて質疑をお受けしたいと思っておりますので、初めに54ページまでの歳入についての質疑をお受けします。質疑ございませんか。

1番、坂本議員。

○1番議員（坂本隆文君）1番、坂本です。

村税のほうでお聞きしたいのは、不納欠損額と収入未済額です。詳しくは決算審査意見書の8ページのほうに載っております。

不納欠損額が、残念なことに742万円ほどございます。大きい金額としま

して、固定資産税のほうが480万円で、これは12件と聞いております。件数と人数はまた違うとっておりますので、何人の方がおられますでしょうか。また、収入未済額のほうが6,200万円、とてつもなく大きい数字となっております。こちらのほうが結構心配でして、平成27年度のわかる範囲で進捗状況のほうを教えてくださいたいと思いますが、お願いします。

○議長（坂梨公介君）税務課長。

○税務課長（佐藤光弘君）おはようございます。

今のご質問ですけれども、12件ということで、人数をとということでございますが、3納税義務者の方が不納欠損の対象者となっております。

それから、収入未済額の平成27年度の状況をということで、8月31日現在の状況でちょっと申させていただきますと、市町村民税が192万1,000円、収納率が18.3%、法人が20万3,000円、16.3%、固定資産税364万6,000円、8.6%、軽自動車税8万5,000円、9.2%、たばこ税は未済額がありませんので0です。入湯税、これも0でございます。

前年度の8月31日現在との収納率の比較でございますが、村民税自体では0.8%今の段階では上回っております。それから、法人が4.9%、固定資産税が4.8%、軽自動車税が0.1%ということで、入湯税につきましては、去年は今の段階で7.1%でございましたけれども、ことしは今のところ0ということで、合計で昨年度の8月31日現在では7.3%でありましたけれども、今現在では9.4%ということで、昨年度と今の現在の比較では2.1%の増というような状況でございます。終わります。

○議長（坂梨公介君）坂本議員。

○1番議員（坂本隆文君）1番議員、坂本です。

依存財源も大変厳しくなっております。自主財源確保のためにも引き続き気を抜かずに努力していただきたいと思っております。以上です。

○議長（坂梨公介君）ほかにありませんか。

3番、村上議員。

○3番議員（村上貞廣君）3番議員、村上です。

いつも企画に対してそういうふうな質問ばかりしますので、ちょっときょうは歳入について、高本課長を褒めないかなというふうに思っています。

ページ数は45ページ、46ページの指定寄附金、いわゆるこれはふるさと納税だと思いますが、その指定寄附が120万円というふうになっています。当初予算では10万1,000円ですか。ふるさと納税の寄附金、これが23件の645万円というふうに、言うならば65倍近くになっております。この中には当然大規模な納税もあるかと思いますが、許せる範囲で、この23件の内訳についてお答えください。

○議長（坂梨公介君）企画課長。

○企画商工課長（高本孝嗣君）ただいまのふるさと納税ということで、平成26

年度分の試算の中では645万円、そのうち堀場関係の方々の内訳ということで一応15名いらっしやいまして620万円いただいております。残りの8名の方が通年希望いただいている方々でございます。以上でございます。

○議長（坂梨公介君）3番、村上議員。

○3番議員（村上貞廣君）3番、村上です。

いわゆる堀場さん関係の方が、従業員さん、あるいは役員さん含めて、それだけ多かったということだと理解しました。今後とも、この寄附金が5倍、10倍、あるいは高ければ高いほどいいんですが、いろいろアイデアを出しつつ、地場産業とのタイアップということを考えて取り組みを強化していただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（坂梨公介君）ほかにございませんか。

9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）9番議員、宮田です。

ページは同じく45、46ページの歳入の財産受払収入、目でいうと不動産受払収入です。土地受払収入ということで、収入未済額が1,321万6,000円決算書で上がっております。補正予算のほうを見ますと、それが歳入項目で上がっていると思います。6月議会で、定例会におきまして、歳入の件、村上議員が一部質問の中で判明したことはありますが、その額がほぼ同額ということでありませぬけれども、これがその収入未済額でありますか。まず、その確認をしたいと思いますが。

○議長（坂梨公介君）企画課長。

○企画商工課長（高本孝嗣君）今、宮田議員のほうからご質問がありましたのは、確かに6月の定例会におきまして、突然、事故繰の事業のお話から歳入の話に変わりました、この説明をさせていただいたんですけども、この分がここに計上された1,321万6,000円でございます。以上でございます。

○議長（坂梨公介君）9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）ありがとうございます。

まず、それが確認できたということで第1点でございますけれども、その1,321万6,000円、私ども議員もこういう決算書とかでない歳入はなかなかわからないところです。歳出関係は大体途中段階でも少しわかるころではありますけれども、当然、6月の段階ではなかなかわからないころだったと思いますが、きのうの一般質問でも若干村長が答弁でされております。

村の疑惑ということで、私のところにも個人的に言われてこられる方が1名おられまして、そういった方の疑惑を払拭したいと思っておるんですけども、村長にお伺いしたいと思います。行政のトップとして、出入りのお金がいろいろあると思っておりますけれども、この1,321万6,000円が未収入であったということが、何か本当に出てきたのが6月ということで、決算書で出るということは確かに答弁どおりであったということで、何か前後が逆のよう

な気もしましたので、その辺の時系でこういうことがあり得るのかどうか。当然、杵がその決算、定例会で発覚する問題だったと思いますけれども、その辺、村長、心当たりはございませんですか。

○議長（坂梨公介君）村長。

○村長（日置和彦君）6月の議会で、元議員さんのほうから、この1,321万6,000円という数字が出たときに、担当の企画課長も実際は存じておりませんでした。私どももこれがいつ入ったかもわからないというような状況でございまして、この金が今度に入っております、今は。いつ入ったかは、私もそこまでは把握しておりませんが、この時点で私どもも把握しなかったということで、その数字がどうやって出たのかなど。この辺が少し不思議に思っているところでございます。以上です。

○議長（坂梨公介君）9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）村長が知らんということですがけれども、まずお金を扱う部署関係と財政関係が、主にお金の出入り、チェックを含めてやるわけですがけれども、財政係と会計管理者の部署ということになります。危機管理という意味もあると思います。庁舎内、当然、私どもの向きと執行部の向き、お互い対面同士となっております。やはりこちら側は、指摘をしながら、よりよい行政になっていただきたい側ということで、住民を代表して来ておりますけれども、執行部側、その意見も踏まえて、やはり同じ向き、私どもに向かって対応する立場の向きで立たれております。その辺のことを考えましても、私ども議員は議会一同同志です。執行部は、もうそれぞれ各課長、会計室と副村長、総務課長を含めて、村長はトップとして私どもに対応している。村民に対して対応している。こういう向きで議会の中もあります。

私が以前なったときに、議場というのは神聖な場所であるというふうに先輩方から言われて、やはりこの場での発言並びに行動、答弁も、みんな村民が見ておるんだぞということをよく先輩方から言われました。そういった中で、今回の件でございましてけれども、やはり危機管理、情報管理という観点からも少しおかしいと、私はちょうど思っておりましたけれども、昨日、一般質問の中で、村長の答弁の中で若干ありましたけれども、司法当局の調査を依頼するようなお話もありまして、その後の状況でありますけれども、1日ずれております。本日は翌日ということで、昨晚、私のことも一部疑惑の中で書いてありましたので、注視して向けよったところ、昨日のその掲載された場所もちよっとアクセスできないような状況が私も携帯からはありました。その以前から、ツイッターの投稿の中からそちらのほうに反映されていたということを私はつかんでいたわけですがけれども、こういうことがわかる人たちはなかなか少数だろうと絞っておりますけれども、昨日の前の15日の追記で、この該当の入金については無事入金された模様とのことだが、おかしな不自然な流れであるというふうに追記が書いてありましたので、まだ一

且解せんところが出ております。また、昨日以降、アクセスしていたところにアクセスができなくなっているというところで、非常に不可解なところがありますけれども、これは実際わかるとするならば部署的にはどこどこになるのか。犯人捜しではありませんけれども、やはり危機管理の中で執行部側として考えていただきたいと思っておりますけれども。村長に答弁を求めていいですか。

○議長（坂梨公介君）企画商工課長。

○企画商工課長（高本孝嗣君）ただいまの質問は、多分この歳入歳出についての情報だろうと思っておりますけれども、当然ながら、この金額を確定いたしますのは総務課。ただ、うちのほうの担当者なりが、本人さんというか、企業さんのほうには納付書を差し上げるわけです。その後、入るか入らないかは、一応担当者は、うちのほうから入るか入らんかは確認はとってくれということで今お願いをしております、入ったということで報告はうちの担当者のほうから聞いてはおります。あとはそのまま納付先の業者がそれを通帳のほうにも振り込むということですので、あとは仕事は会計課かなというふうに思っています。以上でございます。

○議長（坂梨公介君）宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）会計課に確認ですけれども、会計に関しては入金は確かにされていますか。

○議長（坂梨公介君）会計管理者。

○会計管理者（片島信幸君）いつかというのはちょっとわかりませんが、たしか8月には入るということで、納付書を担当者が持ってきたのは記憶にあります。多分入っていると思います。中旬ごろじゃなかったかなと思いますけれども。金額は、この1,300万円じゃなくて、1,500万円ぐらいの納付書を切ってきたような気がします。

○議長（坂梨公介君）宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）1,300万円じゃないということで、1,500万円ぐらいと。1,500万円は今度の補正で上がっている金額だと理解していますが、負担金の足し算ぐらいかなというふうには思っておったんですが、それが通帳確認ですか、これは。やりとりの仕方が少しおかしいかなと思って、通帳確認で振り込み確認できたという。

○議長（坂梨公介君）会計管理者。

○会計管理者（片島信幸君）通帳もですけれども、毎日日計表が上がってきますので、その中で大きな金額が入っているときは、これは何だろうかということで一応確認はするようにはしています。それが、さっき言った8月の中旬ぐらいじゃなかったかということです。

○議長（坂梨公介君）宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）8月20日の前後だろうという、十数日というお話、

盆明けに入金があっただろうと。「だろう」ということが「だろう」なのか。日にちの件で「だろう」ですね。

ということですので、この疑惑の追記が9月15日ということで、今すぐ議員がわかるとすると補正予算のところで額はわかるんですけども、いついつ入るとかそういうのは全くわからんわけで、私が業者の代表をしていたころは、請求書を提出して、もらう側ですけども、内部をざっと回って、最後は村長室に印鑑をいただいて、歳出の伺いが終わった後、会計室に行って、それが銀行に振り込まれていたと。余り遅いときはこちらから催促するといった形でありました。

当時の会計管理者が言っていました。私どもは会計管理の中で一回もめたことがありまして、フォローになりましたけれども、私が会計管理者だから会計管理の中で適正に全て責任を持ってやらせていただいております。当時、特別職の扱いでありましたので、そういったお話を聞いた記憶があって、非常に安心したところでありました。けんかにはなりましたけれども、これだけ言い張るなら、この人なら大丈夫だろうということで安堵したところを覚えております。

やはり危機管理の中で、こういった書き込みがされておところの管理部署、会計管理室におきまして、こういう危機管理については十分配慮してやっていただかんと、それは入り側ですけども、受益側についても同様でございます。やはり危機管理について、村長、答弁いただきたいと思っておりますけれども、さらにこの危機管理におきまして、ここ最近、オンブズマンの方を含め、役場に自由に出入り——一般住民ですので——できております。いろんなところへ情報公開請求をされて、それは正規な手続で結構でありますけれども、やはり今度の田島先生ほか皆反対方向の話が出ている住基カード以上のマイナンバー制度が入って、各端末のパソコンが各課長のテーブルの上に2台乗ったりするわけです。現在もそうですけれども、現在、課長のテーブルのパソコン、大きな部署はほかの職員がおりますけれども、閉じて来られている方、挙手願います。

ですよね。これは一応危機管理の情報管理の中で、一度パソコンを開くと、再クリックすると、そのままパスワードなしに開けるパソコンが主体だと思えます。やはり危機管理の中で、その辺もやっていかにやいかんのだろうと、最近つくづく思っておるところです。議会事務局、特に2人です。やはり2名の中で2名がこの場におると。当然ドアも開いているということで、外部の人が今進入してデータを盗もうと思えば、すぐできる状況にあるんだろうと思っておりますけれども、そういった危機管理を含めて内部のことを再度チェックせにやいかん時期にあるのかなというふうに思っております。

問題のマイナンバー制度、後でまた議案にも上がってきていますけれども、この辺含めてやっていかにやいかんということを思うところを村長に全てを

クリアせいというのはなかなか難しいでしょうけれども、やはり端的に、その辺、人事も含めて、どこかに窓口を作るなり要ると思います。対応策をちょっと検討願いたいんですけれども、出来ますでしょうか。

○議長（坂梨公介君）村長。

○村長（日置和彦君）今後マイナンバー制度もできますし、いろんところで、先ほど申されましたように、少数人数のところは全部出払っておられたとか、あるいは災害時には産業課も誰もおらなかつたというようなことも考えられるわけでありまして。そういったときにパソコンのスイッチが入ったままになっておつたと。本来ならばパスワードを入れんとカードも入れられませんけれども、入れたままならクリックすると画面がすぐ出てまいりますので、そういうところも含めて、庁内でもそういった話をしながら、どうしたら防げるかということもやっていきたいというふうに思っております。今ここで緊急にこういった質問がございましたけれども、そのことはそのこととして進めていきたいというふうに思います。

それから、昨日からの西原村の疑惑ということで、一般質問もあって、私もお答えをさせていただきました。ということで、昨日、私も夕方、またほかに出ちゃおらんのかということで、自分のパソコンでも開いてみましたけれども、なくなっておりました。携帯電話のほうも開いてみましたけれども、それもなくなっておつたということでございまして、どういうことかなど。そのときは、何か知らん後ろに来ておられた方々、そしてまた、この議場の中におられた方、そういった方がそういった情報をどこかに流されたのか。ひょっとするとその中に自分でそういった情報を流しておる方がおられたのかと、そういった疑いを少し持ったところでもございました。

ところが、その村の疑惑が移動しておりました。違うところに移動しておつたということでございまして、ということで、今朝方、それをここに出してくれということで職員に言いましたところ、また変わっておつたということで、二転三転と場所が変わっております。どういう意図なのかわかりませんが、こういった形で出ておりました。

先ほど議員が申されましたように、入金については、無事入金された模様とのことだが、おかしい不自然な流れであると、全く意味のわからないようなことでもあります。これはおとといの9月15日に追記されております。ということで、実際15日に追記されたのか、昨日されたのか、わかりませんが、私も余り詳しくはございませんけれども、そういったことで出されております。

なかなか内容的に、議会のこと、我々のことに詳しい方が、精通されているんじゃないかなというふうに思っております。きのうも後ろのほうに多くの傍聴員の方々がおいででございました。中には、マスコミも来ておりました、警察も来ておりました。そして、いろんな方が来ておられましたの

で、そういったところで、どうやってこうなったのか。それも含めて、今後いろんな形で危機管理はやっていかなきゃならないというふうに思っております。

パソコンにおきましてもそうであります。誰もおらんのなら、ちょっと見れば見られるところもあると思いますので、そこら辺も含めてやっていかなければと。このことについては、議員さんのほうにももしかするとお願いするところもあるかと思えます。そういった疑惑があれば、議員さんのほうにも調査していただくことをお願いすることもあるかと思えますけれども、そのときはまたよろしくお願い申し上げたいというふうに思います。以上です。よろしく。

○議長（坂梨公介君）宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）答弁でもありましたけれども、犯人捜しとかをするつもりは私ありませんけれども、やはりこの場、冒頭申しましたように、やはり村民からすれば最高の議決機関であり、皆さんの真摯なる対応を望む住民がほとんどだと思っております。数名、考え方の違いであったり、そういった方に、一部前向きな話ではなく、足を引いておられるお話もありますけれども、やはり議会は議員一同、皆同志で、同じ方向に向かって執行部側に意見を申すといった方向でやっております。執行部側も各担当それぞれ課長クラス以上はここに皆座っておられますけれども、やはり仲間として、どこかがピンチなときは相談に乗る、助けてあげる。それを皆さん人間として恩に感じて、またお返しをしていくといった形でチームワークはなっていくんだろうというふうに思っています。やはりそのまとまりが日置村政を発展させるといったことと思っておりますので、村民はそういうことを望んで皆さん方に託しておるといいうところもありますので、今後こういう払拭に関しても全会一丸となって対応していただければと思います。以上です。

○議長（坂梨公介君）ほかにございませんか。

2番、中西議員。

○2番議員（中西義信君）2番、中西です。

今の件ですけれども、契約といいますか、1,300万円云々の。取り決めをした際、いつごろまでをお願いをしますとか云々があったのであるならば、また8月に入ったのがその範囲内であったならば、何ら問題はないのかなと思っておりますけれども、これも何かちょっと伺いたい。

○議長（坂梨公介君）企画課長。

○企画商工課長（高本孝嗣君）先ほども申し上げましたけれども、6月の議会の中で、いきさつをある程度述べさせていただいておるところでございます。契約については、その後、6月の議会の後に契約をさせていただいておりますけれども、要はもともと村道でございました部分と、前回説明させていただいておりますけれども、新しく購入されました九州製鋼のところのり面の部分

でございますけれども、その部分の分筆をされた部分もあわせたところで契約をさせていただいたということでございますので、年度をまたがったのがどうのこうのじゃなくて、新年度になって契約をして、総務課のほうと一応売買の契約は結ばれたということでございます。以上でございます。

○議長（坂梨公介君）ほかにありませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（坂梨公介君）質疑がないようですので、次に55ページからの歳出でございしますが、ここで暫時休憩します。

（午前11時08分）

（午前11時20分）

○議長（坂梨公介君）休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、55ページからの歳出についてを最終ページまで質疑をお受けします。質疑ございませんか。

3番、村上議員。

○3番議員（村上貞廣君）3番、村上です。

ページ数でいきますと92ページ、これは住民課に関することなんですが、常任委員会で聞きそびれましたので、ちょっと確認と村長の意見を求めたいというふうに思います。

92ページの中に、8番、報償費とあります。金婚夫婦の記念品代と敬老会記念品。

たまたまきのう、16日、瓜生迫で敬老会が行われました。通常地区の公民館で開催するというのが通例ですけれども、なぜかしら今年だけは境田商店というところのバスが迎えにきまして、そこで12時から行われたということを知っております。

その中で敬老の祝い金、これはいわゆる満88歳と満100歳、88歳以上と100歳に達する方に支給されるというふうに理解しております。これは要綱にも9月に支給するというように書いてありますが、88歳といいますと、皆さんにお世話になりましたが、うちの父と母親も87歳と、父も87歳と1カ月でした。母親は87歳と今1カ月ちょっと過ぎました。来年がそういう対象ということも自分の中でふと思ったわけです。

ちなみに、住民課長にお尋ねしますが、今、西原村に満88歳以上と満100歳に達する方は何名いらっしゃいますか。

○議長（坂梨公介君）住民課長。

○住民課長（西山春作君）平成27年度の予定では、満100歳に達せられる方が1人と88歳になられる方が38人ということです。

○議長（坂梨公介君）3番、村上議員。

○3番議員（村上貞廣君）ありがとうございました。

ますますもって長寿社会となっていくというふうに考えられます。88歳に達せられる方が38名と100歳以上の方が1名ということで、これは来年、再来年また増えるかというふうに思います。この支給も要綱の中に9月に給付するというふうになっておりますので、できるだけ、皆さん方も待っておられるというふうに思いますので、早急な支給をお願いしたいというふうに思います。

そこで、ちょっと私なりに勉強してきました。昨年の10月、厚労省が、介護を受けたりせず、寝たきりになったりせず、日常的におくれる期間、いわゆる健康寿命が、平成25年度では男性が71.19歳、男性の平均寿命は80.21歳です。それから女性の方が、健康寿命が74.21歳、平均寿命が86.61歳というふうに公表をされております。ちなみに前回の調査時点、これは平成22年度の調査ですけれども、健康寿命というのが、男性が70.42歳、女性が73.62歳、平成22年度と平成25年度を比較した場合に、男性の方が0.7歳、女性の方が0.5歳、値が延びております。平均寿命と健康寿命の差が、男性の場合は9.02歳と女性の場合は12.4歳というふうになっておりますが、ますますもって、これはずっと今から先、延びてくるというふうに考えるのが普通だと思います。

そこで、平均寿命が延びれば延びるほど、この格差が拡大すると。これはマスコミで使っている言葉ですから、ここで差別用語にはならないと思いますので、使っても構わないと思いますが、人間誰も健康でそのままの世へ行く、いわゆるピンコロと、ピンピンコロリというのが一番理想的な寿命の終わりじゃないかというふうに思います。自分もそうならば一番いいかなというふうに思っておりますが、長年寝たきりとかにならないように努力はしますが、こういう身の終わり方というのが理想的じゃないかなというふうに思っています。

これが健康寿命が延び、平均寿命が延びた場合に、格差が拡大するという事は、さっき言いましたように医療費や介護費の増加も大きな家計の負担になってくるというのが通常の考え方じゃないかと思っております。健康に配慮する一方で、健康寿命と平均寿命の期間の差に対する備えもやっぱり十分に行わなくちゃいけないと。これは私なりにもずっと思っていますが、何しろ自分で言うてもおかしいですけども、もうちょっと摂生に努めないかなというふうに思っております。

村におきましても、ことしの4月、包括支援センターを社協のほうに委託された。ますますもって相談に来られる方、あるいはこういった健康寿命、できるなら健康寿命が延びて平均寿命のほうも、ここでストップがいいと言うといけませんけれども、健康寿命をだんだん延びさせて元気な方をふやしていくと。この健康寿命を延ばすために、村長として今後どのような考えを持っておられるのか、ちょっとお尋ねします。

○議長（坂梨公介君）村長。

○村長（日置和彦君）健康寿命のこれからということでありましてけれども、それぞれ各自やはり健診を受けるとか。今、村が行っている健診もそうでありますけれども、村がどうのこうのじゃなくして、やはりそういった受診をしていただいたり、あるいは運動して体力づくりをしていただいたりということをしていただければ、おのずと健康寿命は延びてくるんじゃないかなと。平均寿命もまたそうでありますけれども、その間、最近はその格差があるというのは、医療機関が充実しておるということも踏まえて、病気になられても長生きでおられるということではなかろうかなというふうに思っております。

そういった諸々のことを込めて、健康であってほしいという願いがあつてこそ、今、計画をしております総合体育館、ウォーキングコースをつくって、体育館なんかも歩くと。そして、総合的なこういうものをつくりますので、そういったところも含めて、そういった施策をやりたいというふうに、今そこら辺も含めてやって、総合体育館の建設もやっていくところでございます。そういったところで、やはりウォーキングすれば自然と体力はもつんじゃないかなというふうに思っております。

そのほかにも、また体育館の中には健康器械・器具もございましてというか、そういったところも設備をするならということに進めておりますので、そこら辺も含めて、今のところ施策としては、そういった場所の提供、そして器具の提供といったところで進めていくことと併せて、健診等も受けていただいて、例えば病気があれば早期に発見していただくということが健康寿命につながるんじゃないかなというふうに思っております。以上です。

○議長（坂梨公介君）3番、村上議員。

○3番議員（村上貞廣君）確かに人間は足腰から弱ってくるというふうにも私は痛感しております。名前を出すと失礼ですけれども、中学校前に行くとき、元気のいいおっさんがおまして、シシ撃ちをしますので、山歩きは敵いません、どうしても。年はもう77ですが、足腰だけは私の数倍ぐらい強いんじゃないかと。

今、村長が言われましたように、場所の提供、いわゆるウォーキング、近場で人が頻繁に利用できるかもしれませんけれども、山つきの方々に対しても今できる手段というならば福祉タクシー、そういう形で何人かで乗り合わせて役場まで来るという方法がありますけれども、一般的に山の人たちは足腰が強いと。小学校、中学校においても、昔は下あげはかなり距離が遠かったので、ほとんど歩いたり走ったりして来よったから、運動面においては非常にすぐれていたんですが、今は親が送り迎えをしますと。自転車で通学している子もいますけれども、かなり足腰が弱くなっていると。

そういうことで、施設として器具あるいはウォーキングということで健康

寿命を延ばすと。それから、健診ということも非常に大切であり、いわゆる予防医療ですか、そうした形で取り組んでもらいたいというふうにも思いますが、何しろこの現実、健康寿命が延びて平均寿命も延びるということは、これは間違いのない事実ですので、今から先、村としても場所の提供、そういうことで行っていくという報告でしたけれども、健診も含めたところで今後とも健康寿命が延びるよう、言うならば熊本県一、あるいは健康で健やかな村づくりといいますか、そういう形で取り組んでいってほしいというふうに思います。以上です。

○議長（坂梨公介君）ほかにございませぬか。

4番、西口議員。

○4番議員（西口義充君）4番、西口です。

72ページに役務費で村内水道組合施設水質検査手数料84万1,104円とありますけれども、これは西原村内の水道組合全員の手数料でございませぬか。今、何組ありますか。各組合自体での県の水質検査はやっておりますけれども、これはどんなふうになっているんですか。二重になっているんですか。

○議長（坂梨公介君）産業課長。

○産業課長（海東義朗君）この水質検査につきましては、村内に村営水道以外に簡易水道が幾つかありますけれども、その分を生かして役場のほうで検査業者を毎年、水の入札をして安いところに出しておりますので、それとあわせて、各種簡易水道組合と違う職員に毎月容器を持たせまして水道水をとらせまして、うちのほうで、一旦、歳入のほうにもあるんですけれども、検査をして、それにかかった分をまたいただくというふうなことでございませぬ。

○議長（坂梨公介君）3番、村上議員。

○3番議員（村上貞廣君）ページでいいますと132ページで、これはちょっとお尋ねです。質問になるか、お尋ねとして終わるか、ちょっと私もクエスチョンがついておりますので、この中の、これには載っておりませぬ、19の負担金、補助及び交付金。これで、自分たちが今議会議員になって決算書というものを配付いただいている年度が、平成24年度、平成25年度、平成26年度です。ことしが平成26年度の決算書ですから、私もこの3冊は持っております。

そこで、それを全部見比べてみました。予算も全部見てみました。その中で「えっ」と思ったのがありましたので、ちょっと質問をさせていただきます。

19の負担金、補助及び交付金の中の企業連絡協議会負担金というのがあります。予算にもあります。ですけど、決算の中でこれが上がってきているというのが平成25年度だけなんです。平成26年度もこれは上がってきていません。平成24年度もありません。この企業連絡協議会の名称は、多分ですよ、いつからこういう名称がつくられたんだろうかということで、自分なりに広

報誌等を引っ張り出して調べてみました。そしたら、平成22年の4月号の広報誌の5ページの中に、村の施政方針の機構改革というのが記載されております。その中で、村長が、これは本文ですけれども、「平成17年度より機構改革の中で課の統廃合を図り、進めてきておりますが、長引く景気低迷の中、企業の進出もそう多く望めないのが現状であります。鳥子工業団地を中心に企業間の連携と情報交換を目的に、来年度は企業連絡協議会を設置することとしております。」という文面があります。多分そこで企画商工課という課が新しく設立されたというふうに私は理解しております。

じゃ、これは要綱もちゃんとあるんだろうなということで、企業誘致連絡協議会の設置要綱というのを自分なりに探してみました。そしたら、インターネットでは、これはヒットもしません。発見できませんでした。

そこで、この企業連絡協議会というのは、毎年予算は組んで、平成25年度の決算だけしか上がっていないけれども、要綱というのがありますか。まず、それをお尋ねします。

○議長（坂梨公介君）企画課長。

○企画商工課長（高本孝嗣君）確かに平成22年度のたしか2月か3月ぐらいに決起しということで、村内の主な企業を呼んで、一応企業連絡協議会ということで西原村の企業の連絡協議会を設立されているのは事実でございます。また、それに伴って、そのときの要綱はございます。

○議長（坂梨公介君）3番、村上議員。

○3番議員（村上貞廣君）じゃ、要綱があるということならば、条例関係の中に、設置条例というのとは設置してはいないわけですね。

じゃ、その企業数は、まず教えていただきたいのは幾つその中に加入されているのか。それから、これは負担金ですから、加入されている企業さん方も、村が30万円負担しているというなら、幾らか負担を当然されているんじゃないかというふうに理解するのが普通ですけれども、企業さんの中にも大きな会社さんもある、従業員さんが少ないところもある。自治体でいえば均等割と人口割、あるいは戸数割という割り方で大体負担金というのは納めるわけですけれども、まず負担金の徴収というのは30万円です村だけですか。企業さん方も支払って、その連絡協議会というのが設置されているわけですか。

○議長（坂梨公介君）企画課長。

○企画商工課長（高本孝嗣君）平成26年度については、ここに記載されておられませんので、一応負担金とかそういったやつも支払っておりません。平成25年度につきましては、私がやったわけですけれども、負担金というのは、何か親睦会だったり、そういったやつに対しまして企業から負担をしていただく分としていただくということで、通常的には企業からは負担をしていただくことはございません。

また、規模なんですけれども、規模につきましては、私が知る限りの要綱では、1企業当たり50名以上の企業ということで書いてあったと私は記憶しております。以上でございます。

○議長（坂梨公介君）3番、村上議員。

○3番議員（村上貞廣君）じゃ、要綱があるならば、当然、役員さんもいらっしやるわけですね。会長、副会長、会計がどこであって、監査委員が誰であるかということも当然あるわけですね。今言われたように、企業側の負担は0円ということで理解していいですか。

じゃ、ちょっと待ってください。それならば、そうして当初予算はずっと30万円計上されていると。だけど、不用額で0円。平成25年度は確かに30万円と、平成25年度の決算書では出てきています。平成24年度も0円、平成26年度も0円。それなら恐らく、平成27年度も組んでありますから、これもまた0円になる可能性もあるかなというふうに思いますから、ちなみに村長がせっかくお座りでございますので、こうやって行政が——高いからちょっと村長に尋ねますけれども——当初予算では計上しながら、言うならば3年のうちに実際は1回しか使っていないと。そういう予算の計上の仕方というのは、行政の先輩としてどういうふうに感じられますか。

○議長（坂梨公介君）副村長。

○副村長（内田安弘君）今のこの負担金の話ですが、負担金の話というよりも、いわゆる事業における執行の問題だというふうに思いますけれども、やはり当初予定をして予算を組むわけですけれども、その事業がうまくいかなければ、不用な予算執行というのはありませんので、予算を執行しない場合はあります。いました県の場合でも、やはり事業を行わない場合は予算執行しない、0円という形でありますので、多分、この企業誘致連絡協議会負担金、会議が開催されなかったのも、過去、平成26年度が31万円ほど不用という形であったものだというふうに考えております。

○議長（坂梨公介君）村上議員。

○3番議員（村上貞廣君）ありがとうございます。

最後にしますが、それじゃ、ちょっと企画課長にお尋ねしますが、平成27年度はもう予算計上されていますが、今後執行する予算も含めて、平成28年度以降も含めて、この予算というのは今から先もずっと計上されるというふうに私はそれなりに考えていますが、それが1つ、どういうふうにするのかと。要ったり要らんだったりする年度、執行したり要らんかったりという年度、これは会計報告というのは企業さん方には全然ないわけですね。ありますか。

じゃ、どういう基準に基づいて予算執行されているのかということも含めて、お答えください。

○議長（坂梨公介君）企画課長。

○企画商工課長（高本孝嗣君） 予算執行につきましては、ただいま副村長が申し上げましたように、事業をやったりやらなかったりしたときによって若干変わってくるということでございますけれども、平成25年度においては30万円を負担金として協議会のほうに負担してあります。平成25年度の決算は監査委員さんをお願いいたしまして見ていただいておりますけれども、補助金の適化法からいたしますと、やっぱり残金があって、それなりに翌年度、平成26年度になりますけれども、平成26年度を見越したときに、その予算の残金の範囲内であるならば、それを使用するというところでしております。

予定額の30万円というのは、平成22年の当初の予算の中からずっと同じ額をそのまま計上させていただいております、それを執行に当たって残額が出た場合には、わざわざその30万円を執行するのではなくて、補助金の適化法に基づいて負担金を出していないということでございます。以上でございます。

○議長（坂梨公介君） 歳入歳出一括して質疑をお受けします。質疑ございませんか。

2番、中西議員。

○2番議員（中西義信君） 2番、中西です。

支出の件で説明は受けましたけれども、事故繰越の件です。

一応この議会が終われば、やっぱり職員に知らせる義務がありますので、村長、事故繰越が出たことの見解だけでも、内容は大方聞きましたので、出たことに対する見解をちょっといただければと思います。

○議長（坂梨公介君） 村長。

○村長（日置和彦君） 初めて今回事故繰越ということがありましたけれども、あってはならないことというふうに思っております。

今、7.12の大水害から阿蘇ではいろんな工事がなされておりますけれども、そちらのほうで事故繰越がかなりあっておることとあります。その年度で、次の年度でもいかなかったということとありますけれども、我々西原村としては今後こういったことはあってはならないというふうに思っております。以上です。

○議長（坂梨公介君） 1番、坂本議員。

○1番議員（坂本隆文君） 1番、坂本です。

ページは170ページになります。

村民グラウンドのバックネット等の修理のほうをされております。

村民グラウンドのほうも出来て長く経っており、最近見たところによりまして、村民グラウンドと駐車場の間の木の形でちょっとブロックをつくってあるようなところが倒れたりとかして、結構危険な状態で、子どもたちも利用されると思うので、あの辺の修理をしたほうがいいんじゃないかなというのと、グラウンドの北側になりますかね、あそこは。グラウンドゴルフをさ

れていた土地ですけれども、あちらのほうは結構今荒れております。昔のトイレのほうもありますけれども、あちらのほうをもうちょっとどういうふうにか活用したりとか出来ないものかと思っています。

中には何か外から入るためにはネットというあれがしてありますので、余り入られるような状態でもありませんので、結構荒れていますけれども、ご存じでしょうか。

○議長（坂梨公介君）教育課長。

○教育課長（塚元利文君）お答えします。

まず、グラウンドについてですけれども、本年度ちょうど予算を組んでおりますのでそれで出来る限りやって、また、出来ない場合は来年度やっていきたいと思っております。

あとは、グラウンドゴルフのコートにつきましても、今後の利用につきまして、教育委員会内でもまた教育委員さんたちとも相談しながら、体育指導員等も相談しながらいきたいと思っております。以上です。

○議長（坂梨公介君）村長。

○村長（日置和彦君）村民グラウンド、擬木が倒れかかるとということは、もう前からわかっておりましたので、教育委員会のほうでするならばということで思っております。また、来年が県体が阿蘇郡の会場ということでありますので、そこではソフトボールをするならばということで今進めておるところであります。

そういったことで、それには間に合うようにやっていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（坂梨公介君）ほかにございませんか。

4番、西口議員。

○4番議員（西口義充君）74ページです。

青少年の森の管理費の中での需用費ですけれども、それと使用料及び賃借料、この中でセキュリティーカメラ落雷使用不能に伴う交換品27万円、それからキャンプ場防犯カメラシステム再リース料5万5,512円、セキュリティーはもう村独自に買っておられるんですが、これは、大体リースじゃなかったですか。

○議長（坂梨公介君）企画課長。

○企画商工課長（高本孝嗣君）キャンプ場の防犯カメラのほうのセキュリティーシステムでございますけれども、去年の決算でもありますけれども、大体セキュリティー、こういった設備についての需用費はレンタルになるわけですが、年度を過ぎておまして、この値段ということで、今年は決算的に額が5万5,000程度と。本来ならば数十万円かかるわけですが、一応機械そのものはうちで購入しておりますけれども、それに対します保険だったり、そういった諸々の経費が、このままリースの中に含まれていると

ということをご理解していただければと思います。

それとAEDのレンタルにつきましては、予算を組みましたときに説明をさせていただいておりますけれども、購入というよりもレンタルのほうが、その都度使用されたら、その分またいろいろな器具類・器材類を補っていただくと。また、バッテリーあたりが交換時期になりましても、AEDのレンタルのほうの会社から補填していただくような形になっておりますので、レンタルということをごさせていたしております。以上でございます。

○議長（坂梨公介君）西口議員。

○4番議員（西口義充君）じゃ、今後、セキュリティーカメラはやめてリースのほうがいいんじゃないですか。壊れたときはリース会社が補填しますので、カメラですから。

○議長（坂梨公介君）企画課長。

○企画商工課長（高本孝嗣君）カメラについての故障の主な原因が、一般的な故障じゃなくて、ご存じのようにキャンプ場は高台にありまして、今までの故障の原因はほとんど落雷によるものでございます。これについては、村のほうで一括して全部保険にかかっておりまして、壊れたときには全部そちらのほうで対応をさせていただいておりますし、使用については何ら問題がございませんので、器具そのものは安価なそのままの状態で使用させていただいておると。新たにまた予算を組みますと年間数十万円かかりますので、それを組むよりも今は使われるものを使用させていただいておるということでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（坂梨公介君）ほかにはありませんか。

9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）9番議員、宮田です。

まず、教育委員会にお伺いします。

教育委員会、中学校費のところの歳出が関連しますけれども、ようございませうか。

施策の範囲の中で、中学校……

○議長（坂梨公介君）宮田議員、ページ数を言ってください。

○9番議員（宮田勝則君）ページ数ですか。ページ数は特に限定しないでいきなさいと思いますけれども、ようございませうか。歳出の件ではありません。関連します。

中学校、小学校、それぞれ2校、1校、合計3校が村内にありますけれども、中学校の中で、ここ十数年名前が挙がっている熊本型の授業ということで、施策の中で大分うたわれております。全国型と熊本型、どこが違うのかという単純な疑問なんですけど、教育課長、ご答弁願えますでしょうか。

そこだけでいいけれども。

○議長（坂梨公介君）教育長。

○教育長（曾我敏秀君）何々型教育という形で町村もやります。熊本県内、全国もありますが、ほとんど大体同じ。ただ、子どもたちには自分のところの自治体ではこうやっているんだという教育の方針を、何しろ国の方針を示すよりも自分のところの自治体はこういった形で教育は進んでいるんだということを言ったほうが、子どもたちの受けもいいということじゃないんですが、例えば何々学とかと、西原村でいうなら、にしはらふるさと塾とかいう形にもしていますが、内容は、どこもやっているようなことも含めて、熊本県も熊本型、それと、ゆうチャレンジ、まいチャレンジあたりは、特別に熊本県が主導権、独自のやつもありますが、ほとんどそういった形で我々もどこが違うかという説明も聞いております。そういった感じです。

ですから、特に小学校は学校ごとに、例えば山西は山西タイムとか河原は河原何とか、どここの学校自体もそういった形で、自分のところの学校の方針という形ですけれども、内容はそう変わらないということです。以上でございます。

○議長（坂梨公介君）宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）私も、熊本型という特別のことだろうかと思っ、ちょっと見てはおったんですが、要は各主要5科目含め、それぞれ目標が出されておるみたいです。基本的には、私どもは $1 + 1 = 2$ と習いましたけれども、2になるのは何だろうかとかいう発想の違い、発想力を高めるようなやり方をやっていこうというのが、主に受動型とか何とか書いてありますけれども、方向性的には右脳型、左脳型といいますと、思考能力、あらかた応用問題に対応できるような脳を育てようというやつと、あとはCM大賞、KABのやつを結構もらっておりますけれども、ああいった企画を考えながら、みんなで手助けしながらやっていくといったような形だと私は理解しておりますので、そういった形だと思います。

熊本県下で統一してやっておると思えますけれども、全国も義務教育の指導要領等にのっとって、その中の一部、熊本県型のモデルだろうと思えます。本校の生徒でございますけれども、同じ伸び伸びやっておられます。若干問題も聞くところではありますけれども、やはりそういった方向性的には間違っていないと。

ただ、思っておりますに、部活動を社会体育的な扱いに行く方向が示されております。すぐにはならないというふうに聞いておりますけれども、現在、西原中学校の部活動在籍者が非常に少ないと、体育祭のときにいつも思っております。やはりこれは西原村の教育方針として、心技体ではありませんけれども、知能、体力、全てがそろって健康と保健体育で習いました。私の段階ではそうやって習っていますけれども、やはりそういったことで文化面も含めまして、何らかのやつで自分の才能を試す。そういった機会にチャレンジしていただきたいというふうに思っておりますので、やはり授業が終わり

ました、部活なしで帰って、何をしているかはわかりません生徒もおると思いますが、そういった形がないように、帰ったら、部活のクラブに行っておるとか塾に行っておるとかといった形で、それぞれの個性が伸ばせるような教育スタイルであってほしいと願っております。

その第一歩が、朝のおはようございます。私どもを見たら、こんにちは、失礼します。そういった初歩的なことから、一時の年代は出来ておるけれども、だから子どももそう、大人もそうですけれども、365日毎日毎日繰り返すけれども、やはり言わんとなかなか身につかない、つい忘れてしまう、そういった傾向にありますので、熊本型授業、また再度、教育委員会のほうでも普及されて、学校長主導のもとにやっていただければと思っておりますけれども、教育長、最後に答弁を求めますけれども、ございますか。

○議長（坂梨公介君）教育長。

○教育長（曾我敏秀君）最初、部活の話ですが、社会体育移行は小学校だけですけれども、平成30年をめどにということですが、なかなか4時から4時半以降、社会人としての指導者はそう人材はいないんじゃないかという部分もあります。

ただ、総合型スポーツ云々ということで、例えばうちは総合体育館ができた暁には、体協は体協とした場合、どこかの体協が受けて、どんと委託料が入ってくる。その中で、体協が運営する中で、ある程度、今後はやっぱり有償的な部分がないと、非常に厳しくなるのかなと。極端に言うと受益者負担も必要かなという、要するに社会体育ですから、そういった話も出ているところもあるところです。

西原村は今は座談会等もしておりますが、30年に向けて、小学校については社会体育移行に持っていく。まだ協議会も立ち上げていませんので、新年度はそういった話し合いの場を設けながら、体協、スポーツ推進委員、そして保護者。保護者も1年交代で役員もかわりますので、非常に難しいところもあります。学校、体育の担当、保護者、そういった会を設けながら、30年度に向けて、あるいは一説は31年度からという話もありますが、それに向けて取り組んでいきたいというふうに思っております。

それと、不登校云々、挨拶云々とありましたけれども、にしはらふるさと塾ということで、いろいろ体験諸々、やはり保護者と学校の先生だけの対話で終わらないように、やっぱり一般社会人との交流をある程度していく。いじめ防止対策推進法が平成25年の半ばでできましたけれども、具体的にいじめ防止は何をやるかと、特効薬は何でも、社会教育もそうですが、ないわけですので、やっぱり総合的な取り組みによって、いじめ防止につなげ、そして学力向上につなげると。

学力向上のことも言われましたけれども、熊本型とか、いろいろ文科省から見れば、文科省も含めた我々から上は非常に言葉は巧みに並べます。です

けども、やっぱり一番大事なのは家庭教育と地域の教育力だというふうに思っています。やはり家庭の安定、地域の安定が子どもたちの心の安定につながる。子どもたちの心の安定が、学校での授業、要するに集中力につながる。そのことで学校も安定するということで、地域が安定していると学校も健全であると。学校が荒れているのは、もともと地域が荒れているという部分です。その辺を、今、PTAの組織は非常に厳しくなっておりますが、この段階の中では、まずは最大の学校支援は、皆さんのお子さんを自分のところでしっかり見ることが学校を支援する最大の手法ですよということは申し上げながら、ただ、何しろ集まりが3割を切っているぐらいですので、非常に厳しいですが、事あるごとにめげずに、やはり毎月19日は啓発の日ですから、もう大分長くなりますが、その啓発の日をみんなで生かそうじゃないかという、子育てにも生かす、健康づくりにも生かす。その辺の繰り返しをやっていく。

ですから、えらい夢のような話を掲げるのも大事ですけれども、やはり足元ですね。学校は学校だけと考えますけれども、もとはやっぱり学校がうまくいくためには家庭、地域、その辺がしっかりすることかなということで、もうここ数年ずっとそのことだけを繰り返し繰り返し子どもに言うだけじゃなくて、やっぱり保護者にも繰り返し繰り返し言うということで、同じこと言うから余り集まりが少ないのかなとも思いますが、必要かなというふうに思っております。以上です。

○議長（坂梨公介君）よろしゅうございますか。

宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）予算に関する姿勢で出てくるようなお話にも若干触れられましたので、社会体育の方向に小学校が入る——30年ですかね——方向で向かっていく中で、舵をとりながら、そういうお話が若干触れられましたけれども、方向的にそういった方向になるんだろうという推測はしておりますけれども、社会体育の中で、各体育協会、林田協会長が村のほうにはおるわけで、副会長は曾我教育長ということであります。

体育協会の全体の会員数、これの底上げといった形も一部含まれておるといふふうに解釈しましたけれども、今の競技団体もある下部組織にできますならば、小学校の社会体育になるクラブが入っていく方向というふうに取りましたけれども、そういった方向性で考えてよございませうか。そうならば体協に対する補助枠等ももうちょっと拡大していただきたいと思っておりますけれども、そこで確認、よございませうか。

○議長（坂梨公介君）教育長。

○教育長（曾我敏秀君）その部分も当然あります。

ですけれども、まだまだ選択肢は幾つかあるわけでありませうので、1つは4時以降、全員にもう、放課後は今、放課後子どもクラブがあつて、やはり

それ以降在籍しておる子どもたちもたくさんいます。ですから、終わってから、4年生以上、これは毎日部活があるわけじゃないですので、帰る子どももいるという部分もありますが、社会体育、要するに子どもの放課後をどうするかという部分で、放課後子どもプラン運営委員会というのがありますが、今の運営委員会そのものは学童保育、あとは放課後子ども教室、この2つを見込んだ運営委員会ですけれども、やはり全体としての放課後子どもプラン運営委員会にシフトして行って、そちらのほうで小学校の放課後について、部活も含めて、いろんな面から検討する必要があるというふうに思います。

そして、その中の一つとして、まずは走らせると。放課後、時間がある人はグラウンドをずっと遊びに来そうですから、この辺も今、学校には言っているところですが、河原小学校が朝から走ります。放課後、何もしていない人は30分なりと走ったり、そのことがやっぱり基礎体力にもつながるし、いろんな精神面にもつながりはしないかなと。それも選択肢の一つということで、まだまだこれから先の協議課題というふうに思っています。以上です。

○議長（坂梨公介君）暫時休憩します。

午後1時より再開します。

（午後 0時07分）

（午後 1時00分）

○議長（坂梨公介君）休憩前に引き続き会議を再開します。

先ほどの坂本議員の質問に対して、教育課長より修正答弁の発言がありますので、これを許します。

教育課長。

○教育課長（塚元利文君）先ほど坂本議員の質問に対して答弁しました内容で、グラウンド北側のグラウンドゴルフ場と言いましたのをゲートボール場に、また体育指導員と言いましたのをスポーツ推進委員に訂正いたしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（坂梨公介君）ほかにはございませんか。

2番、中西議員。

○2番議員（中西義信君）2番、中西です。

広報で出しました目安箱に関して、保育園問題で、土曜日の保育園はできないのかとありまして、現状に合わせてと答えたんですけども、平成26年度の決算等を見ても猶予金もあるわけで、もうちょっと人材から含めて何か対応というのはできないのかなと思って、ちょっと聞きたくて言いました。土曜日の延長保育です。

○議長（坂梨公介君）誰にですか。（「園長」の声）

○2番議員（中西義信君）どっちがええんやろうか。（「予算からいくんやったら園長がいいんと違うか」の声）多分園長さんからは自分の苦境しか言わ

れないと思います。

○議長（坂梨公介君）ちょっと正確に質問してください。

○2番議員（中西義信君）土曜日の延長保育です。これだけ猶予金も出るようであるならば、もうちょっと検討してもいいんじゃないかと思って質問しています。

○議長（坂梨公介君）園長。

○保育園長（園田久美代君）土曜保育の件に関しましては、毎年1名ないし2名、1日保育はできないものではないかということでお尋ねはありますけれども、現在のところ保育体制が、ちょっと保育士不足という部分もありまして、その体制におきまして、実際やっている阿蘇郡のほうにはお尋ねしましたところ、やっておりますという返答はありました。

しかし、その分、保護者の仕事の都合じゃなくて、買い物とか、ちょっと自分が用を足したいので預けていらっしゃるということが、お聞きしたときにだんだんふえてきましたということで、そんな体制になれば、職員が恐らく今の正職での対応はとても無理ということで、臨時・非常勤の先生の対応になると、今度はまた代体をあげなくちゃいけない部分、また予算的な分がかなりな負担がかかってくるという部分で、今後、小学校あたりがまた土曜復活があれば対応したいと思いますけれども、現在のところ、そういう余ったあれがあるという部分での対応というのは、いましばらくは保育士の体制としては厳しい状況にありますということで、現在はちょっと、お断りじゃないんですけれども、今後考慮していきますというところで、その方にも本当はお伝えしたいんですけれども、直接保育園に言ってこられないで、投書ということですので、実際、言ってきていただければ、そういうことしたいなどは思っております。以上です。

○議長（坂梨公介君）中西議員。

○2番議員（中西義信君）わかりました。現場の方は多分そうしかおっしゃらないのが現状だと思っています。

私が言いたかったのは、こうやって猶予金が出るような状況であるならば、村民の若い世代がふえてきているのも事実でございますので、お金を扱うほうの側からもうちょっと検討していただけないかなと思って意見を言っています。総務管理はどこになるんですか、予算を組むところは。予算でもうちょっと検討してもらえないかなと思っています。

○議長（坂梨公介君）保育園長。

○保育園長（園田久美代君）予算においては、園の事務経費というのを私のほうで組んでおります。一応人数の予想で立てているものですので、どうしてもその年にやめられた先生、昨年度、21名だったですかね。途中3名ほど出産とか仕事の都合でやめられた方がいらっしゃるということで、その余りの分は残ったとしても、あと見つけているんですけれども、なかなか思うよう

な保育士がいらっしゃらないという部分で、昨年度は残ったかと思えます。以上です。

○議長（坂梨公介君）9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）今のにちょっと補足といいますか、関連しての質問です。

保育園長のほうで、土曜日の延長保育の件を答弁されたと思いますが、総務常任委員会のほうにも人的なことということでお伺いはしたところですか。村には園は一つではありません。阿蘇こうのとりの保育園、こちらのほうも一時預かり、延長保育の実施を平成26年度からやられておるといふふうに理解しておりますけれども、やはり少ないニーズではあるんでしょうけれども、投書されて来ておるといふことも考慮いたしまして、何らかの措置がだんだん要ってくるんじゃないかならうかと思っております。

今は少数人数の1人とか2人とかのお話は、調べてみる必要あるのかなと考えますけれども、住民課が関係しておる保育所というか、社協がしよる子どもの預かりがありましたですね。一時的に預かる登録制度のやつがあったと思えますけれども、それとうまくミックスして、少数体制のときはやっていただきたいと思っておりますけれども、その辺の相互連絡、同じ課内の所管ですけれども、可能ですか。やっておるなら、もうやっておると言ってもらったらいいんですけれども。

○議長（坂梨公介君）保育園長。

○保育園長（園田久美代君）私でよろしいでしょうか。

土曜保育の件におきましても、どうしても1日お預けしたいという部分では、のぎく荘の子育てサポートのほうを紹介しております。その分においては村の補助も半額あるんですけれども、やっぱりお金を出さなくちゃいけないという部分で、本当に必要な方は利用されておりますけれども、今サポーターさんが何か少ないようにちょっとお聞きした部分もありますので。

でも、最近は土曜保育が、以前に比べるとお母さん方がパートさんが多いのかなと思えますけれども、以前は二、三十名来ていたんですけれども、最近はもう10名前後で、土曜の預かりがそういう形になっております。私たちも極力午後の保育においては子育てサポートさんの利用を勧めておる状況であります。

○議長（坂梨公介君）9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）現場で働く方のうまいやりとりがやられておるのかなと思えますけれども、保育園長のほうも、職務外のほうで非常にいろいろ来られる方も最近が多いということで承知しているところですが、その対応で1人まず対応しておるといふことになると思えます。園長が対応されておると思えますけれども、その辺で人的にも園長のかわりをほかの人がせなんだったり、そういう対応で非常に困りのところもあるかと思いま

すけれども、現状の対応の仕方だけちょっと披露していただければと思いますけれども、クレーマーとか相談事。

○議長（坂梨公介君）保育園長。

○保育園長（園田久美代君）そうですね、過去にもクレーマーといえればあれなんですけれども、保育園に対していろいろ言われること、投書されること、事務所に言ってこられる部分においては、私が中心で対応しておりますけれども、園に関係なく外部の方が来られるという部分においては、もう一切断るようになっております。

以前は、やっぱり直に家に頭を下げに行った経験もありますけれども、そこはどうしても保護者の理解が得られなかった部分において謝りに行ったということです。そういう部分も過去にありましたけれども、ここ最近はまだ保護者の理解が割とあって、投書箱もやっぱり特には、先ほど中西議員さんから言われたように、土曜保育の件が1回入っていたというところで、保護者の方には、もうきちっと、いろいろご意見がありましたら保護者説明会のときに事務所のほうに遠慮なくお出でくださいということで対応しております。以上です。

○議長（坂梨公介君）ほかにはございませんか。

9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）歳出になります。

ページは58と66を見ていただければと思います。ページ66、企画の中の需用費の食糧費でございます。それとページ58におきましては、村長の交際費ということであります。

まず、村長の交際費についてお伺いします。

これも長く議員を私もやっていますと相当額減ったというのは承知しています。理由も私の質問でございますけれども、11万4,000円、この関係の内訳を何件という形でも構いません。まず一旦そちらを教えていただきたいということは総務課長でよろございますか。

○議長（坂梨公介君）総務課長。

○総務課長（泉田元宏君）村長交際費の11万4,000円ということでございますけれども、内訳といたしましては、香典のほうで5件の支出を行っております。また、道路清掃作業中にけがをされた方がいらっしゃいますので、そちらのほうのお見舞い、それから空港周辺4カ町村等の情報交換、または萌の里の15周年記念式典等で支出を行っております。以上です。

○議長（坂梨公介君）宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）まず、村長の交際費についてお聞きしたところですが、村長の交際費において、本当は交際費ということですので、漢字的には「交際」ということで、普通の日常の会話でいう交際の交際費とは違うのかなという感覚も受け取れます、実際は。この規定が村の中にはあるは

ずですけれども、我々議会だったり、議会議員の両親と職員関係の方には支出可能ということで、5件の香典があつておると思いますけれども、現在、西原村におきましての年間の死亡者数といいますと大体100人弱かなと理解しております。ここ数年、80、90が大体メインの数字だと理解しております。

村民を区別するわけではなかろうでしょうけれども、村民全般に、何かの決まりは要るでしょうけれども、本来ならば納税者を区別するようなお話です。そのときにたまたま公益の、公の、公僕の仕事をやっていたといった関係で、私どもの両親にはたしか払われておったと思います。私個人が亡くなった場合はいただくとお思いますけれども、両親は本来ならほぼ関係ないと思うんですけれども、その辺、副村長、ちょっと見解で、規定ですけれども、村長は実際全部行かれておるとお思います。やはり村民を行政が区別しているのかという、みんなに払わないのか、みんなに払うのかというお話になるかもしれませんけれども、本来なら全て村民、居住して数カ月の方においてはどうだということもあるでしょうけれども、納税者の中にはそれなりにいろんな役職をされてこられている方もおります。ちょっと該当枠を教えてくださいと考えると、村長の見解はちょっと出せますか。

○議長（坂梨公介君）副村長。

○副村長（内田安弘君）今、交際費の件、それも香典等の話かと思えます。

交際費全般につきましては、ここに来まして、非常に厳密にというか、非常に限られた小額の支出をされているなという印象をまず第一に持ちました。今の香典等の話ですが、県の場合は、非常に県との関係の深い、交渉がある民間企業の方が亡くなられたときも、例えばお返しするとかというものもあります。ですから、どういうふうに交際費を捉えるかというのがあるんですが、今言われましたように、じゃ、村民の方にというところは、やっぱり一定の線が必要かとは思いますが、村の仕事絡みの中で、非常にその線に貢献した方という一つの理屈があれば、交際費といいますか、今までの香典の出し方がどういう基準かというのは、私はまだ把握しておりませんが、ある程度出してもいいんじゃないのかなというふうに思います。

本当に少し厳格な交際費等の規律をされているというのが、まず初めに交際費を見て思ったところでございます。

○議長（坂梨公介君）宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）交際費については、やはり熊本県におかれまして、当然、知事関係、知事室含めて、副知事も含めまして、いろんなところに出られて、それなりの成果も、蒲島さんは3選出馬表明されましたけれども、いろんな形でそうやって出ていかれるケースが多いということで、やはりそういうお金も交際費として必要だというふうに認識しております。

その下の地方自治団体は、オンブズマンの関係で食糧費に移行していただきたいとかいう話で、だんだん交際費が減ったところです。やはり規定を厳

格にやるのも必要ですけれども、規定ということで、規定の中で人を区別しておるといふ見解も私は若干持っていますので、その辺、もともとそこからの目線という形で、ある意味、若干規定の変更を考えたらいいんじゃないかと思っております。

2点目の質問です。

そういうことで、交際費はこうやっていっぱい切られておるといふところで、食糧費で上げていっています。主に企業関係と飲むという場を計画するのに食糧費が11万8,000円が上がっております。今、企業関係で増設ないし、その辺話はいろいろ聞いておりますけれども、11万8,000円のこれがどういった形で、これで足りておるのかなという心配もありますけれども、内容的なお話をちょっと企画課長できますか。

○議長（坂梨公介君）企画課長。

○企画商工課長（高本孝嗣君）ただいま企業のことと言われましたけれども、多分宮田議員は勘違いされたところの予算の支出かなと思います。

ただいま申し上げられました11万8,328円のほうは、企画費でございます。企画費の中では、いろんなイベントで来るスタッフの弁当代、またはふるさと納税をしていただきました人のセットの詰め合わせの特産品代として、ここに上げさせていただいております。

ただいま宮田議員がおっしゃられましたのは、132ページのことかなというふうに思っております。132ページをあけさせていただきますと、上のほうに需用費ということで、こちらの中に48万6,397円ということで、この項目が、多分、今、宮田議員がおっしゃられた項目ではなかろうかというふうに思っております。

歳出につきましては、主に、先ほど宮田議員が言われましたように交際費からなかなか難しいというお話の中で、食糧費に組んだらということで、私が企画の担当としていましたときには、もう食糧費に組んでございました。支出につきましては、平成26年度ではございますけれども、その中身を見ますと、やはり村内企業の懇親会費、または情報交換、あとは県の方々の情報交換、県とうちの地場の会社の方々と一緒になっての懇親会費ということが主でございます。

また、特に平成26年度におきまして、これはどうかというふうに思っておりますのは、特に今回は国会議員さんとの予算も、お礼かたがた何度か足を運んでおきまして、こちらのほうから支出として負担している部分もございまして。以上でございます。

○議長（坂梨公介君）9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）そういった形の交際費に含まれる食糧費ということでもあります。これも規定が確かあったと思います。実際、国会議員の先生方とそういったお願い事をするときもそうです。企業さんと飲み会の席でお話

するときもそうですけれども、まずは堅い話から入っていくわけで、特に最終の話に着く場合は、若干お酒も入って、気が溶け合ったときに出てくるわけでございますけれども、この金額が高いか低いかというと、僕は今のところ低いと考えています。

当初の、10年以上も前ですけれども、村長交際費というのは200万円以上あったと記憶をしております。議長交際費も100万円以上あったと記憶していますけれども、議長もなかなか使えなくなったという経緯の中で、やはり2次会まではお客さん側に払わせるわけにはいかないといったところも多分にあるだろうと。民間同士でありましたら、当然お願いする側、お客さん側に払わせないというのは筋でありますけれども、現在どのようになっていますか。企業さん側からお金を頂戴したりすることは余り好ましくないと思っておりますけれども、村長が出されておるのか、その辺お聞かせ願えれば。これは村長がいいのかな、企画課長ですかね。

○議長（坂梨公介君）村長。

○村長（日置和彦君）以前は、私が村長に就任する前は、村長交際費は150万円で行っていただきました。ほとんど交際費として予算を消化しておられたというふうに記憶をしております。その後、オンブズマンを中心に、この交際費のところから、企業さんとの懇親会、それで情報交換会等に出すのはいかがなものかなということになりまして、それからはこちらのほうから出されないということでございまして、交際費は年々減少して、今予算が30万円ということで、もう来年頃は30万円は要らんのじゃなかろうかなというふうに思っております。

今、東京、京都、いろんな企業さんが、大阪も含めて来られております。その中で、来られた以上は懇親会ということの席になると思います。そこで、まず1次会は、ある程度村のほうで出ささせていただく場合もございまして、少しは向こうから出される場所もございまして。企業さんによって違いますけれども、そのときは、村のほうから出すというときはもちろん、今、食糧費と申しましたように、そちらのほうから出させていただいております。

しかしながら、お酒が入りますと2次会は、最近はもう当たり前のように、そこまで行かなくちゃなりません。ということで、そこでお金をもらうわけにはいきません。食糧費のほうは少し出しますけれども、もちろん多くの金がかかりますけれども、私は給料をいただいております。それが営業費というような感覚で、今、実は私のほうからポケットマネーとして出しております。そんなような形でございますので、公選法にはひっかからないというふうな感じでおりますけれども、そういった形で行っております。

そして、先ほど企画課長が国会議員さんというふうにお話をしましたけれども、特に最近は総合体育館建設に備えまして、国交省あたりももう3回ぐらい参りました。あるいは、直接行ってお願いしても、なかなか取り次ぎが

今回予算は66万円組んであったんですけれども、16万8,000円が不用額ということであります。やはりこの不用額も本来ならば使っていただきたかったなというふうに思っております。

それで、今回の総合体育館とは場整備関係、総事業費にするとたしか30億円近く要ったと思います。そのうちのほとんどの国庫補助をいただくと、随分国土交通省、農林水産省という形で、また県のほうからも補助をいただいてやる事業です。やはりそういった形の事業を受益者負担を余り伴わず一般財源を入れないような形でできているのも、こういったことであるというふうに思っておりますので、決してこの金額は高いわけじゃないと考えております。うまくいって、計画年度に計画事業量をこなせるような体制を今後ともとっていきたいと思っておりますので、これはまた考える余地があると、来年度以降の予算にも反映していただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。答弁は、村長は大丈夫なのかな、これ、言っても。と思っておりますけれども。

○議長（坂梨公介君）村長。

○村長（日置和彦君）今、ありがたいご意見をいただきました。村内にある企業さんと、村に来られて、どこどこの企業さん、社長、あるいはナンバーツー、ナンバースリーの方々がおいでいただきます。どうしても足りないところがございます。実は、午前中、質問がございました企業誘致連絡協議会の負担金、負担金の中から少しだけ使わせていただいたこともございます。これも誘致の連絡協議会ということの中で、その企業さんとの情報交換会という形で使わせていただいたこともございます。

そしてまた、これは一回申し上げたと思っておりますけれども、2次会に行かなんとかいう話もあるかと思っておりますけれども、実は堀場さんが20億円の投資を二、三年前にさせていただきました。そのときも、熊本に来るか、滋賀に行くか。滋賀の工場を増設するかという話の中でございました。その中で、どちらにするかわからないという状況の中で、2次会の席で、こちらは酔っぱらうわけにはまいりませんので、真剣に話をする中で、向こうのナンバーツーの人が、わかりましたと。西原村の熱意に負けたということで、2次会で、この20億円の投資の工場を増設が私どものほうにお話があったわけでございます。だから、2次会というのは、特にお酒が少し入って、気がちょっと緩くなった時点でございますので、そこが一番大事なところではなかろうかなというふうに思っています。

だからこそ、今も2次会まで一緒にというのは最近多くなったと申しますけれども、そういうことがあったからこそ、2次会まで一緒に行って、いろんな話をして、そこで向こうのほうから、そういったおいしい話が多く伺ったという事例もございますので、今後もそういった形で、向こうの企業さんのほうの上の方が来られたときには、これは絶対2次会まで行かんといかん

なというような思いでございます。下の方が来られたときには、流れによって変わりますけれども、そういったふうで今後も企業誘致関係には力を入れていきたいというふうに思います。

また、共和さんも増設するような話も若干聞きましたけれども、どこまでできるかわかりませんが、ほかにもいろんなお話がちょっとございます。まだまだ言われないうところもございまして、そういったことで進めていくなればというふうに思います。

特に堀場さんは、昨年度、620万円のふるさと納税もしていただきました。そして、西原村の農産物ということで、西原マルシェも今、行っております。こちらから約150万円のものを持って行っておりますけれども、全量買い取りというふうな形で、全ての品物が完売と申しますか、売れ残ったものは社食に使うということで、西原村の農産物の販売促進のほうにも協力をしていただいています。ことしもやがて行くときが来ると思いますけれども、やはり社員の方々も特に新鮮で安いということで来るのを楽しみにしておられますので、ことしも多分11月ぐらいになるかと思っておりますけれども、それもまた行って、また議員さんのほうにも何名か参加していただいて、その状況を見ていただくならばというふうに思っておりますので、その節はまたどうかよろしく願い申し上げますというふうに思います。といったことでございます。以上です。

○議長（坂梨公介君）ほかにはございませんか。

（「質疑なし」の声）

質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

10番、田島議員。

○10番議員（田島敬一君）10番、田島です。

この決算を見まして、局所にいろいろと気を配られているんだなというふうに思います。しかし、その中で、この間、村長のご努力もありまして、基金も大きく伸び、また借金も減っていく。そういった中で、先ほどもありましたけれども、やはり生活、福祉を充実して村民の暮らしをよくするという点にもう少し力を入れてもいいのではなかったかというふうに思います。

それと2点目は、やはり国からの要求ということで、住基制度からマイナンバー制度へと移行する予算がついておりますけれども、やはり村民の幸福量といいますと、この制度でますます個人情報確保できなくなっていく。そうしますと重大な危険があるのではないかということから、やはりいずれかの時点では村としてきっぱりとするときも来はするのかなと思うわけでございます。そういった点で重大な懸念を表明する意味で反対をいたします。

○議長（坂梨公介君）9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）9番議員、宮田です。

賛成の立場で討論いたしたいと思います。

田島先生も本来ならば賛成したいところと十分気持ちは伝わっております。その中で反対討論を今のところせざるを得ないという形で、非常に苦しかったろうと思います。

生活、福祉の面におきましては、決算の中で出ていますように、確かに国保の運営上一部法定外を入れましたけれども、法定外を一応投じてどうにか済んだといった予算、もっと入れてほしかったんだろうというふうに思いますけれども、これはなかなかうまくいくところじゃありません。

ほかに福祉で言われていますけれども、特に皆さんおわかりのように単品のところ、単品負担分、一般財源のところでも見てもらうとわかりますけれども、福祉タクシーのあたりが村長の肝いりではね返っております。これがやはり右肩上がりです。どんどん来ておると。まだ目標額には達していませんけれども、そういった形でまだ枠はとっておるといったところと、先ほど保育園の関係もお話ししましたように、保育園も部分的に人が足りない部分は相談に乗りながら、社協の子育てサポートセンターの利用を勧めたり、今のところ、100%じゃありませんけれども、カバーをし合いながらやっている予算が、ここに決算として上がってきておるというふうに思います。

あと、住基ネットの関連で、マイナンバー制度の移行のお話をされましたけれども、いかにそれを反対しようと、今回、上からかぶさってきております。かぶせてくるなら来ればいいじゃないかと。逆にかぶせられることによって、西原村はこうやってまた守っていくぞと。個人情報を守り方、他の自治体とも変わったことができる。きょう指摘をしておきましたけれども、そういった形、よその自治体よりかえってうちの自治体のほうがといったこと、情報漏えいが、逆に言うと、その前の年ぐらいからオンブズマンの関係、またいろんな宗教問題の関係でも、非常に部署内がびりびりし出したということになっておりますので、そういった形では先取りしておるのかということだと思います。

よって、今回の決算書におきましては、十分ではありませんけれども、ほぼ全てが良というまでいっていますので、良という形で賛成したいと思いません。以上です。

○議長（坂梨公介君）ほかに討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（坂梨公介君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

認定第1号、平成26年度西原村一般会計歳入歳出決算の認定について、原案どおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（坂梨公介君）起立多数であります。

よって、認定第1号は原案どおり認定されました。

日程第2、認定第2号、平成26年度西原村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

内容の説明を会計管理者に求めます。

(会計管理者 片島信幸君 登壇 説明)

○会計管理者(片島信幸君) それでは、認定第2号につきましてご説明いたします。

認定第2号、平成26年度西原村国民健康保険特別会計歳入歳出決算書。

3ページをお開きください。

歳入合計を読み上げます。一番最後の行です。

歳入合計、予算現額9億1,220万6,000円、調定額9億7,409万4,264円、収入済額9億2,787万1,711円、不納欠損額175万4,882円、収入未済額4,446万7,671円。

7ページをお開きください。

歳出合計を読み上げます。一番最後の行です。

歳出合計、予算現額9億1,220万6,000円、支出済額8億9,781万6,381円、翌年度繰越額0円、不用額1,438万9,619円。

あけてください。

歳入9億2,787万1,711円、歳出8億9,781万6,381円、歳入歳出差引残額3,005万5,330円、うち基金繰入額0円、翌年度繰越額3,005万5,330円。

平成27年9月11日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

あと、実質収支に関する調書、歳入歳出決算事項別明細書並びに財産に関する調書を添付いたしております。議員各位のご質問により、それぞれの担当課長より答弁させていただきます。

以上でございます。よろしく願います。

○議長(坂梨公介君) 内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長(坂梨公介君) 質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(坂梨公介君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

認定第2号、平成26年度西原村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、原案どおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(坂梨公介君) 全員起立であります。

よって、認定第2号は原案どおり認定されました。

日程第3、認定第3号、平成26年度西原村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

内容の説明を会計管理者に求めます。

(会計管理者 片島信幸君 登壇 説明)

○会計管理者(片島信幸君) それでは、認定第3号についてご説明いたします。

認定第3号、平成26年度西原村介護保険特別会計歳入歳出決算書。

3ページをお開きください。

歳入合計を読み上げます。一番最後の行です。

歳入合計、予算現額6億1,059万6,000円、調定額6億1,610万1,743円、収入済額6億1,135万9,749円、不納欠損額147万6,400円、収入未済額326万5,594円。

7ページをお開きください。

歳出合計を読み上げます。

歳出合計、予算現額6億1,059万6,000円、支出済額5億7,202万8,799円、翌年度繰越額0円、不用額3,856万7,201円。

あけてください。

歳入6億1,135万9,749円、歳出5億7,202万8,799円、歳入歳出差引残額3,933万950円、うち基金繰入額0円、翌年度繰越額3,933万950円。

平成27年9月11日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

あと、実質収支に関する調書、歳入歳出決算事項別明細書を添付いたしております。議員各位のご質問により、担当課長より答弁させていただきます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長(坂梨公介君) 内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長(坂梨公介君) 質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(坂梨公介君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

認定第3号、平成26年度西原村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、原案どおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(坂梨公介君) 全員起立であります。

よって、認定第3号は原案どおり認定されました。

日程第4、認定第4号、平成26年度西原村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

内容の説明を会計管理者に求めます。

(会計管理者 片島信幸君 登壇 説明)

○会計管理者(片島信幸君) それでは、認定第4号につきましてご説明いたします。

認定第4号、平成26年度西原村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書。

1ページをお開きください。

歳入合計を読み上げます。一番最後の行です。

歳入合計、予算現額1億5,108万4,000円、調定額1億5,183万6,254円、収入済額1億5,140万3,754円、不納欠損額16万300円、収入未済額27万2,200円。

お開きください。

歳出合計を読み上げます。一番最後の行になります。

歳出合計、予算現額1億5,108万4,000円、支出済額1億4,855万4,191円、翌年度繰越額0円、不用額252万9,809円。

お開きください。

歳入1億5,140万3,754円、歳出1億4,855万4,191円、歳入歳出差引残額284万9,563円、うち基金繰入額0円、翌年度繰越額284万9,563円。

平成27年9月11日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

このあとに実質収支に関する調書、歳入歳出決算事項別明細書を添付いたしております。議員各位のご質問によりまして、担当課長より答弁させていただきます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長(坂梨公介君) 内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長(坂梨公介君) 質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(坂梨公介君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

認定第4号、平成26年度西原村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、原案どおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(坂梨公介君) 全員起立であります。

よって、認定第4号は原案どおり認定されました。

日程第5、認定第5号、平成26年度西原村中央簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

内容の説明を会計管理者に求めます。

(会計管理者 片島信幸君 登壇 説明)

○会計管理者(片島信幸君) それでは、認定第5号について説明します。

認定第5号、平成26年度西原村中央簡易水道事業特別会計歳入歳出決算書。

1ページをお開きください。

歳入合計を読み上げます。一番最後の行になります。

歳入合計、予算現額7,355万2,000円、調定額7,496万5,609円、収入済額7,494万1,806円、不納欠損額0円、収入未済額2万3,803円。

お開きください。

歳出合計を読み上げます。一番最後になります。

歳出合計、予算現額7,355万2,000円、支出済額5,448万989円、翌年度繰越額300万円、不用額1,607万1,011円。

お開きください。

歳入7,494万1,806円、歳出5,448万989円、歳入歳出差引残額2,046万817円、うち基金繰入額0円、翌年度繰越額2,046万817円。

平成27年9月11日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

あと、実質収支に関する調書、歳入歳出決算事項別明細書並びに財産に関する調書を添付いたしております。議員各位のご質問により、担当課長より答弁させていただきます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（坂梨公介君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）9番議員、宮田です。

決算書の14ページ、歳出。この中で委託業務が入っている漏水調査業務委託料29万7,000円でありましたけれども、この結果がわかれば教えていただきたいんですが、ございますか。

○議長（坂梨公介君）産業課長。

○産業課長（海東義朗君）何カ所か見つかりまして、順次漏水の修理はしておりますが、それで監査報告……、すみません、どちらか忘れましてけれども、1.4%ほど有収水量も上がってきたということで、まだまだわからない部分もございます。これは高遊から新所方面ですかね、そのほうの調査でしたので、まだまだ有収水量が少ないといえますか、監査報告のほうにもありましたけれども、上げる必要があるというようなご指摘も受けておりますので、今後も順次調査、あるいはもう派遣して、山下議員のほうからも若干情報がありましたので、そういう情報については早急に対応して、なるべく漏水箇所を早期発見し修理していきたいと考えております。

○議長（坂梨公介君）9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）管路関係の漏水調査だったと思います。監査指摘にも出ていますとおり、汲み上げる量とメーターのトータル換算の差が大分増えておるようであります。

その他、これはもうまずないと思いますけれども、メーターの経由はして
いますけれども、管を並列につなぎますと半分の使用料で済むといった形の
ケースはないのだろうかとも疑問に思うところですが、どこかあった
よね。1回あったと記憶しております。つなぎ方のやつで、熊本市役所のほ
うは大ごとになりましたけれども、その1カ所、1業者だけだったと思っ
ております。今、約7割ですね。水源ごとにこれは調査はわかりますか。調査
はわからないですか。じゃ、結構です。

出の口からの管路関係は比較的に今新しいといえますか、秋田原の水源か
らよりも非常に新しいというふうに解釈しておりますけれども、秋田原の水
源のほうは非常に配水池含めて老朽化が進んでおるといったこともあります。
将来的に更新時期が来るんだらうというふうな思いもありますけれども、現
在、水源が3つありますけれども、メインとしての水源は布田水源、秋田原
と出の口水源だと思えます。その中で、リスク分散じゃありませんけれども、
どちらかの水源、危なそうなのは河原の秋田原水源ですが、あそこを
利用されておるのは、これも河原の一部と主に布田の方々だったと思えます。
これが万が一とまった場合、影響は布田ぐらいでとまるのか、逆に言うとは
どこまで行くのか、ちょっと教えていただければと思います。

○議長（坂梨公介君）産業課長。

○産業課長（海東義朗君）すみません、その前に先ほどの有収水量のパーセン
トでございますが、主要な成果の88ページのほうに平成26年度の有収水量と
いうことで、4行目に78%ということ、今後とも引き続き漏水の箇所
の早期発見に努めますということを書いております。

それから、もし止まったときということ、おっしゃられますように、秋
田原水源のほうは計装等も古く、配管等も古くなっております。止まった場
合ということで、一応コンサルのほうにお願いして毎日点検等は行っており
ますが、老朽化については部分的に計装を交換したり補修したりはしてあり
ますが、もし止まったときには、大峯のほうから、一応接続はしてありま
すので、そちらのほうを開放して、大峯水源のほうから回すというような手
法はとれるかと思えます。以上でございます。

○議長（坂梨公介君）9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）ありがとうございました。

大峯水源をあければ、空のバイパスというか、連絡は接続されておるとい
うことで一安心しましたけれども、この間、村長、防災訓練がありました。
布田川・日奈久の断層の話が村長が予算の前でやられておったというふう
に思えます。皆さんご存じのとおり、布田川・日奈久断層が大宇小森から大宇
布田、大宇河原に向けて走っておると思えます。その中に当然この中央簡易
水道関係も入っておるわけです。大峯からの水源が管路ですとこちらのほ
うまでおりてきて、布田までカバー出来るようには出来ておりますというこ
と

だと思えます。布田、河原のほうからは、現在、秋田原の配水池から山、畑をおりて布田の集落に入っていておるといふふうに思えます。

その中で、やはり管路の漏水もありますとおり、特に河原から布田に入っておる管路自体は非常に古くて、また後の維持、メンテが非常にやりにくい場所に入っておるかと思えますけれども、今後の中で、配水池の位置の変更、今の場所は上り坂の途中であります。秋田原地域の水源の配水池に関しまして、東側は供給不能といふふうに思っております。そういった形で、やはり配水管の位置の変更並びに管路の布設場所を今後計画に入れていかんと、いざというときに対応がなされるのか不安なところですよ。

そういった方向で10年スパンと思えます。配水管等におきましては、1億円相当規模ぐらいかかると。管路にいたしましても、ご承知のとおり、道路下に入れると、メーター1万円以上は行くという形になってくると思えますので、今の財源で足りるのかどうか、基金の中身で足りるのかどうかということもあります。やはり計画的にやっていただいて、とりあえず漏水関係で、78の数字をやはり89、90近くまで行っていただきたいと。まずはそちらの方向をメンテで直すと。それで10年後の計画を立てていただければと思えますけれども、課長、どうですか。

○議長（坂梨公介君）産業課長。

○産業課長（海東義朗君）おっしゃるとおりで、秋田原については工事もちよっと前にできておりますので、管路につきましても急なところを通っているというふうに聞いております。一応、何回か議会に承認していただきましたように給水区域を変更したりしておりますので、変更届とあわせて今後の整備計画も若干委託を近々、もう今、決裁が回っているところでございますが、調査をして、そういう計画を早急にしなきゃいけないのか、10年計画でいいのか、その辺あたりもちよっと調べた上で計画をしていきたいと思っております。必要であれば、財源的にはなかなか厳しいところはございますが、まだ起債が3つほど残っております、平成27年に1つは終わります。しかし、もう一つの起債が平成33年ぐらまで確か残っておりますので、監査報告書にも大体42.7%とか確か書いてあったかと思うんですが、そういう償還もまだまだ残っているというような状況でございますので、その辺とも絡めながら計画をしていけたらと思っております。以上でございます。

○議長（坂梨公介君）9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）この、まち・ひと・しごとで人口の増を狙うという施策の流れで、村長、あります。村長の得意分野の防災関係も含めまして、すぐやるのが1つ出来ることがあります。道路改良に含めまして、水道管の配水管を新設ですとここ数年間計画してやられておりますけれども、特に断層に関連する地殻変動が起こった場合に、非常にずれが大きい場所、管種の検討をしていただいたらいいのかなといふふうに思えます。今の管種は

一般的に使われる管種で、耐震性に関しては非常に脆いと。ただし、ダクタイル管とかを使うと高価になり過ぎるといった形で、中間的な管種が現在出ておりますので、そういった形の品物を使っていく場所の設定も含めて、計画に盛り込んでいっていただきたいというふうに考えていますけれども、すぐやることをすぐやっていただきたいんですけれども、方向性的にはできますか。

○議長（坂梨公介君）村長。

○村長（日置和彦君）簡水におきましては、給水計画人口よりも、今、給水人口のほうが若干多くなりました。1人当たりの配水量はいまだそのようでありますので、そこらあたりも踏まえて、当面はまだまだ人口とつり合わなくだんだんなってくるということで、やはり秋田原を含めて、あと1カ所、低いところに掘れば、ポンプアップしなきゃなりませんので、やはり高いところから低いところに流すという形が一番、後々のメンテナンスも簡単じゃなかろうかなというふうに思っております。いつごろできるかということでもありますけれども、今申しましたような作業とか配水管の老朽化とかいろいろございますので、そこら辺も含めて、これは余り先送りすることなく進めなければならぬ問題ではなかろうかなというふうに思っております。

今、耐震性も言われましたとおり、やはり布田川活断層があるところは、特に幾ら新しい配管をしても、やはり断層で途切れることも、これはあり得ることであるかなというふうに思っております。普通の一般的なところは、今はある程度耐震性の管を使っておるのも、そうなんです。ただ塩ビ管じゃなくして、言葉はわかりませんが、そういった形で今、布設させていただいております。これも段階があると思しますので、断層近くには必要ならばそういったものを使うということで、金額もかかりますけれども、そういったところもいざというときに備えてやっていくなればと。地震がいつくるかわからないという状況でありますけれども、いつ来ても、準備はなかなかいけませんけれども、そういった形で進めるならばと思えます。以上です。

○議長（坂梨公介君）宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）ありがとうございます。

大きな事業に関しては、それなりのスパンが要ると。今の起債の部分もあらかたの終わりを考えながらやっていかなければならぬということで、10年という目安の数字を言ったところです。

すぐやるというところで、提案になるんですけれども、普通の塩ビ管じゃないというのは、耐衝撃性塩ビ管ということで、H I V P管を使っておると。ゴムさやを使っているのは、今の西原村の配水路ですけれども、それにリブがついたやつというのがたしかあったと思えます。若干高くなるんですけれども、それが曲げとかに強いやつになるんですけれども、そういった形で。ただ、益城町さんの下水道管にはそれを使われております。大津町さんは普

通のやつを使われております。水道管におきましては、益城町、大津町と一緒に合同で組合でやっていますけれども、あれは軒並み全部ダクタイトイル管です。塩ビ管は、今うちが使っておる管は割れるということで、全部廃止の方向でされておるといふ状況は一部教えていただいたところですがけれども、じゃ、そこまではちょっとお金のお話はできないだろうということで、中間的な案をちょっと計画に入れていただければと思います。こんなところが提案ですので、よろしく願いいたします。

○議長（坂梨公介君）産業課長。

○産業課長（海東義朗君）すみません、宮田議員の質問に対しまして、償還金が平成33年と申し上げたかと思えます。申し訳ありません。3つあるうち、1つ目は平成27年、もう一つが平成33年、すみません、最後に平成38年までのやつがありました。申し訳ありません。修正をお願いします。

○議長（坂梨公介君）ほかにございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（坂梨公介君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（坂梨公介君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

認定第5号、平成26年度西原村中央簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案どおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（坂梨公介君）全員起立であります。

よって、認定第5号は原案どおり認定されました。

日程第6、認定第6号、平成26年度西原村工業用水道事業会計決算の認定についてを議題とします。

内容の説明を産業課長に求めます。

（産業課長 海東義朗君 登壇 説明）

○産業課長（海東義朗君）それでは、認定第6号につきましてご説明いたします。

認定第6号、平成26年度西原村工業用水道事業決算報告書、平成26年4月1日から平成27年3月31日まで、西原村。

あけていただきまして、2ページをお願いします。

平成26年度西原村工業用水道事業決算報告書。

1、収益的収入及び支出。

収入。左から区分、予算額合計、決算額の順で読み上げます。

第1款水道事業収益、1,897万1,000円、1,956万9,136円。第1項営業収益、1,091万円、1,132万5,977円。第2項営業外収益、806万円、824万3,159円。

第3項特別利益、1,000円、0。

支出。第1款水道事業費、1,897万1,000円、1,315万43円。第1項営業費用、1,517万5,000円、1,275万9,943円。第2項営業外費用、45万円、39万100円。第3項特別損失、1,000円、0。第4項予備費、334万5,000円、0。

平成27年3月31日、西原村工業用水道事業管理者、熊本県阿蘇郡西原村長。主な内容につきましてご説明いたします。

次ページにキャッシュフロー計算書、この計算書は現金の収入と支出の動き、資金として必要な現金の出入りをあらわした表でございます。会計制度変更に伴い、新たに添付することになった表でございます。

申し訳ありませんが、この3ページで修正をお願いします。

2段目の投資活動によるキャッシュフローの下の行、キャッシュフローの小さいツが抜けております。書き加えをよろしくをお願いします。

次ページ以降、4ページに損益計算書、5ページに余剰金計算書、めくっていただきまして、7、8ページに貸借対照表、9ページに事業報告書を添付しております。

11ページをお願いします。11ページの3、業務の下の表。

(2) 事業収入に関する事項でございます。

本年度の収益的収支につきまして、事業収益が合計1,900万6,831円となります。対前年比で213万164円の増額、比率で12.6%の増になっております。年間有収水量が20万1,892 tでございます。前年度と比較しますと2,627 tの減、比率で1.3%の減となっております。

1ページめくっていただきまして、13ページをお願いします。

申し訳ありませんが、こちらにもちょっと修正をお願いします。申し訳ありません。

項2営業外収益、目5雑収益、節1雑収益のこの備考欄でございます。

企業負担金570万4,825円となっているかと思いますが、ここを577万2,000円ちょうどに修正をお願いします。577万2,000円でございます。

その下の行、消費税簡易申告に伴う差額、現在39万5,065円となっているかと思いますが、ここを73万8,407円で修正をお願いします。73万8,407円でございます。申し訳ありません。よろしくをお願いします。

13ページの収益費用明細書、収入の款1水道事業収益、項1営業収益の節1料金収入で、契約料金が対前年で25万2,225円の増額。超過料金が26万2,620円の減額。項2営業外収益の目5雑収益、節1雑収益で、消費税簡易申告に伴う差額が、消費税額が5%から8%に上がり、34万3,342円の増額となったことが主な要因でございます。

前ページ、12ページの3、事業費用に関する事項でございます。

営業費用につきましては、平成26年度は合計1,258万7,738円となって、対前年比で140万7,313円の増額、比率で12.6%の増額となっております。

主なものとしましては、平成26年3月定例会で、平成26年度予算でも申し上げましたが、会計制度の変更に伴い、これまで受けた補助金についての固定資産減価償却額567万3,531円を計上することになったことが主な要因でございます。明細は14ページのほうに支出に記載しております。

申し訳ありませんが、6ページのほうにお戻りいただきます。

こちらのほうに平成26年度西原村工業用水道事業剰余金処分計算書（案）がございます。

当年度の未処分利益剰余金につきましては1,464万8,395円でございます。建設改良積立金に昨年より400万円増の1,000万円を積み立てることといたしております。

以上であります。ご審議方よろしくお願ひします。

○議長（坂梨公介君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（坂梨公介君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（坂梨公介君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

認定第6号、平成26年度西原村工業用水道事業会計決算の認定について、原案どおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（坂梨公介君）全員起立であります。

よって、認定第6号は原案どおり認定されました。

暫時休憩します。

（午後 2時22分）

（午後 2時35分）

○議長（坂梨公介君）休憩前に引き続き会議を再開します。

村長より、修正答弁をお願いします。

○村長（日置和彦君）先ほどの企業間との飲み会ということで、誤解を招かれてはいけませんので、東京へ行ったとき国会議員あたりと飲むと言っておりましたけれども、会費は1次会はいただいて飲んでいるものでございますので、全部こちらが出しておる訳ではございませんので、そこら辺は誤解のないようお願いいたします。

○議長（坂梨公介君）日程第7、報告第4号、平成26年度西原村健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

(総務課長 泉田元宏君 登壇 説明)

○総務課長(泉田元宏君)報告第4号についてご説明いたします。

報告第4号、平成26年度西原村健全化判断比率及び資金不足比率の報告について。

平成26年度西原村健全化判断比率及び資金不足比率について「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき報告する。

平成27年9月11日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

次のページをお願いいたします。

健全化判断比率でございます。実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率があり、表の右側に記載している早期健全化基準に対しまして中央に平成26年度の比率を記載し、各比率が基準を下回っておれば健全な状態であるということになります。

まず、実質赤字比率は、一般会計の実質収支額についての分析をするもので、2億8,820万円の黒字になりましたことから、実質赤字比率として数値にあらわすことができないということでございます。

また、連結実質赤字比率は、今申しました一般会計に国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、工業用水道事業会計及び中央簡易水道事業特別会計を加えた実質収支で全ての会計において黒字でありまして、合計では5億2,766万7,000円の黒字となりましたことから、連結実質赤字比率として数値にあらわすことができないということでございます。

次に、実質公債費比率は、公債費充当の一般財源と公営企業債充当の繰入金、一部事務組合等再充当の負担金と公債費に準ずる債務負担行為の合計を分子といたしまして、標準財政規模を分母として割った比率の3カ年平均で、なお分子、分母ともに普通交付税の標準財政需要額算入分を除いて計算することとなっており、早期健全化基準25%に対しまして6.1%という結果となりました。

次に、将来負担比率は、地方債残高、債務負担行為に基づく支出予定額、公営企業債等繰入見込額、一部事務組合等負担等見込額、退職手当負担見込額等の将来負担額から充当可能基金及び標準財政需要額、算入見込額を差し引きました額を分子といたしまして、分母といたしましては標準財政規模から標準財政需要額、算入公債費等の額を差し引いたものを分母といたしまして割った比率でございますが、分子がマイナスとなり、将来負担比率として数値にあらわすことができないということでございます。

次ページ以降に、それぞれ連結実質赤字比率等の積算表を添付させていただいております。

国保会計の今後につきましては、心配するところもございますが、以上、全ての指標が早期健全化基準の範囲内でありますことから、西原村の財政状

況は健全段階にあるということになります。

次に、下の段になりますが、資金不足比率でございますが、公営企業法適用企業として工業用水道事業会計の資金不足比率でございます。平成26年度の決算において貸借対照表の流動資産合計、工水の決算書でいきますと7ページになりますが、こちらのほうが1億5,009万円に対して流動負債合計、決算書の8ページになりますが、こちらが51万9,000円であり、差引額が1億4,957万1,000円の黒字でありますことから、資金不足比率として数値にあらわすことができないということでございます。

また、公営企業法非適用企業として中央簡易水道事業特別会計の決算でございますが、歳入総額が7,494万1,000円に対し歳出総額5,448万1,000円であり、歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源である繰越明許費繰越額の280万円を考慮した実質収支額が1,766万円の黒字でありますことから、資金不足比率として数値にあらわすことができないということでございます。

したがって、両特別会計ともに経営状況は安定しているということでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（坂梨公介君）ただいま報告第4号の説明が終わりましたが、質疑に入ります前に、監査委員の上野正博君に平成26年度西原村健全化判断比率及び資金不足比率の審査報告を求めます。

○監査委員（上野正博君）平成26年度西原村健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書をもとに報告させていただきます。

この意見書につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成27年8月11日付、西監発第23号で河上監査委員との合意が整いましたので、同日、日置村長に提出させていただきました。

あけていただきまして、平成26年度西原村健全化判断比率につきましては、村長から提出されました健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、関係職員から説明を聴取し、適正に作成されているかどうかを主眼を置いて実施しました。

その審査の結果、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率とも適正に作成されているものと認めました。個別意見としまして、4項目とも早期健全化基準を下回っており、特に問題はないと認めました。これにより、是正改善につきましては特に指摘すべき事項はないということをご報告させていただきます。

続きまして、裏面でございますが、西原村資金不足比率につきましても、村長から提出されました資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、関係職員から説明を聴取し、適正に作成されているかどうかを主眼に置いて実施しました。

審査の結果は、総合意見で工業用水道事業会計、中央簡易水道事業特別会計、いずれも適正に作成されているものと認めました。個別意見としまして、2会計とも資金不足もないため、特に問題はなく、これにより是正改善については特に指摘すべき事項はございません。

以上、報告させていただきます。

○議長（坂梨公介君）以上で、平成26年度西原村健全化判断比率及び資金不足比率の審査報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

2番、中西議員。

○2番議員（中西義信君）2番、中西です。

健全化判断のほうからなんですけれども、新しく体育館をつくるに当たって、シミュレーションとかはされたことがあるのかなと。

○議長（坂梨公介君）総務課長。

○総務課長（泉田元宏君）今回の総合体育館事業建設に伴いますシミュレーションということでございますが、あしたの議会閉会後に総合体育館事業に伴います財政基金、それから村債等の現段階での説明をさせていただくということをお願いしたいと思います。

○議長（坂梨公介君）ほかにごございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（坂梨公介君）質疑なしと認め、これで報告第4号、平成26年度西原村健全化判断比率及び資金不足比率の報告を終わります。

日程第8、議案第47号、西原村個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を企画商工課長に求めます。

（企画商工課長 高本孝嗣君 登壇 説明）

○企画商工課長（高本孝嗣君）こんにちは、企画課長の高本です。議案第47号について説明させていただきます。

議案第47号、西原村個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について。

西原村個人情報保護条例（平成16年西原村条例第12号）の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成27年9月11日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由。

行政手続における特定の個人を認識するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の施行に伴い、規定の整備を図るため、西原村個人情報保護条例の一部を改正する必要がある。

これが議案を提出する理由である。

今回の改正は、行政手続における特定の個人を認識するための番号の利用

等に関する法律、通称「番号法」といいますが、この法律の制定に伴い、西原村個人情報保護条例の一部を改正し、条例整備を図るものであります。

ご存じのように、10月からお一人お一人マイナンバー、個人番号の通知カードが皆様の住民票の住所に通知されます。マイナンバー社会保障・税番号制度が導入されることによって、個人情報保護法と異なり、個人の同意があったとしても利用目的を超えての特定個人情報の利用をしてはならないと定められております。よって、マイナンバーについても利用目的が制限されておりますので、特定個人情報関係の追加条文案となっております。

次のページを見ていただきたいと思います。

改正する条例案の全文の朗読は、きょうは控えさせていただきます、割愛させていただきますと思います。

主な改正点だけを申し上げます。

まず、改正点と申しますか、追加でございますけれども、中ほどの（２）特定個人情報、行政手続における特定の個人を認識するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報という。

この特定個人情報とは、マイナンバーやマイナンバーに対応する符号をその内容に含む個人情報のことでございます。マイナンバーに対応する符号とは、マイナンバーに対応し、マイナンバーにかわって用いられる番号や記号などで、住民票コード以外のものを言います。マイナンバーを規則的に変換した番号などが漏えいすれば、マイナンバー自体が漏えいする場合と同様のリスクがあることから、マイナンバーと同様に取り扱うこととしております。

続きまして、（４）でございますけれども、特定個人情報ファイル。番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。

この特定個人情報ファイルとは、マイナンバーやマイナンバーに対応する符号をその内容に含む個人情報ファイルのことです。民間事業者の場合は、個人情報ファイルとは個人情報保護法に定める個人情報データベース等と同じ意味合いでございます。

続きまして、6ページを見ていただきたいと思います。

今回の改正によりまして、第40条から罰則を新たに設けております。特に、第40条、職員もしくは職員であったものが、正当な理由がなく個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイルを提供したときや、第41条、記録された個人情報を自己もしくは第三者の不正な利益を図る目的で提供または盗用したとき、また第42条、専らその職務以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記載された文書等を収集したときなどなど、このような罰則に伴うことが今回追加されております。この罰則に伴う罰金等は、番号法に基づいて、罰則第71条に制定されたものの範囲内において制定しております。

最後に、7ページを見開いていただきたいと思います。

附則について朗読させていただきます。

附則に次の1項を加える。

附則1、この条例は、行政手続における特定の個人を認識するための番号の利用に関する法律（平成27年法律第27号。以下「番号法」という。）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日（平成28年1月1日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1）第8条の次に2条を加える改正規定（第8条の3に係る部分に限る。）及び第39条の次に5条を加える改正規定 番号法の施行の日（平成27年10月5日）

（2）第31条の次に1条を加える改正規定 番号法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日。

以上、主な改正点を申し上げました。議員各位におかれましては、ご審議方よろしく願います。以上でございます。

すみません。附則を先ほど申し上げましたけれども、1の特定の個人を識別と実際はなっておりますけれども、私が「認識」という言葉をもって、訂正方願いたします。「識別」でございます。よろしく願います。以上でございます。（「一番初めのほうからや」の声）はい、すみません。

○議長（坂梨公介君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）9番議員、宮田です。

この条例改正ですけれども、全国一律かどうかはちょっと確認したいんですけれども、罰則規定が40条とかからついております。本村独自のやつなのか、他自治体と同様なものなのか、全国共通なものなのか、わかりますか。

○議長（坂梨公介君）企画課長。

○企画商工課長（高本孝嗣君）今回の改正につきましては、全国統一しておりますけれども、内容については、特に罰則等でございますけれども、罰則等については、それぞれ今までの自治体の中ではばらばらであったというふうの確認をとっております。以上でございます。

○議長（坂梨公介君）9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）自治体によって若干異なるということでありました。

まず、この条例で罰則規定の中で実際扱う職員並びに元職員だった方、それと受託を受けて通常だったら扱わないものがその仕事柄で扱っている方を限定しておる罰則規定の条例です。それで、罰則金をうたっております。この行為によって情報を知り得た方、逆に言うと主犯格の方に対しての罰則規定がありませんけれども、これはやっつけていながら追加できるのかどうかで

す。

例えば、これでいうと元職員だった方に最長2年の懲役または100万円以下の罰金でございませけれども、情報を知りたいということで、2年間もしくは100万円以下の罰金ならば、あなたの情報を1,000万円で買いますといった主犯格の方に罰則規定がないというところになりますと、やった末端はやられ、主犯格の方がやられない条文だと解釈しましたがけれども、各自治体で可能であれば、その辺の追記も今後やる方向でやっていただきたいというふうに思っておりますけれども、その辺のことは可能ですか。

○議長（坂梨公介君）企画課長。

○企画商工課長（高本孝嗣君）私を知る上では、上位法といいますか、国の行政機関の法律だったり、個人情報保護法という法律もございまして、その中で多分守られているというふうに解釈しておりますけれども、特段今回の場合は、番号法というその罰則の中で、今回改正をさせていただいた分でございます、国の行政機関があります個人情報保護法というのがございまして、その辺を確認させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（坂梨公介君）9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）今、問題提起をさせていただきましたけれども、実際にそういった方が自主的にやるという犯罪はほとんどないと思います。自分が第三者に情報を引き渡して初めて価値が出る番号とか個人の情報です。誰かから依頼された誰かに売ったりしなければ起こり得ない犯罪というところの観点から、主犯格は別にいると言ってもいいというふうな思いもありますので、その辺よく調整いただいて、附則もありますけれども、条例の改正の中身を考慮できていただければと思います。以上です。

○議長（坂梨公介君）ほかにございせんか。

10番、田島議員。

○10番議員（田島敬一君）きのうの一般質問にも少し関係しますけれども、今、懸念されておりますのはなりすまし。なりすましということが非常に懸念されているわけですがけれども、自分のデータがひょっとして改ざんされていないかどうかということで、自分のデータはどうなっていますかと。ひょっとして誰か知らん人と結婚していたりとか、いつの間にか離婚していたりとか、住所変更されていたりとか、その辺、本当の私のデータになっているかどうかということで本人が請求した場合に、その本人は本当に本人なのかということですね。そういったことが、これが要するに第三者への情報提供がなされているかということを確認するという点で、そもそも確認することが可能なかどうか、お尋ねいたします。

○議長（坂梨公介君）企画課長。

○企画商工課長（高本孝嗣君）個人の情報が個人で、自分の情報を誰かが見た

ということは確認はとれます。しかしながら、自分の情報が他人の方によって見られるということとはございません。一番懸念されますのは、マイナンバーのカードをとったけん、それがちょっと不安ですということじゃなくて、もともとから免許証でも何でも一緒なんですけれども、身分証明書にかわるものは、そういったやつもありますし、パスポートもございます。戸籍法だったり、上位法のもとで、そういった変更については、番号法に基づいて開示されるものではなくて、そういった法律がほかにもまたございますので、安易に離婚騒動だったりするケースはないかと思っております。以上でございます。

○議長（坂梨公介君）ほかにありませんか。

質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（坂梨公介君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第47号、西原村個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（坂梨公介君）起立多数であります。

よって、議案第47号は原案どおり可決されました。

日程第9、議案第48号、西原村手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を住民課長に求めます。

（住民課長 西山春作君 登壇 説明）

○住民課長（西山春作君）それでは、議案第48号につきましてご説明いたします。

議案第48号、西原村手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について。西原村手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成27年9月11日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）に規定する通知カードの再交付等に伴う手数料を新設する等のために、所要の改正を行う必要があるため、西原村手数料徴収条例の一部を改正する必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。

ここから、皆さんにお配りしております別紙、西原村手数料徴収条例の一部を改正する条例案の概要というのをお配りしておりますので、これにより

説明をさせていただきたいと思っております。

それでは、まず条例改正の趣旨につきましては、手数料徴収条例の今回の改正につきましては、3つの一部改正を行うこととしております。

まず、第1条で、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に定める熊本県第11次鳥獣保護事業計画において、鳥獣の愛玩・飼養目的の捕獲は許可しないものとするとの決定がなされたため、現在、熊本県から西原村に許可権限移譲されている愛玩捕獲許可は実質的になくなっております。そのため、所要の改正を行う必要がございます。そのため、関係条例の整備を行うという、これが第1条関係になります。

次に、また平成25年5月31日に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）が公布され、平成27年10月から住民票を有する方全員に個人番号を付番し、通知確認より通知することとされ、また平成28年1月からは本人の申請により個人番号カードを交付するものとされております。いずれのカードも初回の交付手数料は国の負担となっており無料となりますが、紛失や破損等により再交付をする際の手数料は国の負担がないため、総務省の示す基準額を参考に有料とし、再交付手数料について定める必要があるため、所要の改正を行う必要がございます。そのため、この関係条例を整備するというものでございます。これが第2条、第3条の関係ということになります。

2番の内容ですけれども、国が行う関係省令の内容に準じて、西原村手数料徴収条例を改正する。主な基準省令の改正内容としては、まず第1条関係ですけれども、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律、それから熊本県第11次鳥獣保護事業計画、この中で鳥獣の愛玩・飼養目的の捕獲は許可しないものとするとの決定がなされておりますので、それが背景にございます。

それから、第2条、第3条関係ですけれども、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行期日を定める政令によりまして、平成27年10月から通知カードが送付されることとなっております。それから、平成28年1月から個人番号カードの交付が始まることになっております。それに伴いまして、（2）ですけれども、一部を改正する条例で西原村手数料徴収条例（平成12年西原村条例）第2項でございますが、第1号関係におきましては、第2条第1項第24号の関係部分を削除に改正するものが1つでございます。施行期日は、一番下のほうに書いてありますが、第1条については公布の日としております。

それから、第2条関係につきましては、第2条第1項第24号で削除とされた第24号を「通知カードの再交付手数料1件につき500円」へ改正するものでございます。

それから、第3条関係で第2条第1項第23号と第24号を「通知カードの再

交付手数料 1 件につき 500 円」へ改正するのとあわせて「個人番号カードの再交付手数料 1 件につき 800 円」へ改正するというものでございます。

施行期日につきましては、第 1 条関係は公布の日、第 2 条関係は平成 27 年 10 月 5 日、第 3 条関係は平成 28 年 1 月 1 日とする条例改正案でございます。

以上でございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（坂梨公介君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（坂梨公介君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（坂梨公介君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第 48 号、西原村手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（坂梨公介君）起立多数であります。

よって、議案第 48 号は原案どおり可決されました。

日程第 10、議案第 49 号、村道の路線認定についてを議題とします。

内容の説明を産業課長に求めます。

（産業課長 海東義朗君 登壇 説明）

○産業課長（海東義朗君）議案第 49 号についてご説明いたします。

議案第 49 号、村道の路線認定について。

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 1 項の規定により、下記の村道路線を認定することとする。

平成 27 年 9 月 11 日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

記。

路線名、鳥子団地 6 号線。

起点、西原村大字鳥子字講米畑。終点、西原村鳥子字涼塚。

提案理由。

村道路線認定は、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を得る必要がある。これがこの議案を提出する理由でございます。

今回上程いたしました路線につきましては、平成 27 年 3 月定例議会におきまして、議案第 24 号にて路線廃止いたしました鳥子団地 5 号線のつけかえ改良工事が完了いたしましたので、新たに認定するものでございます。

次ページに図面を添付しております。赤い線の部分が今回認定をお願いす

る路線でございます。

以上でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（坂梨公介君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）9番議員、宮田です。

内容的には大体わかっております。ちょっと数字のところを教えてくださいたいと思います。

路線延長。6号線のほう、最初の起のところ、適用が右のほうに空白でありますけれども、書いたほうがよかったなと思って聞きますけれども、路線延長、新設延長ですね。5号線起点終点ははっきり明示してありますので、延長は何mになりますか。

○議長（坂梨公介君）産業課長。

○産業課長（海東義朗君）ここで認定を受けて、道路台帳を整備していくわけですが、今のところは大体約735mの予定でございます。以上です。

○議長（坂梨公介君）ほかにごございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（坂梨公介君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（坂梨公介君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第49号、村道路線認定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（坂梨公介君）全員起立であります。

よって、議案第49号は原案どおり可決されました。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（坂梨公介君）異議なしと認め、次の会議は、明日18日午前10時より議事日程第4号のとおり行います。

本日はこれをもって散会します。

午後 3時18分 散会

第 4 号 (9 月 1 8 日)

平成27年第3回西原村議会定例会会議録

平成27年9月18日、平成27年第3回西原村議会定例会が西原村役場に招集された。

平成27年9月18日（金曜日） 議事日程第4号

- 日程第 1 議案第50号 平成27年度西原村一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第 2 議案第51号 平成27年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第 3 議案第52号 平成27年度西原村介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第 4 議案第53号 平成27年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第 5 議案第54号 平成27年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第 6 同意第 3号 西原村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 7 委員会審査報告
- 日程第 8 発議第2号
- 日程第 9 西原村選挙管理委員及び補充員の選挙について
- 日程第10 組合議会報告
- 日程第11 委員会報告
- 日程第12 委員会の閉会中の継続調査申し出について

1、応招議員 (10名)

| | |
|------|-----------|
| 1 番 | 坂 本 隆 文 君 |
| 2 番 | 中 西 義 信 君 |
| 3 番 | 村 上 貞 廣 君 |
| 4 番 | 西 口 義 充 君 |
| 5 番 | 上 野 正 博 君 |
| 6 番 | 山 下 一 義 君 |
| 7 番 | 林 田 直 行 君 |
| 8 番 | 坂 梨 公 介 君 |
| 9 番 | 宮 田 勝 則 君 |
| 10 番 | 田 島 敬 一 君 |

2、不応招議員 (なし)

3、出席議員 (10名)

| | |
|------|-----------|
| 1 番 | 坂 本 隆 文 君 |
| 2 番 | 中 西 義 信 君 |
| 3 番 | 村 上 貞 廣 君 |
| 4 番 | 西 口 義 充 君 |
| 5 番 | 上 野 正 博 君 |
| 6 番 | 山 下 一 義 君 |
| 7 番 | 林 田 直 行 君 |
| 8 番 | 坂 梨 公 介 君 |
| 9 番 | 宮 田 勝 則 君 |
| 10 番 | 田 島 敬 一 君 |

4、欠席議員 (0名)

5、職務のため出席した職員は次のとおりである。

| | |
|---------|-------------|
| 議会事務局長 | 中 村 義 光 君 |
| 議会事務局書記 | 槇 原 加 奈 子 君 |

6、地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名は次のとおりである。

| | |
|--------|--------|
| 村長 | 日置和彦君 |
| 副村長 | 内田安弘君 |
| 教育長 | 曾我敏秀君 |
| 総務課長 | 泉田元宏君 |
| 企画商工課長 | 高本孝嗣君 |
| 教育課長 | 塚元利文君 |
| 会計管理者 | 片島信幸君 |
| 税務課長 | 佐藤光弘君 |
| 産業課長 | 海東義朗君 |
| 住民課長 | 西山春作君 |
| 保育園長 | 園田久美代君 |

○議長（坂梨公介君）おはようございます。

本日は全員出席であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の議事日程第4号のとおり行います。

日程第1、議案第50号、平成27年度西原村一般会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 泉田元宏君 登壇 説明）

○総務課長（泉田元宏君）おはようございます。

議案第50号についてご説明いたします。

議案第50号、平成27年度西原村一般会計補正予算（第3号）。

平成27年度西原村の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億9,093万4,000円を追加、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億4,526万5,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成27年9月11日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

補正の主なものについてご説明いたします。

7ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款9 地方特例交付金、項1 地方特例交付金、目1 地方特例交付金252万9,000円の増額補正でございます。交付額の決定によるものでございます。

款10 地方交付税、項1 地方交付税、目1 地方交付税3,957万7,000円の増額補正でございます。普通交付税額確定による補正でございます。

款14 国庫支出金、項2 国庫補助金、目6 総務費国庫補助金622万3,000円の増額補正でございます。中間サーバー・プラットフォーム整備費補助金等でございます。

款15 県支出金、項2 県補助金、目3 農林水産業費県補助金363万5,000円の増額補正でございます。阿蘇火山活動降灰地域園芸対策緊急支援事業補助金等でございます。

目4 災害復旧費県補助金1,319万9,000円の増額補正でございます。

8ページをお願いします。

款16 財産収入、項2 財産売払収入、目1 不動産売払収入1,500万5,000円の

増額補正でございます。鳥子工業団地村有地売却収入でございます。

款18繰入金、項1繰入金、目2特別会計繰入金116万9,000円の増額補正でございます。介護保険特別会計繰入金等でございます。

款19繰越金、項1繰越金、目1繰越金2億820万円の増額補正でございます。前年度剰余金確定によるものでございます。

9ページをお願いします。

款20諸収入、項3雑入、目1雑入592万7,000円の増額補正でございます。堂園小森線道路改良に伴う防火水槽移転補償金、分収林間伐等収益金、充電インフラ普及プロジェクト設置権利金等でございます。

款21村債、項1村債、目1臨時財政対策債610万円の減額補正でございます。臨時財政対策債発行可能額の確定によるものでございます。

10ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費162万4,000円の増額補正でございます。委託料で特定案件法律相談委託料、行政不服審査法関連3法の改正による例規整備支援業務委託料、地方公務員法の改正により人事評価制度導入が義務づけられたことによる支援業務委託料を計上いたしております。

目5交通安全対策費113万9,000円の増額補正でございます。ガードレール、カーブミラー等の交通安全施設工事費でございます。

目6諸費124万円の増額補正でございます。分収林間伐等収益分収金について、分収造林に関する条例第4条の分収歩合に基づき計上させていただいております。

目9電子計算費1,660万8,000円の増額補正でございます。中間サーバー接続に伴うネットワーク等構築委託料、中間サーバー・プラットフォーム整備利用負担金等でございます。

12ページをお願いします。

款3民生費、項1社会福祉費、目2老人福祉費446万9,000円の増額補正でございます。養護老人ホーム措置費、寝たきり老人等介護者手当等でございます。

款5農林水産業費、項1農業費、目5農業振興費377万円の増額補正でございます。阿蘇火山活動降灰地域園芸対策緊急支援事業補助金でございます。

13ページをお願いいたします。

項2林業費、目1林業振興費175万円の増額補正でございます。森林・林業・木材産業基盤整備交付金でございます。

款6商工費、項1商工費、目2観光費121万7,000円の増額補正でございます。糸舞季、萌の里の合併浄化槽修繕費でございます。

款7土木費、項2道路橋梁費、目1道路維持費4,020万円の増額補正でございます。村道維持補修工事費等でございます。

目2道路新設改良費1,100万円の増額補正でございます。委託料に測量設計委託料を計上いたしております。

14ページをお願いいたします。

款8消防費、項1消防費、目2消防施設費276万円の増額補正でございます。堂園小森線道路改良に伴い、現在設置している防火水槽を撤去し、消火栓を設置させていただくものでございます。

15ページをお願いします。

款9教育費、項4社会教育費、目1社会教育総務費72万6,000円の増額補正でございます。本年度、熊本県人権教育研究大会が阿蘇で開催されるためでございます。

款10災害復旧費、項1農林水産施設災害復旧費、目1現年度農地等災害復旧費1,669万7,000円の増額補正でございます。農地等災害復旧工事費等でございます。

10ページにお戻りいただきまして、総務費、総務管理費、目7の基金費でございます。1億4,500万円の増額補正でございます。財政調整基金積立金でございます。

予備費に3,720万8,000円の増額補正を行っております。

あとは議員各位のご質問によりお答えさせていただきます。ご審議方、よろしくをお願いいたします。

○議長（坂梨公介君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

3番、村上議員。

○3番議員（村上貞廣君）3番議員、村上です。

質疑に入ります前に、きのう宮田議員のほうから質問があつて、企画商工課長のほうから、例の1,321万6,000円がことし6月の補正予算でどこからこういう数字が出てきたかちょっと不可解でございますみたいな発言をされたふうに私は受け取りました。その点につきまして、自分も質問するときにはいろいろ調べてから質問をしているつもりでございます。自分の名誉にかかわります問題ですから、ちょっとそここのところを確認であります。

1,321万6,000円の数字の根拠、これは平成25年6月、第2回定例会の補正予算、そのときに総務課長のほうからの補正の説明の中で、1,321万6,000円の増額補正は村道鳥子団地5号線つけかえ工事に伴う村有地売払収入でございますということで説明をされております。ですから、ひとり歩きした金額でも何でもございません。これは自分の名誉のために、まずもってお伝えしておきたいというふうに思います。

それから、ページに戻りますが、8ページの今言いました1,321万6,000円プラス現年度分で178万8,000円というふうに収入として入っております。これは早急な対応をされたというふうにも思っておりますが、そこで1点確認

ですけれども、2年前の総務課長の説明の中で、これは平米数もちゃんと上がっております、面積としても。ですから、1,321万6,000円の財産売払収入については、地番でいけば448の1ということで間違いありませんか。

○議長（坂梨公介君）企画課長。

○企画商工課長（高本孝嗣君）448番の1ということになっております。

○議長（坂梨公介君）村上議員。

○3番議員（村上貞廣君）ありがとうございました。

それでは、この現年度分178万8,000円というのは、地番でいうならどの部分ですか。

○議長（坂梨公介君）企画課長。

○企画商工課長（高本孝嗣君）同じく字鳥子大字鳥子で312番地13になります。

○議長（坂梨公介君）村上議員。

○3番議員（村上貞廣君）自分はわざわざ何回か法務局に出かけて地籍図あるいは登記簿謄本等をとってまいったんですが、その中ではちょっとこれはありません。わかりました。これは財産収入として村のほうに入っているということであれば喜ばしいことであります。

そこで、1つだけ、また質問ですが、448の1、いわゆる昔の鳥子工業団地の、総務課長が答弁されたときには当然分筆してあったかと思いますが、448の1の1,321万6,000円というふうになっていますが、ことし3月の定例議会のときに、工業団地5号線の廃止が出てまいりました。そこで、産業課長のほうで廃止をされたわけですけれども、当然448の1というのは448の11と448の8と448の9に分筆されております。そこに昔はぐりっと回った、いわゆる448の1の村道5号線というのがありました。これを含めたところで465、464、463の4、467というのも村が農地といいますか、山林もありますが、買収をして、所有権は平成23年から平成24年にかけて全部村になっております。それで、そこにあった昔の村道についても当然鳥子工業団地の1,321万6,000円、448の1と同様に財産売払収入として村のほうに入っているというふうに認識をしておりますが、それで間違いありませんか。

○議長（坂梨公介君）企画課長。

○企画商工課長（高本孝嗣君）当然ながら、名義が変わっておりますので、売却をされております。

○議長（坂梨公介君）村上議員。

○3番議員（村上貞廣君）465、463の4、それから467というのは、昔は村道5号線というのはぎざぎざと形の悪い道路でした。それで、企業さんのほうから、これじゃ余り見苦しいからということだったろうと私は理解しておりますが、今緩やかなカーブがついて、なだらかになっております。その中には、昔の村道と、今、村が買収されています、さっき言いました地番も含まれておりますので、その地番についても当然財産売払収入として入っている

というふうに私は理解しますが、それで間違いありませんか。

○議長（坂梨公介君）企画課長。

○企画商工課長（高本孝嗣君）先ほども言いましたように、売却された土地でございまして、入っております。

○議長（坂梨公介君）ちょっとまとめてください、村上議員、一発で。長くなります。

○3番議員（村上貞廣君）きのうはある程度長くやってもいいと。

○議長（坂梨公介君）ポイントを絞って。

○3番議員（村上貞廣君）じゃ、ここはきのう宮田議員も言われたように、恐らく西原村では一番神聖な場所であり、地所でありますので、しかも議事録にも残りますし、今自信を持って高本課長がそういうふうにお答えしたということであれば、もうそれを信じて、この質問は終わります。

○議長（坂梨公介君）ほかにありませんか。

6番、山下議員。

○6番議員（山下一義君）6番、山下です。

ページ数は10番になります。

目1一般管理費ですけれども、この中に人事評価制度導入支援業務委託料54万円がありますけれども、これの人事評価の目的、あるいはどういうふうに今後評価した後にされるのか。今まで私が議員になりまして、この欄は初めて目にしましたから、お願いいたします。

○議長（坂梨公介君）総務課長。

○総務課長（泉田元宏君）人事評価制度導入支援業務委託料54万円についてでございますが、今回、人事評価制度の導入を義務づけました地方公務員法が改正されております。この地方公務員法の改正によりまして、平成28年4月から施行されることになりまして、現在までの勤務評定制から人事評価制度、いわゆる能力評価、業績評価、業績評価につきましては、目標管理、成果、実績等でございますけれども、これに変わることから、職員への研修等を実施させていただき、意識向上を図りたいと考えております。

研修の内容といたしましては、人事評価制度の適切な運用を行うために、目標管理研修を3回、評価者研修を2回程度計画させていただけたらと思っております。目標管理研修につきましては全職員を対象としております。また、評価者研修は管理職を対象に研修をさせていただくかなということで考えているところでございます。

従来は勤務評定につきましては、上司からの一方的な評価で、結果を職員のほうに知られることがないということ、また人事管理に十分活用されないなどの問題点や指摘を受けておるところでもございます。これはうちの村に限ったことではございませんけれども、全国的にということでは捉えていただければと思います。

それに伴いまして、平成28年4月から導入されます人事評価、こちらにつきましても、能力、業績の両面からの評価でございまして、評価基準の明示や自己申告、面談、評価結果の開示などの仕組みにより、客観性を確保しながら、人材育成にも活用していきたいということで導入されるものでございます。以上です。

○議長（坂梨公介君）6番、山下議員。

○6番議員（山下一義君）それは、その評価が決まったならば、指導的なことも行政のほうでされるわけですか、悪いところがあれば。点数制でこれはされるわけですか。

○議長（坂梨公介君）総務課長。

○総務課長（泉田元宏君）問題があるようなことについては、今までも指導はやってきたところではございますけれども、当然そういう形にはなるかと思えます。

それから、これに伴いましては、給料、勤勉手当に絶対に反映しなければならないということではないかと思っております。以上です。

○6番議員（山下一義君）わかりました。

○議長（坂梨公介君）ほかにございませんか。

4番、西口議員。

○4番議員（西口義充君）4番、西口です。

歳出の14ページ、消防施設費ですけれども、この中で繰出金で116万円とっております。これは消火栓の金額だろうと思えますけれども、産業課で消火栓をこの金額で何基据えられるのか、ちょっと教えていただけますか。

○議長（坂梨公介君）産業課長。

○産業課長（海東義朗君）後で簡易水道の補正予算が出てきますので、その中で説明するところではございましたが、先ほど歳入のほうで276万円でしたか、県のほうから現在設置されている防火水槽に対しての撤去費用等の補償費が入っておりますので、そのままの金額で160万円は撤去をされますので、あと116万円残った分について、村として、もとあった場所付近に消火栓を設置する予定にしております。以上です。

○議長（坂梨公介君）4番、西口議員。

○4番議員（西口義充君）消火栓もあそこら辺には余りないので、116万円、一般的に消火栓は四十何万円かかると思いますが、我々集落でお願いしても三十何万円とか、そういうあれが出てきておりますけれども、この金額だったら3つぐらいできるんじゃないかなという金額がありましたので、何基できるのか、ちょっとお尋ねをしたわけでございます。

それから、やっぱり14ページですけれども、学校管理費の河原小学校の門設置ですけれども、測量設計が30万円ほど予算をとっております。教育委員会にお尋ねしますけれども、位置的にはどこら辺を考えておられるのか、ち

よっとお伺いをいたします。

○議長（坂梨公介君）教育課長。

○教育課長（塚元利文君）位置につきましては、大体今あるところを中心にとは考えておりますけれども、一応学校とか保護者の方たちと話し合いながら進めていきたいと思っておりますので、決定しているところはございません。

○議長（坂梨公介君）4番、西口議員。

○4番議員（西口義充君）以前、教育長もご存じですけれども、一応一番いい場所といいますか、工事するのも一番やりやすい場所というのは私なりに見ておりましたので、何かあれば相談いただくならと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（坂梨公介君）教育長。

○教育長（曾我敏秀君）実は、きのう懇談会の最後がこの話でございました。

この門柱についても、みんなで議論して、あと保護者、そして学校、教頭先生が今地元でもありますし、ちょっと構想めいたものも教頭のほうでも持っています。今後、保護者、学校、そういった関係者で、教育委員会も含めて、基本設計みたいなものをつくって設計に出すという方向で、きのう話し合ったところです。西口議員の案もちょっといただきたいというふうには思いません。

○議長（坂梨公介君）ほかにございませんか。

村上議員。

○3番議員（村上貞廣君）ページ数は15ページですが、災害復旧費の農地等災害復旧工事費、以前に比べたらかなり件数も金額も少なくなっているということは事実であると思えます。いろんな方に聞きますと、近ごろは昔のごつ補助率がなかもんね、だから出したって自己負担が大分出さなんけん、ちょっとぐらい崩れとつたっちゃ、もう自分で片づけようというような形で、安易に妥協されて、私の隣、西村精記さんの話ですが、この前の大雨で、畦畔が農道のほうにどっと全部塞いでおった状態ですけれども、自分で重機を借りてこられて、オペレーターを雇って全部片づけたということもあります。

そこで、当然補助率の場合には増高とか連年災ということであると思えますが、こんなことを言ったら何ですけれども、郡内とか村内で甚大な被害があったり、お亡くなりになったりした場合には、激甚指定というものもあるというふうに思いますが、今の農地災害の一般的に施設といいますか、農道とか水路とかじゃなくて田畑であります、大体補助率的にはどれぐらいの補助になっているのが現状ですか。

○議長（坂梨公介君）産業課長。

○産業課長（海東義朗君）村上議員もよくご存じのように、災害が終わった後、査定を受けて、補助率増高申請、あるいは過去3年分の連年災ですかね、最近さっきおっしゃったように少のうございます。多いときは連年災で補助率

が相当上がっておりましたが、最近は少ないということで、一応それでもある程度は上がるだろうと、こちらとしても考えておりました、農地として80%ぐらいまではいきはしないか、それから施設で90%ぐらいはいきはしないかというところで、歳入のほうの分担金及び負担金の欄で、ことしは95万9,000円、一応それで見込んでおるところでございます。これは、ご存じのとおり、補助率増高とか、そういうのが終わらないと確定はできない訳でございますが。

それから、ほかの災害が6月30日と7月21日に起こったわけですが、それから台風15号でも若干起きまして、1件は報告があったので、すぐに調査して報告したんですけれども、予算編成、予算の作成、製本の段階で、2件報告が後でされてきたものですから、もしかすると専決のほうでお願いすると思いますので、その点もよろしく願いいたします。

○議長（坂梨公介君）3番、村上議員。

○3番議員（村上貞廣君）ありがとうございます。

自分が考えていたよりも比較的、年度で違うと思いますけれども、補助率的には高いなど。六四か五五ぐらいか、農地災害の場合それぐらいかなというふうに理解しておったわけですが、もう少し広報紙等を使って、私が今言ったみたいな考えを持っておられる方もいっぱいいらっしゃるんですよ。前は増高があった場合に、例えば農地でも96ぐらいあったと思います。施設の場合は99%近くあったと思います。ですから、100万円かかったって何万円しか出さんでいいというようなことだったんですが、今ですと100万円かかっても20万円は出さやんというように単純計算でなりますので、これだけあるということもご存じでない人たちも農家の方でいっぱいいらっしゃるかと思います。

そして、農家も高齢化して、なかなか維持管理も厳しい中に、水路がふえて自分ところの田んぼに打ち込んできたとか、2年前、私のところもそういうのがあったわけですが、なかなか1人ではできない、重機を雇って、オペレーターを雇って、自分で排除せないかん。瓜生迫にも1件そういうところがあります。もう田は植えずに配当ばかりにしておこうという方もいらっしゃいますし、できるだけもうちょっとPRのほうも考えて今から先やっていただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（坂梨公介君）産業課長。

○産業課長（海東義朗君）その点につきましては、ちょっとPRと申しますが、一応、水防連絡会議のときに区長さん方には、個人申請なものですから、こういう災害があったらまず産業課のほうに報告をお願いしますということで、常々PRをしております。また、個人でもし崩れたりした場合は、ご存じのとおり、災害にかからない場合もございます。先だって重機を雇って片づけられたということでございましたが、19の負担金、補助及び交付金の欄を見

ていただきまして、小規模農地等災害復旧事業補助金ということで、災害にかからない、あるいはもう災害復旧申請しないと言われる場合には、小災害につきましては、わずかではありますが、この中から、一応現場に行って担当者あたりもそういう小災害で機械代なんかは出ますよというようなことはお知らせしているところです。ですから、何しろ災害があれば、一度産業課のほうにご報告をお願いしたいというところで、今後もまた区長会のほうで説明していきたいと思えます。

○議長（坂梨公介君）村上議員。

○3番議員（村上貞廣君）これで終わります。

それでは、今ちょっと初めて、私もわかっていないのは悪かったんですが、事後報告じゃいかん訳でしょう。例えば現場写真を撮っておったりとか、撤去したり。上から道路が崩壊して行きどまりになって、重機を雇って、オペレーターを雇って、運搬車に載せてきて、結構な費用になるわけですよ、それだけでも。もう今は更地というか、きれいに元通りに復旧してありますので、だから、それが事後でもいいんですか。

○議長（坂梨公介君）産業課長。

○産業課長（海東義朗君）一応、担当の産業課が訪ねて災害の場合は写真を撮るわけですがけれども、やっぱり事後となると、じゃ、いつ崩れたんだと。管理が悪くて崩れたとかいう場合なんかもあるかもしれませんので、今のところは事後については考えておりません。すみません。

○議長（坂梨公介君）ほかにございせんか。

9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）9番議員、宮田です。

歳入になります。9ページ、雑入のやつで、充電インフラ普及プロジェクト設置権利金188万4,000円、歳入があったんですが、歳出項目には何もないわけですがけれども、多分名前のところからいって決算書に上がっていました萌の里の電気自動車の充電施設に関する予算だと思います。決算の後に何かの入金があっておるのかとも思いましたけれども、設置権利金とありますので、何かの権利が向こうにあるのかなという、188万4,000円を西原村に支払って何かの権利をいただいているような感じもしましたので、この辺、決算書の内容と含めて、企画課長、ちょっと説明を願えますか。

○議長（坂梨公介君）企画課長。

○企画商工課長（高本孝嗣君）きのう決算をいただいた分でございますけれども、次世代自動車の充電インフラ整備ということでございまして、現在、萌の里に前年度に設置しております。当然ながら、急速充電となりますと30分ぐらいで普通の一般の自動車充電できるやつということでございます。ご存じのように、西原村の役場も庁車としてリーフが寄贈されているというか、貸し出しで今あるわけですがけれども、この充電については一般充電というこ

とで8時間ぐらいかかると。

この事業につきましては、次世代自動車充電インフラ整備事業ということで、去年、阿蘇郡一斉に整備されたわけでございまして、西原村におきましても急速充電の設置については萌の里の駐車場の片隅に置かせていただいております。金額的に設置の工事費が国の決算で475万円かかっておりまして、この設置に際しましては、向こうから全額補助ということで事業を受けたところでございましたけれども、何分前年度も年度末においての工事ということで、確定する部分が4月以降になったということで、前もってわかっておりましたので、2回にわたって補助金をいただいておりますけれども、前年度、平成26年度の補助金が次世代自動車充電インフラ整備事業補助ということで、これは一般社団法人次世代自動車振興センターよりいただいております。これがきのう決算で309万円いただいております。

それと、載っております188万4,600円につきましては、充電インフラ普及プロジェクト事務局からいただいております。このプロジェクトとは何かということでございますけれども、一応これについては合同会社日本充電サービスというのがあるんですけれども、こちらから充電インフラ普及プロジェクト事務局に委任されたということでございまして、こちらのほうから補助金が参っております。この設置に対します権利金という言葉が出ておりますけれども、工事は村が行った、補助は皆、全て向こうからいただいたということでございまして、補助金の中の内訳として、本体の機器権利金と本体の設置の一部の工事費が、今回補正で上げております普及プロジェクトの事務局から補助金として来た名目が、こういった名目で来ております。

今後、この事業につきましては、今回設置ということで、これは8年間有効といいますか、あれがあるわけですけれども、8年間は向こうの持ち物みたいな形でリースという形で借りますけれども、補助金が毎年、向こうから電気代、またはそれに対しますメンテナンス費用はいただきますけれども、それに伴います消費税相当額だけは地元負担ということです。電気代もうちのほうから一旦払っておいて、消費税分を除いた分が向こうから来るということでございまして、ご存じのように、3月の一番最初、今年度の補正で、当初予算を平成27年度分として維持管理の補助金として51万4,000円ほど組ませていただいております。これが8年間です。これが耐用年数だろうと思っておりますけれども、8年間で向こうの持ち物のような状態で、補助金をいただくと。その後どのようにするか、撤去するかどうかはその後に決まりますけれども、一応急速充電を萌の里に設置するための補助金の一部というふうに思っていただけだと思います。以上でございます。

○議長（坂梨公介君）9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）ありがとうございます。

内容的なことは大体わかりました。何か整備費の補助金と権利金と書いて

ありましたので、その辺、何か向こうに権利を発生させるような感じもしましたけれども、そのプロジェクトが、その権利といいますか、グループとしての分散させた金額の割り振りが西原村にも入ってきたような感じだと思います。8年間はリース契約ということであります。その運営もほぼ100%近い、消費税分だけが自治体負担ということで、非常に好ましいことで、逆に言うと観光の一つの拠点にそういう施設が置いてあるということで、喜ばしいことです。

8年間は、まず運営は新しく、お金をもらいながらできますので、8年後のことを今度は考えていかにやいかんだろうと思いますので、その辺、向こうの補助金を今いただいておるところと、またリース期間終盤には話をされて、これはもう、せっかくつけましたので、逆に撤去なんていう話にならないように、これは要望ですけれども、お願いしたいと思います。以上です。

○議長（坂梨公介君）ほかにございませんか。

1番、坂本議員。

○1番議員（坂本隆文君）1番、坂本です。

10ページです。庁車購入費というのが不用額86万円上がっております。これは新車で買われたワゴンの不用額だと思いますけれども、よかったですでしょうか。

こちらの車のほうは何回か乗せていただいたことがありますけれども、バックモニターがついておりませんでした。安全のためにもバックモニターをつけられたらどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（坂梨公介君）総務課長。

○総務課長（泉田元宏君）すみません、これは研修のときにも坂本議員さんのほうから言われたことをございましたけれども、今回不用額といたしまして全額減額補正をさせていただけたらということで予算を組ませていただいておりますので、今後検討させていただきたいと思います。やはり交通安全、一番注意をしなければならないところでもございますので、検討させていただきたいと思います。以上です。

○議長（坂梨公介君）坂本議員。

○1番議員（坂本隆文君）公用車ということで、職員の方が結構運転されると思います。なれない車でもありますし、時には女性の職員の方も運転されると思います。安全性のためにもバックモニターをつけられるといいのではと提案しておきます。以上です。

○議長（坂梨公介君）ほかにございませんか。

9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）9番議員、宮田です。

ページは、歳出のところになります。13ページ。

まずは、農林水産業費の中の農地費とほ場整備費、産業課の関連になると

思いますけれども、まずは16番の原材料費100万円、補正が上がっております。農道等の生コン支給と水路側溝等の支給ということであります。

生コンの支給は、私が記憶しておるのは限度額が1つ70万円ということで記憶はしておりますけれども、今回40万円ということで、ちょっと金額が端数なのかなと思いつながりながら聞いておりますので、根拠をお願いしたいと思っております。

それと、水路側溝等の支給ということでありますけれども、これは60万円、二次製品の材料の支給ということで、これによって農地の水路等の新しく破損箇所に入れ直し等がやられておるといふような事業と理解しておりますけれども、この側溝ですけれども、水路側溝というと普通U字溝とかトラフとかが一般的でありますけれども、近年、また補正の中にも出ていますけれども、村道の現道の側溝入れかえという作業が単独費用であります。農道のところの原材料支給で逆にやられる場合に、U字溝とかトラフとかで積算をされているのか、どの側溝でも可能なのか、その辺答弁願えればと思います。

○議長（坂梨公介君）産業課長。

○産業課長（海東義朗君）生コン支給につきましては、当初も若干いただいておりますが、また要望がございまして、その分の追加でとらせていただいております。

○9番議員（宮田勝則君）概算の数量を示してください。

○産業課長（海東義朗君）今のところ、要望が上がってきているのは、こちらで計画しているのが325万円ほどでございます。

それから、U字溝につきましては、今4件ほどあっております。

道路側溝については、普通、用水路の場合、管理上、道路側溝だと蓋がつかず。そして、金額的にも相当高くなりますので、この金額では延長が延びないということになってしまいます。どちらかというと、場所が悪いところなんかを改修されますので、トラフになりますと、ご存じのとおり、相当延長がLが1mから2mになってしまいます。そういう直線的な部分はよろしいですけれども、やっぱりU字溝等が60cmぐらいで曲がっていきますので、こういうところで道路側溝までは補助としては考えておりません。以上です。

○議長（坂梨公介君）9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）ありがとうございます。

極端な例を私も挙げましたけれども、農道の中でもコンクリ舗装してある場所の際とか、そのケースもまれにあるかと思っております。この部分はちょっと入れたいと。ほかの事業でやればいいんですけれども、原材料支給が一番安いという形でやられておる中で、そういうケースがありましたら、そちらの材料の使用といいますか、道路側溝をさきに入れておくと、後ほど単費で工事されます自分のところ、同じ場所ですけれども、そのためにもいいのかなと。後ほど蓋をかければよかった形も考えてみましたので、今後検討

をしていただきたいなというふうに思います。

それでは、次のほ場整備事業の件です。

単費が200万円ということで、工事請負費の中にあります。請負費の説明が補助整備事業関連単独工事費とあります。関連といいますと、どういう解釈になるのかなということでございます。実際、今の工事に伴っておる工事だと思しますので、内容等の説明をお願いいたします。

○議長（坂梨公介君）産業課長。

○産業課長（海東義朗君）現在、日向・葉山・医王寺工区、新工区3工区を発注して工事中でございます。工事に入って、今回、道路作業を教育委員会の方々につきましては、道路品評会時にちょっと止まって見ていただきまして、相当厳しいところが出てきて、細かなブレーカーでも割れないというような状況のところは、ちょっと上げたりとかいう部分、変更が若干もう出てきております。関連ということで、客土等もどうしてもだめで補助事業にのっからない部分が出てくるんじゃないかなろうかというところで、今回組ませていただいております。できればもっと欲しいところですけども、今回はそれでございます。以上でございます。

○議長（坂梨公介君）9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）ありがとうございます。

単独費用ということで、決して悪いと言っておるわけじゃないんですが、一応補助事業としてやっていますので、補助事業でできる範囲は一応そちらに打ち込むと。その関連で土の動かしが余分に出るとか、他の工区の有用度などが大きくなるとかいう話でありましたら、当然単独費用になるのかなというふうな思いもありましたので、内容的には大体わかりました。

最後まで、2月いっぱいという工期の中で、1工区がちょっとおくれて発注になるようですけども、その辺も含めて、来年度の田植えには皆さんがはまって、整備できた田んぼでまたやれるように思っているところです。早期の完成を管理の担当課の課長として厳しくもあり優しくも指導していただきたいと思っています。以上です。

○議長（坂梨公介君）ほかにございませんか。

○9番議員（宮田勝則君）もう一丁よかですか。

○議長（坂梨公介君）はい、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）すみません、教育委員会にちょっと質問です。

教育委員会のほうで、中学校と小学校関係で山西小、河原小、西原中学校受水槽の清掃と、中学校だけが今3階建てということで、高置タンクが置いてある関係で、高架水槽の清掃業務の委託が補正で上げられています。これは当初で切られたからの補正ですか。今の時期が点検の時期なのですか。そこら辺、考え的には当初で見らなんようなものだと思いますので、お願いいたします。

○議長（坂梨公介君）教育課長。

○教育課長（塚元利文君）お答えします。

去年までは一応水道課の職員のほうが担当してやっておりましたがけれども、実質的には、やっぱり水道課の職員では事故なんかあったときにちょっと対応できないということで、今回補正で上げさせていただいた訳でございます。以上です。

○議長（坂梨公介君）宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）質問と支出を変えられたので、何とも言えませんが、その懐ぐあいというか、管理体制を変えたというのは、当初から変えてあったんですか、守備範囲を変えたのは。

○議長（坂梨公介君）教育課長。

○教育課長（塚元利文君）当初になって、最近というか、新年度に入ってからでございます。

○議長（坂梨公介君）ほかにございせんか。

10番、田島議員。

○10番議員（田島敬一君）10番、田島です。

11ページの一番上、軽自動車検査情報市区町村提供システム用パソコン購入費ということで書いてありますけれども、このパソコンのシステムと申しますか、これはウインドウズ10ですか。お答えをお願いします。

○議長（坂梨公介君）税務課長。

○税務課長（佐藤光弘君）OSまでははっきりちょっとうちのほうでも調べていませんが、恐らく7だと思います。

○議長（坂梨公介君）10番、田島議員。

○10番議員（田島敬一君）7ということを知って少し安心しましたがけれども、今インターネット上で情報が漏れていることもいろいろ話題に上っておりますけれども、ウインドウズ10は内部の情報を引き出すことができるということで、これは導入しないほうがいいという警告がしきりにインターネット上で言われております。システム自体にデータをとるといのが組み込まれているそうです。今あるパソコンにしろ、ウインドウズ10ではなくて違う方式でされることを提案しておきたいと思っております。以上です。

○議長（坂梨公介君）ほかに質疑ございせんか。

○9番議員（宮田勝則君）ちょっと別の案件で。

○議長（坂梨公介君）9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）すみません、宮田ですけれども、10ページ、電子計算費の今回また非常に高い補正をされています。財源的には県からの606万6,000円と単費が1,054万2,000円ということで、説明の中と歳入をちょっと確認しておりますけれども、調定システムの改修業務委託とか、一番高い中間サーバー接続に伴うネットワーク等構築委託料、これは単費で見えてありま

す、1,021万1,000円。他のものは補助が出ておりますけれども、この内容、よく見てもわからんものですから、担当は企画電算室と思っておりますけれども、今度のマイナンバー制度関連が非常に多いのかなという思いもあります。今後の情報管理の中で生かされてくるものと思っておりますので、概略で結構です、説明していただければと思っておりますけれども、よろございますか。

○議長（坂梨公介君）企画課長。

○企画商工課長（高本孝嗣君）大きな金額が、この中に予算として構築委託料ということで1,000万円を超えております。このことについては、先般よりずっとお話がっておりますマイナンバー制度に伴いますシステムの運用にかかわることでございます。

マイナンバー制度の運用を行うに当たりましては、国からの指針を踏まえて構築する必要があるということで、ご存じのように情報漏えい、年金問題から発しまして、この問題がなければ、ここまではなかったんですけども、今回その問題がありまして、一般のインターネットに接続されている部分とマイナンバー制度に伴った番号施行というか、それに伴いますシステムを切り離しなさいというふうに、単純に言えば、そういうことございまして、今回それを構築する要はサーバーを設置して、それぞれに分けるという作業でございます。本来ならば、先ほども言いましたように、一本化でよかったんですけども、ライン上で2つに切り離すということで、完全に番号法に基づいたマイナンバーのやつは切り離したシステムということでご理解していただければと思っております。

また、今後、必要であろうというのは、今度はそれぞれの職員さんが、今まで使っていたインターネット上の情報提供だったり、そういったものと、今度は番号法、マイナンバーにより構築されたサーバーの部分が2台必要になってくるかと思っております。このことについては、来年の7月までに設置しなさいというふうになっておりますので、それまでに、この整備費についてはまた後でお願いしたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（坂梨公介君）9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）わかりました。

まず、環境整備の委託ということであって、また今までの総合行政サービスの回線とは別途というふうに解釈しましたけれども、別途のパソコンがそれ専属で端末が要するという考え方だと理解しました。

そういうことであれば、各職員全員にパソコンが2台並ぶのか、今のテーブルに。限られておる部署の管理職程度のところに配置されるのか。決定がされておるならば紹介していただきたいと思っておりますけれども。

○議長（坂梨公介君）企画課長。

○企画商工課長（高本孝嗣君）私の説明がちょっと不足だったかもしれません

けれども、総合行政というのは、一般的に我々が財務会計だったり、いろんなやつをしているのが総合行政でございますけれども、総合行政とマイナンバーについては一体的なやつでございます。ただ、今度は普通に我々が業務を行っていますソフト関係、またはスケジュールだったり、そういったやつについてのインターネット、普通のどこでもホームページだったりサイトにつなげるような状態のやつと切り離すということでございます。

ただ、先ほどから言われました職員が2台持つかということについては、重要なポイントで、それぞれの重要な職場でございます。特に、住民課と税務課あたりには、それぞれの職員に配置させていただきたいなというふうに思っておりますし、あとの職員につきましては、それぞれの管理職または係長職だったり、その課に必要な分だけをお願いしたいなということで、まだ決まってはございません。課題としてどのようにするかは、また今後協議していくというところで今計画しております。以上でございます。

○議長（坂梨公介君）ほかにはございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（坂梨公介君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

10番、田島議員。

○10番議員（田島敬一君）田島です。

電子計算費のところ、マイナンバー関連でかなりシステムの構築などにお金がかかるということで、今回のこれは序の口ではないかという話で、これからどんどん構築していった挙げ句の果てが、一般質問でも述べましたように個人情報の漏れとか、何しろ人間が間にどうしても関与しなくてはならないということから、大変危険であるということから、反対いたします。

○議長（坂梨公介君）9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）9番議員、宮田です。

危険であるのは私も同調しておりますけれども、危険だから西原村を入れないというお話ですけれども、勝手に入ってしまうわけです、国策で。民間事業者のほうは、すんなりすぐ入って行って、厳しい罰則は設けられておりますけれども、そちらの情報管理のほうも、やはり中小・零細企業の事業主の方は非常に厳しい人件費の中でやっていくわけです。

本予算の中に含まれる構築見直しとか、かなり一般財源も入れてはございますけれども、当然国費もがばっと入ってきておるわけです。今後、端末の使用も、先ほども申しましたように厳重管理が要するという中で、うちだけやらんでルーズによそから漏れるよりは、うちがしっかりやっておったほうが、自分のところの責任でよそから漏れないように、したものはしようがない、自分ところのやつだけは必ず守るという姿勢が、この予算には含まれておるということで、この予算に賛成いたします。

○議長（坂梨公介君）ほかにはございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（坂梨公介君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第50号、平成27年度西原村一般会計補正予算（第3号）について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（坂梨公介君）起立多数であります。

よって、議案第50号は原案どおり可決されました。

暫時休憩します。

（午前11時05分）

（午前11時18分）

○議長（坂梨公介君）休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第2、議案第51号、平成27年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

内容の説明を住民課長に求めます。

（住民課長 西山春作君 登壇 説明）

○住民課長（西山春作君）議案第51号につきましてご説明いたします。

議案第51号、平成27年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。

平成27年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,215万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億371万7,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成27年9月11日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

主な内容につきましてご説明申し上げます。

6ページをお願いいたします。

6ページの歳入予算でございますが、款1国民健康保険税、項1国民健康保険税、目1一般被保険者国民健康保険税に1,000万円の増額補正でございます。これは、健康保険税率改正に伴い再計算し、収納増を見込んだものでございます。

款4療養給付費等交付金、項1療養給付費等交付金、目1療養給付費等交付金に210万円の増額補正でございます。これは、平成26年度退職者医療交付金の確定に伴う不足額交付による増額でございます。

款9繰越金、項1繰越金、目1繰越金に平成26年度決算に伴います繰越金

3,005万4,000円の増額補正でございます。

続きまして、歳出でございます。

7ページの歳出予算でございますが、款2保険給付費、項1療養諸費、目2退職被保険者療養給付費の210万円の財源組替補正をしております。これは、社会保険診療報酬支払基金からの過年度分退職給付費等交付金をその他の財源として一般財源から組み替えたものでございます。

款3後期高齢者支援金等、項1後期高齢者支援金等、目1後期高齢者支援金、これに17万円の増額補正をしております。これは、後期高齢者支援金額決定に伴うものでございます。

款4前期高齢者納付金等、項1前期高齢者納付金等、目1前期高齢者納付金に1万6,000円の増額補正をしております。これは、前期高齢者納付金の納付額決定に伴う増額でございます。

款6介護納付金、項1介護納付金、目1介護納付金、これから10万6,000円の減額補正をしております。これも平成27年度介護納付金の納付額の決定に伴うものでございます。

款8保健事業費、項2保健事業費、目1保健衛生普及費から59万4,000円の減額補正をしております。

8ページでございます。

款11諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目1一般被保険者保険税還付金に20万円の増額補正をしております。現時点での予算額の執行から不足が生じるおそれがあるため、増額補正をしております。

続いて、目3償還金、こちらに1,575万7,000円の増額補正をしております。これは、平成26年度療養給付費等国庫負担金の実績に伴う超過交付金分の返還金でございます。

そして、予備費に2,671万1,000円の増額補正をしております。以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（坂梨公介君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（坂梨公介君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（坂梨公介君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第51号、平成27年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（坂梨公介君）全員起立であります。

よって、議案第51号は原案どおり可決されました。

日程第3、議案第52号、平成27年度西原村介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

内容の説明を住民課長に求めます。

（住民課長 西山春作君 登壇 説明）

○住民課長（西山春作君）議案第52号についてご説明いたします。

議案第52号、平成27年度西原村介護保険特別会計補正予算（第1号）。

平成27年度西原村介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,311万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億5,190万3,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成27年9月11日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

主要内容につきましてご説明いたします。

6ページをお願いいたします。

6ページ、歳入予算でございます。

款3国庫支出金、項2国庫補助金、目3包括的支援事業任意事業費交付金、こちらは79万6,000円の減額補正です。また、目4事業費補助金は21万円の増額補正でございます。これは、平成27年度地域支援事業実施要項改正に伴い、補助対象外となる国庫補助金の減額補正及び総合行政介護保険システム改修における国の事業費補助金の増額でございます。

款5県支出金、項2県補助金、目2包括的支援事業任意事業費、こちらは39万8,000円の減額補正をしております。これも地域支援事業実施要項改正に伴い、補助対象外となる県補助金の減額補正でございます。

款6繰入金、項1一般会計繰入金、目4包括的支援事業任意事業費繰入金、こちらは23万4,000円の減額補正をしております。こちら地域支援事業実施要項改正に伴い、財源としていた村費繰入金を減額するものでございます。

款8繰越金、項1繰越金、目1繰越金、こちらに3,433万円の増額補正をしております。こちらは平成26年度決算に伴います繰越金の増額補正でございます。

7ページをお願いいたします。

7ページの歳出予算でございます。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、こちらに42万2,000円の増額補正をしております。これは、介護保険法改正に伴い、国庫補助事業で行うシステム改修業務委託料の増額補正でございます。

款3地域支援事業費、項3包括的支援事業任意事業、目1介護予防ケアマ

ネジメント事業費、こちらに1,000円の増額補正をしております。

目2 任意事業費は204万円の減額補正をしております。これは平成27年度地域支援事業実施要項改正に伴い、補助対象外となった寝たきり老人等介護者手当を一般会計へ組み替えたための減額補正でございます。

款4 諸支出金、項1 償還金及び還付加算金、目1 償還金、こちらに409万9,000円を増額補正しております。これは、平成26年度介護給付費地域支援事業費の実績における差額の返還金でございます。

款4 諸支出金、項2 繰出金、目1 繰出金でございますが、こちらに108万8,000円を増額補正しております。こちらは、平成26年度介護給付費等の精算に伴います一般会計の繰出金の差額返還分でございます。

あとは、予備費に2,954万2,000円を増額補正をしております。以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（坂梨公介君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（坂梨公介君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（坂梨公介君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第52号、平成27年度西原村介護保険特別会計補正予算（第1号）について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（坂梨公介君）全員起立であります。

よって、議案第52号は原案どおり可決されました。

日程第4、議案第53号、平成27年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

内容の説明を住民課長に求めます。

（住民課長 西山春作君 登壇 説明）

○住民課長（西山春作君）議案第53号につきましてご説明いたします。

議案第53号、平成27年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

平成27年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ284万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,799万5,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正

後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成27年9月11日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

主な内容についてご説明申し上げます。

6ページをお願いいたします。

6ページの歳入予算でございます。

款4繰越金、項1繰越金、目1繰越金、こちらは平成26年度決算に伴います繰越金の284万8,000円の増額補正でございます。

続きまして、歳出でございます。7ページをお願いいたします。

7ページの歳出予算です。

款4諸支出金、項2繰出金、目1他会計繰出金、こちらに8万4,000円の増額補正をしております。こちらは、平成26年度後期高齢者医療特別会計事務費の精算に伴います一般会計への繰出金であります。

あとは、予備費に276万4,000円の増額補正をしております。以上でございます。ご審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（坂梨公介君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（坂梨公介君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（坂梨公介君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第53号、平成27年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（坂梨公介君）全員起立であります。

よって、議案第53号は原案どおり可決されました。

日程第5、議案第54号、平成27年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

内容の説明を産業課長に求めます。

（産業課長 海東義朗君 登壇 説明）

○産業課長（海東義朗君）議案第54号についてご説明いたします。

議案第54号、平成27年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）。

平成27年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ981万9,000円を追加し、

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,026万円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成27年9月11日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

主な内容につきまして、6ページ、7ページをお願いいたします。

歳入歳出でございます。

歳入では、先ほどありました一般会計繰入金として、県道堂園小森線改良工事に伴う消火栓設置に係る補償費115万9,000円及び平成26年度決算認定にて確定しました実質収支額1,766万817円に伴う繰越金866万円を増額補正いたしております。

7ページの歳出には、業務費721万4,000円、予備費260万5,000円を増額補正いたしております。

歳出の目1業務費、節2、3、4の給与、職員手当等、共済費につきましては、担当職員の人事異動に伴い、合わせて324万8,000円の減額補正をいたしております。

節9旅費に21万6,000円及び節19負担金に24万6,000円の増額補正につきましては、職員の福岡市で行われます15日間の水道技術管理者資格取得講習会参加のための増額補正をいたしております。

節15工事請負費につきましては、熊本県が進めております県道堂園小森線道路改良工事に伴い、歩道への水道管布設、地下式消火栓設置工事に1,000万円増額補正、予備費に260万5,000円を増額補正いたしております。以上でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

○議長（坂梨公介君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（坂梨公介君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（坂梨公介君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第54号、平成27年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（坂梨公介君）全員起立であります。

よって、議案第54号は原案どおり可決されました。

日程第6、同意第3号、西原村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

(総務課長 泉田元宏君 登壇 説明)

○総務課長(泉田元宏君) 同意第3号についてご説明いたします。

同意第3号、西原村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて。

次の者を西原村固定資産評価審査委員会委員に選任したいから地方税法(昭和25年法律第226号)第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

平成27年9月11日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

記。

氏名、森永和紀。

生年月日、昭和25年11月9日生。

住所、西原村大字鳥子650番地2。

提案理由。

任期満了に伴い、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を得る必要があるためでございます。

よろしく願いいたします。

○議長(坂梨公介君) 内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長(坂梨公介君) 質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(坂梨公介君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

同意第3号、西原村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、原案どおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(坂梨公介君) 全員起立であります。

よって、同意第3号は原案どおり同意することに決定しました。

日程第7、総務福祉常任委員会審査報告を議題とします。

委員会審査報告書は、議席に配付のとおりです。

総務福祉常任委員会の審査報告を委員長に求めます。

総務福祉常任委員長、宮田勝則君。

(総務福祉常任委員会委員長 宮田勝則君 登壇 報告)

○総務福祉常任委員会委員長(宮田勝則君) 9番議員、宮田です。

総務福祉常任委員会の審査報告を行います。

平成27年9月18日、西原村議会議長、坂梨公介様。

西原村議会総務福祉常任委員会委員長、宮田勝則。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

事件の番号、陳情書受理番号1番。

陳情者、阿蘇郡西原村大字小森478、下小森区長、坂田忠政外区長21名。

件名、公民館建設時の補助率の引き上げについて。

審査の結果、平成27年3月13日、第1回定例会において、総務福祉常任委員会に付託された本付託事件については、委員会において慎重審査した結果、不採択と決定した。

不採択と決定しておりますけれども、内容については、前回6月定例会でも一部報告を継続審議ということしております。その間、3月定例会より4月13日と6月8日と8月の今定例会中9月11日に常任委員会を開催しております。その間、下小森区長等の役職員の方々と意見交換会も一度いたしております。

その内容でございますけれども、現在、補助金を他の市町村関係を探しましたが、最高でも5割までという補助率でございます。その中でも用地造成費等は対象外になっております。近隣町村と比較しますと、西原村の補助率が現在金額の上限を設けておりません。補助率が3割までと2,000万円を超える部分に関しては2割以内という補助率になっております。結果、5割に引き上げるといふ陳情書でございますので、過去の公民館建設の集落負担分を勘案しても、5割というのは非常に補助率として大きい。単独費用5割ということは大いという結論に至っております。

なお、現在の文化施設事業の補助に関する条例、この内容を条例改正が必要であるという委員会の方向性は出ております。

現在の公民館の建設におきます補助率は3割以内です。しかしながら、事業費2,000万円まで3割、2,000万円を超える部分については2割以内としております。その内訳ですけれども、直営施工の場合、原材料費、運搬費、機械費、労務費、用地費、補償費、雑費という形になっております。また、請負形式の総事業費の内訳ですけれども、工事請負締結額、用地補償費というふうになっております。いずれも用地費用関係が含まれておるところと補助額に関しても上限が設けられていないというところもあります。

補助率に関しては、若干上げていく方向性を見出しております。しかしながら、用地費の除外等この条例を改正する必要があるということも委員会のほうでは決定しております。補助率に対しては、数字は若干出ておりますけれども、3割より少し上げる方向という方向性を出しております。以上です。

○議長（坂梨公介君）これから委員会審査報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（坂梨公介君）質疑がないようですから、自席に帰ってください。

これより討論を行います。討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(坂梨公介君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これから陳情書受理番号1番、陳情書、公民館建設時の補助率の引き上げについてを採決します。この陳情書に対する委員長の報告は不採択です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(坂梨公介君) 全員起立であります。

よって、陳情書受理番号1番、陳情書、公民館建設時の補助率引き上げについては、委員会審査報告のとおり、不採択とすることに決定しました。

日程第8、発議第2号、西原村議会会議規則第129条に伴う議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。議員の派遣については、お手元に配付しましたとおり派遣することにしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(坂梨公介君) 異議なしと認め、よって発議第2号、西原村議会会議規則第129条に伴う議員派遣については、お手元に配付のとおり派遣することに決定しました。

日程第9、西原村選挙管理委員及び補充員の選挙を行います。

選挙管理委員が10月24日で任期満了であります。地方自治法第182条の第1項及び第2項の規定により、議会において選挙することになっております。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推薦にしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(坂梨公介君) 異議なしと認め、よって選挙の方法は指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(坂梨公介君) 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定しました。

選挙管理委員には、西原村小森1201番地、高橋啓君、西原村宮山1550番地、廣瀬和徳君、西原村河原744番地8、津留一二三君、西原村小森835番地、田中英雄君、以上の方を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名した方を選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(坂梨公介君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました高橋啓君、廣瀬和徳君、津留一二三君、田中英雄君、以上の方が選挙管理委員に当選されました。

次に、選挙管理委員補充員には次の方を指名します。

第1順位、西原村鳥子2650番地、日置正信君、第2順位、西原村小森3594番地11、池田雄二郎君、第3順位、西原村河原1386番地、中村孝月君、第4順位、西原村布田1693番地、今村和博君、以上の方を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました方を選挙管理委員補充員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(坂梨公介君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました第1順位、日置正信君、第2順位、池田雄二郎君、第3順位、中村孝月君、第4順位、今村和博君、以上の方が順序のとおり、選挙管理委員補充員に当選されました。

日程第10、組合議会報告を行います。

組合議員から報告がございましたら、お願いします。

9番、宮田議員。

(9番議員 宮田勝則君 登壇 報告)

○9番議員(宮田勝則君) 9番議員、宮田です。

益城・嘉島・西原環境衛生施設組合一般会計並びに補正予算の審議を平成27年8月21日金曜日に定例会で行っております。その内容等の報告をいたします。

平成27年度益城・嘉島・西原環境衛生施設組合一般会計補正予算。

補正予算の中身でございますけれども、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,396万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億8,109万円とするものです。

決算のほうを先にいかせていただきます。

平成26年度益城・嘉島・西原環境衛生施設組合一般会計決算書ということで、歳入を行います。

歳入の主なものでございますけれども、分担金及び負担金収入済額3億8,435万9,000円、使用料及び手数料692万9,000円、財産収入3,159万2,864円、繰入金0円、繰越金6,885万8,436円、諸収入1,119万9,127円、歳入総額5億6,727万2,877円。

歳出でございます。議会費147万9,492円、総務費9,073万2,892円、衛生費4億609万5,908円、予備費は0円でございます。歳出総額4億9,830万8,292円。歳入歳出の差し引き残額6,896万4,585円となります。

歳入の本村負担分でございますけれども、調定額として今回決算でも上がっております7,172万8,000円でございます。

続いて、決算が終わりまして、平成27年度の第1回の一般会計補正予算に

移ります。

先ほど申しましたけれども、繰り返します。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,396万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億8,109万円とするものです。

歳入の内訳でございますけれども、繰越金2,396万4,000円を補正しております。

歳出に移ります。歳出におきましては、総務費に2,043万7,000円、衛生費に206万9,000円、予備費に145万8,000円を計上しております。歳出の補正額も歳入の補正額も冒頭申したとおり2,396万4,000円です。

主な内訳ですけれども、歳入は繰越金でございます。歳出におきまして、一般管理費の中で主なものでございますけれども、財政調整基金に積み立てが2,000万円しております。委託費ということで、歳入算出の管理システムの設定、これを委託するということで21万6,000円。なお、パソコンでございます。パソコン、プリンター、キャビネットということで22万1,000円を計上されております。

予算関係等、議題は以上でございましたけれども、現在、益城・嘉島・西原のクリーンセンターでございますけれども、その他の上益城の町村、旧矢部町、現在、山都町になっておりますけれども、山都町、甲佐町、御船町の3町を含みます6町村におきまして、熊本中央一般廃棄物処理施設促進協議会を昨年より協議会として行っております。本年まだ任意協の段階ではございますけれども、8月31日に行われました会議におきまして、本年度で任意協議会を終了するという結論に至っております。内容的には、来年度より新組合の設立という方向も出ております。本年度中は、今の組合協議会の中では、基本計画を立てていくということと、用地の選定を幾分決めていこうということになっております。来年度以降は6町村における新組合が誕生するという運びになっております。以上でございます。

○議長（坂梨公介君）ただいま報告が終わりましたが、何かお尋ねはございませんか。

西口議員。

○4番議員（西口義充君）4番議員、西口です。

8月25日に台風15号が熊本に上陸いたしまして、村内でも多大な被害が出ているわけでございます。一般の家庭のごみや事業所のごみはクリーンセンターで引き受けておられますけれども、台風被害を受けた中で、家庭の庭木とか枝が折れたり枯れたりしております。それがこのクリーンセンターで受け入れは可能なのか。また、可能ならば、いつまでできるのか、期限があるのか。ちょっと教えをいただきたいと思っております。

○9番議員（宮田勝則君）質問ありがとうございます。

質問において、今回、台風15号が熊本にも上陸しておりまして、西原村は

そう被災の数量的には少ないようではございますけれども、益城町平坦部分、嘉島町、非常に多く出ているようでございます。

この件につきましては、通常時でも受けております。しかしながら、有料であり、1 kg当たり10円の費用がかかっております。今回、台風被災に関するものは、期限を9月4日まで無料で受け入れております。しかし、いまだに持ち込みがあると聞いております。現在は、持ってこられた方が申し出されて、免除の申し出があれば無料としているところです。期間も延長になっております。

いつまでかという質問に関しては、クリーンセンターの事務局においては、いまだに入っていますので、いつまでという期限は設けられない状況です。数量の搬入具合を見ながら決定したいというところです。やはり個人の方が自分の仕事の休みのときとかに片付けをされて、搬入時間も限りがありますので、その辺でちょっと延びているのかなというふうに思っております。以上です。

○議長（坂梨公介君）ほかにございませんか。

4番、西口議員。

○4番議員（西口義充君）質問していいのか、ちょっとわかりませんが、西原村の疑惑の中に、議員についての廃棄物に関する書き込みがあるが、承知しておられますか。お尋ねいたします。

○9番議員（宮田勝則君）承知しております。私も、この関係、昨日の審議の中でも申しましたように承知しているところでございます。まず、ちょっと読ませていただきますと、「ある西原村の議員が、自分の古家を取り壊した際に火をつけて燃やしたとのこと。本来は産業廃棄物としての処理が必要なところを燃やして処理しようとした。それで騒動（ヘリコプター出動）になり罰金を払っている模様。そんな事件にもかかわらず議員職を続けているが、ほかの議員はちょっとした不祥事で辞めさせられているにもかかわらずおかしなこと」という疑惑のお話がインターネット上に、ツイッターですけれども出ておりました。というところで、その件であるかと思えます。私のことと思われまので、この内容を若干説明させていただきたいと思えます。

このおうちですけれども、昨年4月の末ごろの出来事であります。私のおじの古い家と農業用の小屋が小野集落内にありました。数年前より集落の役員の方より、空き家になって長いから、また近隣の住民が他の場所からごみを持ってきてあそこに捨てているから、大変困っていると。どうにかできないかということで、できれば建物も古いから解いてもらえんかという相談をいただいております。そうすれば、きれいにさせていただいた後は、私たち集落で後は管理して、きれいな状態にするからと言われておりましたので、いここに相談したところ、昨年、答えが出まして、解体しようと思ったところです。しかし、そこに近隣住民が持ち込んだごみを当人に片づけ

てくれと、何日いついつまでにとお願いしておりましたが、実際は実施されないままでありました。いついつまでと言ったのは、昨年の中旬ぐらいまでには片づけてくれないかということで、3月に私からお願いしたところ
です。

その後、春の道路清掃、いつも村内一斉で行っています道路品評会までには、あそこもきれいな状況に部落の人がしたいという思いが当初よりありまして、4月末から仕事をしたところ
です。この仕事ですけれども、私と、私のおじ名義でございまして、おじはそのとき既に亡くなっておりまして、いとこになります者から頼まれて親戚関係でやったわけですが、解体材におきましては処分場に運搬して
おりました。また、母屋の中の古い家財道具がありました。これは、いとこのほうが熊本市内の花立に住んでおられますけれども、その近くで専門の業者さんに連絡して、その専門業者の方が家の中の不要なものは全てとりに来られて持
っていかれております。

しかし、その中で、農業の小屋にありましたネコボク等一部、ネコボクとい
いますか、ネコボクというとも私も最初知りませんでしたけれども、むしろの
ようなものです。その1枚と木切れをその土地の土手で、約1時間弱ぐら
いだったと思います。土手で火をつけて安易に燃やしてしまっております。
その行為が廃棄物の適正処理に関する法律に違反するということになりまし
て、当初役場の住民課からも指導をいただいたと。その指導日に関しまして
は、5月1日という記憶ははっきり覚えております。その日は、私は当然公
務、午前中が青少年健全育成会議、昼からが人権同和の会議に参加していた
ところ
です。親戚同士の者で行っていただいておりますので、そちらのほう
が指摘をもらって、保健所より指導をされております。

私のほうも後日、その前々日に多分作業をしていたという記憶ですので、
日時は定かではありませんけれども、そのときにネコボク1枚と木切れを焼
いて
おります。重量的には70kgくらいというふうに記憶しておりますけれども、
保健所より指導はされておりましたけれども、その後は、指導で済んでいた
と思
って
おりましたけれども、この通報を保健所、役場にされた泉田洋一さん
ですけれども、こちらが
大津警察署のほうに申し出られ、処分をしないのはおかしいと刑事のほうに捜査依頼を
数度とされて
おります。警察より、その後、私が事情聴取をされて、罰金を支払うに至るよう
になりました。

少量とはいえ、またむしろとか木切れを土手でちょっと焼いてしまったとい
うこと
で、反省すべきところではあります。自分の置かれた立場、議員としての皆
さんに
信頼されるべき公僕の方が、もっと立場上考えて慎重に行動すべきであ
ったと思
って
お
ります。確かに、少しだからとか、木切れだからとかいう判断を当時いた
しましたが、適切な判断をすることが大事であると今反省しているところ
でござ
います。

また、この法律の解釈で、非常に厳しい法律でございまして、適用

除外というのがあります。法の解釈で非常にわかりづらいと感じております。一般家庭でも、自宅の庭先で雑草が生えますね。それをちょっと枯らして燃やしてしまったら、この法律に違反するということになりかねないということです。ただし、農業用地の農地の維持管理においては、その適用から除外されるということです。

また、一般に言う、上は農地だけれども、下が土手が道路に面しておるといふ解釈になると、保健所も警察署も法律に抵触する、引っかかるということで、非常に厳しい法律にはなっています。今まで区役のときも、切ったのを部落の中で一部草を燃やしたりしていた感覚がそのままあったというのは事実です。一般廃棄物なのか、産業廃棄物なのかではなく、廃棄物全部にわたってそういう縛りがあるということで、こういう田舎におきましては、なかなか日常生活の中でそこまで考えることがなく過ごしてきておりましたけれども、今回の私の行動の中で、やはり軽率であったと同時に、こういう法律をよく熟知しておかんといかんのかなという反省をしております。

ここにおられる皆さんも公僕の中にあります。日常の中で今までやっていたことの中で、やはり指摘されたり、通報されたり、一般住民の方より言われたときに、このぐらい大丈夫だろうと思ってやっていたことが、こういう結果になります。罰金に関しても決して少額ではありません。最高額は個人でも1億円、事業者におきますと3億円以下ということで、非常に上限額が高い法律になっておりますので、ご注意願えればと思います。私も今後はこのようなことのないように注意して日常生活を送っていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（坂梨公介君）質問ありますか。

（「ありません」の声）

○議長（坂梨公介君）自席に帰ってください。

ほかに報告ございませんか。

（「ありません」の声）

○議長（坂梨公介君）ないようでしたら、これで組合議会報告を終わります。

日程第11、委員会報告を行います。

各委員会から報告ございましたら、お願いします。

（「ありません」の声）

○議長（坂梨公介君）ないようでしたら、これで委員会報告を終わります。

日程第12、委員会の閉会中の継続調査申し出についてでございます。

お手元に配付の各常任委員会の申し出に従いまして、議会運営委員会委員長、林田直行君、総務福祉常任委員会委員長、宮田勝則君、産業教育常任委員会委員長、山下一義君、以上の方から申し出がっております。

事件、理由などについては、記載のとおりです。

閉会中の継続調査申し出について、承認してよろしいですか。

(「はい」の声)

○議長(坂梨公介君) 承認されたものと決定します。

以上で、本日の議事日程及び会期日程は全部終了しました。

これをもって閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(坂梨公介君) 異議なしと認め、これをもって平成27年第3回西原村議会定例会を閉会します。

午後12時20分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

熊本県阿蘇郡西原村議会議長 坂 梨 公 介

10番議員 田 島 敬 一

1番議員 坂 本 隆 文